

福岡看護大学 点検・評価報告書

大学基準協会認証評価用
(2022年度受審)

目 次

序 章	1-2
本 章	
1. 理念・目的	3-8
2. 内部質保証	9-27
3. 教育研究組織	28-34
4. 教育課程・学修成果	35-59
5. 学生の受け入れ	60-70
6. 教員・教員組織	71-81
7. 学生支援	82-96
8. 教育研究等環境	97-107
9. 社会連携・社会貢献	108-114
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	115-125
(2) 財務	126-132
終 章	133-135

序章

学校法人福岡学園は、福岡歯科大学、福岡看護大学、福岡医療短期大学の三大学に加えて、地域の医療センターとしての医科歯科総合病院、口腔医療センターのほか、地域住民への健康支援を行う地域連携センターや介護老人保健施設を有し、関連施設として特別養護老人施設がある保健・医療・福祉の総合学園である。

本学は、学校法人福岡学園の口腔医学推進の理念に基づき、全身の健康に貢献できる看護専門職を養成するため、2017年4月に開学した。

本学は、2015年10月に文部科学省に大学設置を申請し、2016年8月31日に文部科学大臣から設置認可書の交付を受け、2017年4月に開学した。「建学の精神」に基づき、看護学部の教育の目的としては「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」を定めている。特色として、「多職種と協調・協働できる実践能力」「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力」「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」を掲げ、一人ひとりの尊厳を保ち、その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職を育成することを目指して、教育・研究活動の改善、充実に取り組んでいる。

2016年の大学設置認可時に付された留意事項は、①設置の趣旨・目的が生かされるよう設置計画を確実に履行すること、4年制大学にふさわしい教育研究活動をおこなうこと。②教育の目的である「口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力の育成」が明確になるようシラバスを改めることの二点であった。設置認可から現在までの改善・向上に向けた取り組みについて概略を以下に説明する。

①については、開学前に就任予定者全員の参加の下で説明会を3回開催し、大学設置の趣旨・目的、設置計画を説明し理解を得た。また、看護分野別のグループワーク等で教育課程と担当領域の周知、開学までの準備状況や教員組織等の説明を行ったことで教職員の連帯感が深まっていった。2017年開学後は、設置の趣旨・目的・教育研究活動・組織運営について、入職時オリエンテーション・各委員会・スタッフ会議等で学長が何度も説明し共通理解が得られるように努めた。

教育研究活動水準の向上のため、開学前より「看護学・口腔医学連携研究委員会（現在：看護学・口腔医学ワーキンググループ）」を設置し、福岡歯科大学及び福岡医療短期大学の教員と共同で研究を推進し口腔関連の研究成果を教育に反映している。また、2019年10月に福岡歯科大学及び福岡医療短期大学並びに本学における「口腔医学」に関する共同研究組織として、口腔医学研究センターを設置した。同センターでは、5つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととしている。更に、教員には科学研究費補助金申請を義務付け、分野毎に教授のリーダーシップの下で採択率は徐々に上がっている。

2018年度には全教員が就任したことから、教員組織構成員の主体的・組織的・倫理的な

取り組みによって教育内容・教育方法の評価・改善を実施してきたが、教育成果の可視化については課題が残り、2021年度から教育支援・教学 IR 室が設置されたことにより学修成果の可視化と改善に向けた意思決定が進められるようになった。

②については、「福岡学園第三次中期構想」（2017～2022年度）の基本方針であった「口腔医学の理念の下で教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」に沿って本学の事業計画を作成し、具体的達成目標を定め、6か月ごとに進捗状況の評価・改善する PDCA サイクルに則り、各委員会活動として取り組み評価・改善・向上を目指してきた。

本学の特色である well-being に関して、また、口腔医学を取り入れた看護に関して重点を置き、教育・研究の充実化を目指して全教員が取り組んでいる。FD 研修会を実施し、「口腔を起点とした全身の健康支援」に関連する授業科目の授業設計、各看護分野の口腔ケアマニュアル・口腔ケア方法の検討、教育の順序性と教育内容の適切性について検討しシラバスの改善・充実を行った。そうした教育実績をもとに、2020年2月に看護大学教員が総力を結集し、書籍「看護で教える最新口腔ケア」を発刊し、教科書として活用している。また、実習施設をはじめ関連施設、各関係者へ広く配布した。本学の教育の集大成となるこの著書を広く周知することによって本学の教育研究活動の推進のひとつとなるものと考えられる。

2020年10月には計画履行状況等調査委員会による、文部科学省令に基づく設置計画履行状況調査の結果、指摘事項等は付されることなく2021年3月に完成年度を迎えた。2021年4月に大学院看護学研究科（修士課程）を開設し、学部教育との継続性と専門性に十分配慮した人材養成等教育研究上の目的を定めている。定員5名に対し5名の大学院生がそれぞれの将来像を目指し学び始めたところである。

完成年度に当たって開学から4年間にわたる各種委員会の活動実績、及び教育・研究、地域貢献や大学運営など「福岡看護大学の現状と課題 2017年度～2020年度」としてまとめ、明らかになった課題や今後の展望について検討しているところである。

以上のように、完成年度を経てまだ一年目であること、卒業生を初めて社会に輩出したところであり、大学の理念・目的及び学部・研究科の教育目的に沿って看護専門職として人材育成ができたのか評価が必要である。

今回、初めて大学基準協会認証評価を受審するに当たり、内部質保証の方針、体制及び手続を策定し、評価項目に沿って点検・評価報告書を作成する過程に於いて課題等が明らかになった。今後、魅力ある大学づくりを目指す上で、内部質保証のシステムの有効性を検証し改善・向上する所存である。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

福岡看護大学（以下、「本学」という。）は、地域医療の質向上と健康長寿社会の実現に向けて貢献するために、看護の対象者一人ひとりの尊厳を保ち、その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職を育成することを目的として、2017年4月に開学した。開学以来、大学設置基準を遵守して大学運営を行っている。2020年10月に計画履行状況等調査委員会による、文部科学省令に基づく設置計画履行状況調査を受けるも指摘事項等付されることなく、2021年3月に完成年度を迎えることができた（資料1-1、資料1-2）。2021年4月には大学院看護学研究科（修士課程）を開設し、看護学部と大学院看護学研究科（修士課程）を有する看護の単科大学となった（資料1-3）。

本学の理念・目的は、「建学の精神」として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする。」と定めている（資料1-4【ウェブ】、資料1-5、資料1-6【ウェブ】）。「福岡看護大学学則」（以下、「学則」という。）にも、この「建学の精神」を、第1条目的使命として、定めている（資料1-7【ウェブ】）。

さらに、本学の「建学の精神」並びに教育の理念に基づく人材像として「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観の涵養を図るとともに、看護学に関する専門の学術を教授研究し、関連分野と協調・協働する力を備え、社会において看護専門職として活躍するとともに、看護学の発展に寄与する人材を育成する」と定めている。

看護学部の教育の目的は、教育理念に基づいて、「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」を定めている。

特色としては、「その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職の育成」を中心に置き、「多職種と協調・協働できる実践能力」「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力」「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」の4つを掲げている。（資料1-8【ウェブ】、資料1-9、資料1-10【ウェブ】）。

看護学研究科（修士課程）は、「福岡看護大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）の第1条目的に「看護学に関する学術の理論・応用を専門的に教授研究し、高度な専門職業人を育成することを通して、人々の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする」と定めている。さらに、大学院学則第7条に、人材養成等教育研究上の目的として、「医療看

護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付けて、看護実践に関する事象を学術的に研究し、その成果を看護実践・看護研究に活かすことのできる指導者的な役割を果たす人材を養成する」と定めている（資料 1-11【ウェブ】）。

以上のことから、大学の理念・目的に基づいて教育理念を適切に設定し、看護学部の教育目的、看護学研究科の教育研究上の目的を定めている。そのため、大学の理念・目的と学部・研究科の目的は極めて関連性の深い内容になっている。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

看護学部及び看護学研究科の理念・目的は、「学則」及び「大学院学則」にそれぞれ定められている（資料 1-7【ウェブ】、資料 1-11【ウェブ】）。

「建学の精神」は、本学ホームページ「大学紹介」及び全教職員、学生に配布する看護学部及び研究科パンフレット、CAMPUS MANUAL 学生便覧・シラバスの冒頭部等に明記し、周知している（資料 1-4【ウェブ】、資料 1-5、資料 1-12【ウェブ】、資料 1-13【ウェブ】、資料 1-14【ウェブ】）。

大学の理念・目的、学部・大学院看護学研究科の目的等の周知及び公表については、ホームページにおいて、各々「学部紹介」「大学院紹介」のページを設けるなど、情報の得やすさや理解のしやすさに配慮した構成としており、適切に明示及び公表している。

看護学部及び看護学研究科の養成する人材像、教育研究上の目的については、教育目標を達成するための 3つのポリシー（アドミッションポリシー：入学者受入れ方針、カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施方針、ディプロマポリシー：学位授与方針）を定め、養成する人材、教育研究上の目的をそれぞれ定めており、本学のホームページに掲示し、教職員、学生及び社会に対して公表している。

また、教育目的及び教育目標についても、大学ホームページ上で広く公表している（資料 1-4【ウェブ】、資料 1-10【ウェブ】、資料 1-13【ウェブ】、資料 1-15【ウェブ】）。

なお、「学部紹介」「大学院紹介」は、学びの特色、取得可能な資格、カリキュラム、実習先紹介などをホームページに公表している。また、入試要項及び CAMPUS MANUAL 学生便覧・シラバスにも掲載し、教職員及び学生へ周知している。

看護学部及び看護学研究科の理念・目的については、入学時や学年毎のオリエンテーションなどで学生に説明し理解する機会を設けている。高校生や保護者に対しては、オープンキャンパスなどで説明している。教職員に対しては、新任教員オリエンテーション、スタッフ会議、FD 研修会などで周知できる機会を設けている。また、「公開講座」などは、地域社会に向けて、本学の理念を伝える機会となっている。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は2017年4月の開学から、教育理念を「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観の涵養を図るとともに、看護学に関する専門の学術を教授研究し、関連分野と協調・協働する力を備え、社会において看護専門職として活躍するとともに、看護学の発展に寄与する人材を育成する」と定め、一人ひとりの尊厳を保ち、その人らしい最適な生活(well-being)を支える看護専門職を育成することを目的に、2021年3月の大学完成年度までは大学設置計画を確実に履行した。設置計画履行状況報告書として、大学ホームページに公表している(資料1-10【ウェブ】、資料1-16【ウェブ】)

開学した2017年4月は、学校法人福岡学園が2023年3月までの6年間の「第三次中期構想」を策定し、スタートした年であった。その第三次中期構想は、「学校法人福岡学園第三次中期構想」であり、本学を含め福岡歯科大学及び福岡医療短期大学並びに介護老人保健施設等に関して、各学長もしくは施設長のリーダーシップのもとで各々が取り纏めたものである。そのため、本学としての中・長期計画であることは論を俟たない(資料1-17【ウェブ】)。

第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師、看護師、保健師、歯科衛生士、介護福祉士を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」ことを目的とし、看護学部及び看護学研究科の中・長期の計画を定めている。口腔医学推進の理念は、本学の建学の精神及び教育の目的である他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活(well-being)を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成することは、口腔医学推進の理念に繋がっている(資料1-8【ウェブ】)。

中期構想で掲げている6つの目標については、具体的到達目標を定めており、さらに、6か月ごとに進捗状況の評価・改善するPDCAサイクルに則り、各委員会と連携し改善策を講じている。財務・施設に関する目標とともに、資産収支計画(2017年度～2022年度)も含めたものであり、本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な内容となっている。第三次中期構想により、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定できている。これを福岡学園ホームページ上で公表している(資料1-17【ウェブ】、資料1-18【ウェブ】)。

しかし、完成年度を経てまだ一年目であることから、大学の理念・目的及び学部・研究科の教育目的に沿った看護専門職として人材育成ができたのか、卒業生の育成状況や課題など継続的評価を行い改善・向上が必要である。

なお、本学に関連する記載内容は、以下のとおりである。

1. 教育に関する目標

(1) 社会のニーズに応える医療人の育成

- (2) 口腔医学の確立・育成
- (5) 福岡看護大学の教育
- (7) 教育の質の向上
- (8) 国家試験
- 2. 研究に関する目標
 - (1) 研究の質の向上
 - (2) 研究ブランドの確立
- 3. 学生の支援等に関する目標
 - (1) 修学等の支援
 - (2) 学生の受け入れ
- 4. 社会との連携・貢献に関する目標
 - (5) 社会連携
 - (6) 国際連携
- 5. 組織運営に関する目標
 - (1) 組織運営の改善
 - (2) 人事制度の充実と人材確保
 - (3) 評価システムの充実
 - (4) 情報公開の充実
 - (5) 危機管理体制の強化
- 6. 財務・施設に関する目標
 - (1) 財政基盤の強化
 - (2) キャンパス整備計画の策定

1.2. 長所・特色

本学の特徴は、学校法人福岡学園が擁する歯科医師を育成する福岡歯科大学を始め、歯科衛生士を育成する福岡医療短期大学、地域の医療機関としての医科歯科総合病院、口腔医療センターのほか、地域住民への健康支援を行う地域連携センターや介護老人保健施設を擁し、関連施設に特別養護老人施設がある保健・医療・福祉の総合学園としての教育研究資源や実績を活用できることである。

学校法人福岡学園の口腔医学推進の理念は、看護学部の教育目的である「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」に反映され特色ある教育課程を編成している。

本学は2017年4月に開学し、2020年10月には計画履行状況等調査委員会による文部科学省令に基づく設置計画履行状況調査を受けるも指摘事項等付されることなく、2021年3月には完成年度を迎えることができた。大学の設置の趣旨等に記載した事項については、計画的に実施し、設置計画履行状況報告書として大学ホームページに公表している（資料1-16【ウェブ】）

2021年4月には、大学院を開設したことから、更なる、地域社会の保健・医療・福祉に

貢献できる高度看護専門職育成に寄与することが期待できる。

また、2017年4月の開学時は、学校法人福岡学園「第三次中期構想」の初学年に当たったことから、本学の将来を見据えて中期構想に掲げる「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師、看護師、保健師、歯科衛生士、介護福祉士を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」に沿って、本学の事業計画、具体的達成目標を定め、6か月ごとに進捗状況の評価・改善するPDCAサイクルに則り、各委員会と連携し改善策を講じてきた。

開学時から建学の精神・目的の下に中期構想に基づいて事業計画、達成目標を立案し実行することができた。新設大学で新任教員の集合体であることをチャンスと捉え、FD研修会等を実施し、教育目的の実現に向けて教職員が一丸となって教育内容・方法を共有し教育ができた。開学から完成年度までの4年間に教員の退職者が1名であったことから、教育に取り組む過程を通して、本学教員としての自覚が醸成されたと考えている。

1.3. 問題点

完成年度を経てまだ一年目であることから、卒業生を初めて社会に輩出したところである。大学の理念・目的及び学部・研究科の教育目的に沿って看護専門職として人材育成ができたのか、卒業生の育成状況等について実態調査を行ない、継続的評価及び改善・向上が必要である。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、授業形態の変更、臨地実習の制限、部活動や課外活動の制限等により大学生活は一変し、学生への影響を考えた対応策の評価を含め教育研究上の目的等達成状況を可視化し改善する必要がある。

1.4. 全体のまとめ

大学の理念・目的は、建学の精神として、「学則」第1条 目的使命として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする。」と定めている。建学の精神に基づいて教育理念を適切に設定し、看護学部の目的を踏まえ、看護学研究科の教育研究上の目的を定めている。看護学部及び看護学研究科の養成する人材像、教育研究上の目的については、教育目標を達成するために3つのポリシー（アドミッションポリシー：入学者受入れ方針、カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施方針、ディプロマポリシー：学位授与方針）をそれぞれ定めており、大学のホームページ等、様々な媒体を通じて、教職員、学生及び社会に対して広く公表している。

第三次中期構想については、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師、看護師、保健師、歯科衛生士、介護福祉士を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、看護学部、看護学研究科の事業計画を定めている。本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な

内容であり、大学としての将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定し概ね適切に運営されている。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定と

その明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセス）

本学は、建学の精神及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、「学則」第2条（自己評価等）の第1項において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、「学則」第2条の2において「本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。」と定めている（資料 1-7【ウェブ】）。また、大学院においても、「大学院学則」第2条において、「本学大学院における自己点検・評価については、福岡看護大学学則第2条の規定を準用する。」と定めている（資料 1-11【ウェブ】）。

「福岡看護大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を策定し、「内部質保証の方針」については、「教育研究水準の向上を図り、福岡看護大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学 IR 室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。また、自発的な教育の質の向上・推進を大学の組織文化として醸成する。」ことと定めている。なお、本学ウェブページ（情報公開の各種方針等）で公表している（資料 2-1【ウェブ】）。

この基本方針に基づき、恒常的・継続的に教育研究活動の状況を把握し、さらなる向上に取り組むべく、内部質保証システムを構築している。

「内部質保証の方針、体制及び手続」では、「内部質保証の方針」、「内部質保証の体制及び手続」の二つを定めており、以下のとおり明示している。

内部質保証の方針、体制及び手続

福岡看護大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、学則第2条を踏まえ、次のとおり内部質保証の方針、体制及び手続について定める。

【内部質保証の方針】

教育研究水準の向上を図り、福岡看護大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学 IR 室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。また、自発的な教育の質の向上・推進を大学の組織文化として醸成する。

【内部質保証の体制及び手続】

I. 内部質保証の体制

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とし副学長、研究科長、役職教員等及び事務局により組織する自己点検・評価委員会を内部質保証推進組織として置き、下部組織として FD・自己点検・評価推進委員会を置く。各委員会の役割は次のとおりである。

《自己点検・評価委員会》

1. 次の全学的事項について内部質保証の観点から審議する。
 - (1) 自己点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
 - (2) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表
 - (3) 中期構想に沿った事業計画の策定及び報告
 - (4) その他、大学の部署が行う評価活動
2. 自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ公表する。
3. 学長は、自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、FD・自己点検・評価推進委員会、各委員会、事務局等に改善を促し、その報告を求めるものとする。

《FD・自己点検・評価推進委員会》

1. 自己点検・評価委員会の指示に基づき教育の質保証に向けた活動を実施し、報告する。
2. 各委員会等と連携を図り、次の事項について内部質保証の観点から審議する。
 - (1) 自己点検・自己評価委員会が審議した自己点検・評価項目及び内部質保証の基本方針に則り、点検・評価に必要な根拠資料の作成
 - (2) 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、教育活動全体の成果を検証・評価
 - (3) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の（案）を作成
 - (4) 中期構想に基づいた事業計画の策定及び進捗状況の報告（案）を作成
 - (5) その他、大学の部署が行う評価活動

Ⅱ．内部質保証の手続き

自己点検・評価委員会は、教育成果の可視化に関する業務を担う教育支援・教学 IR 室との連携を図り、FD・自己点検・評価推進委員会等に対して、福岡看護大学自己点検・評価委員会規則第 5 条第 2 項に規定する事項に関する内容について、事業計画の達成状況等を踏まえ点検・評価を指示する。

FD・自己点検・評価推進委員会は、各担当委員会等と連携し点検・評価結果を報告書としてまとめ、自己点検・評価委員会に報告する。

自己点検・自己評価委員会は、点検・評価結果を受け、全学的な観点から審議し、改善・改革の指示を出すとともに、その成果を確認する。

このように、自己点検・評価委員会を中心として、全学的な P D C A サイクル (P=Plan 計画を立てる、D=Do 実行する、C=check 評価する、A=Action 改善する) を円滑に回し、改善・改革を推進する。

本学は、看護学部及び看護学研究科で構成される単科大学であることから、内部質保証に係る点検評価活動については、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価を実施する組織として位置づけられている。自己点検・評価委員会は、以下の全学的事項について内部質保証の観点から審議することになっている (資料 2-2)。

- (1) 自己点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
- (2) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表 (資料 2-3【ウェブ】)
- (3) 中期構想に沿った事業計画の策定及び報告 (資料 2-4【ウェブ】)
- (4) その他、大学の部署が行う評価活動

FD・自己点検・評価推進委員会は、自己点検・評価委員会の指示に基づき教育の質保証に向けた活動を実施し、報告することとしている。各委員会等と連携を図り、次の事項について内部質保証の観点から審議することとしている (資料 2-5)。

- (1) 自己点検・自己評価委員会が審議した自己点検・評価項目及び内部質保証の基本方針に則り、点検・評価に必要な根拠資料の作成
- (2) 学修成果の評価の方針 (アセスメント・ポリシー) に基づき、教育活動全体の成果を検証・評価 (資料 2-6)。
- (3) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の (案) を作成
- (4) 中期構想に基づいた事業計画の策定及び進捗状況の報告 (案) を作成
- (5) その他、大学の部署が行う評価活動

自己点検・評価委員会は、教育成果の可視化に関する業務を担う教育支援・教学 IR 室との連携を図り、FD・自己点検・評価推進委員会等に対して、本学自己点検・評価委員会規則第 5 条第 2 項に規定する事項に関する内容について、事業計画の達成状況等を踏まえ点検・評価を指示することとしている (資料 2-2)。

また、自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ公表すること、自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、FD・

自己点検・評価推進委員会、各委員会、事務局等に改善を促し、その報告を求めるものとし、PDCA サイクルを実質化させることとしている（資料 2-1【ウェブ】、資料 2-2）。

教育研究活動の点検評価としては、「福岡看護大学の学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」を定めている（資料 2-6【ウェブ】）。その目的は、看護教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施するためのものであり、学修成果の評価は、「福岡看護大学自己点検・評価委員会規則」が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映する、としている。

学修成果の評価対象は、看護学部及び看護学研究科の教育活動全体（大学（機関）レベル）、教育プログラム（教育課程レベル）及び授業科目（科目レベル）とし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに照らして行うこととしている。

教育研究活動の検証については、各担当委員会及び教育支援・教学 IR 室が作成した資料に基づき、表 1 の「学修成果の評価の項目及び指標の例示」の項目ごとに設置する検証組織の審議を踏まえ自己点検・評価委員会の委員長である学長が行うこととしている。

福岡看護大学の学修成果の評価の方針（アセスメントポリシー）

【学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）】

看護教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーに基づき、大学（機関）レベル、教育課程レベル、科目レベル（授業科目）の 3 段階で学修成果を評価する方法を定める。

学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映する。

1. 大学（機関）レベル

アドミッション・ポリシーに基づいて入学した学生が、卒業までに身につけるべき資質・能力（ディプロマ・ポリシー）を満たし、看護職者として社会に貢献できる人材に成長できたかを可視化し、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直し及び教育の質保証に向けた改善を図る。

学生の進路（就職率、資格・免許を活かした専門領域へ就業率及び進学率、退学率等）から学修成果の達成状況、卒業後のキャリアと大学での学修の関連性について評価する。検証結果をもとに、教育改革・改善、学生・学修支援の改善等に活用する。

2. 教育課程レベル

卒業までに身につけるべき資質・能力（ディプロマ・ポリシー）を満たす人材を育成できたのか可視化する。

教育課程におけるディプロマ・ポリシー達成状況（単位取得状況・GPA）、資格・免許の取得状況から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況の評価する。また、学年ごとの単位取得率・成績分布の状況の評価する。

また、学士力における汎用的技能と態度・志向性（問題解決力、主体的学習力、コミュニケーション能力）等について、臨地実習での学修成果やジェネリックスキルテスト結果を基盤として評価する。

3. 科目（授業科目）レベル

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく学修内容でシラバスが構成されているか評価し、学生アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

表 1：学修成果の評価の項目及び指標の例示

事項	アドミッション・ポリシーを満たす人材を受け入れたかの検証	カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかの検証						
育活動全体 大学（機関）レベル…教	<ul style="list-style-type: none"> ○入学者選抜結果 志願状況 入試成績 定員充足率 ○学生生活実態調査 ○PROG テスト成績 	<ul style="list-style-type: none"> ○出席率、留年率、休学率、退学率 ○学生生活実態調査 ○実習施設・就職先等のステークホルダーからの意見聴取 ○課外活動状況 ○FD の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○学修成果の達成状況 ○学位取得状況 ○卒業率 ○全体の就職率、資格・免許を活かした専門領域へ就業率 ○卒業時アンケート ○卒業後アンケート ○看護師・保健師国家試験の合否結果 						
プログラム 教育課程レベル…教育	<ul style="list-style-type: none"> ○入学前教育取り組み状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○学修成果の達成度 単位取得状況 GPA 分布状況 ○PROG テスト成績 ○学生による授業評価 ○コア・カリキュラムの実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○実習ポートフォリオ ○学修ポートフォリオ 						
科目（授業科目）レベル		<ul style="list-style-type: none"> ○シラバスで提示された授業科目の学修目標に対する評価 GPA 分布状況 学修ポートフォリオ 学生による授業評価 	<u>DP:1</u> 野別実習等	<u>DP:2</u> 人間関係論、看護倫理、看護分	<u>DP:3</u> well-being care 統合、看護分野別実習、統合看護学実習等	<u>DP:4</u> 実習等 看護分野別実習、統合看護学	<u>DP:5</u> 年齢看護論実習	<u>DP:6</u> 地域在宅看護論実習、成人・高	<u>DP:7</u> 習 口腔機能援助論、看護分野別実 看護課題研究等
検証組織	教授会、研究科委員会（研究科運営委員会、研究科教育向上推進委員会）、入試委員会、教務委員会、学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、自己点検・評価委員会、FD・自己点検・推進委員会、教育支援・教学 IR 室	教授会、研究科委員会（研究科運営委員会、研究科教育向上推進委員会）教務委員会、学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、自己点検・評価委員会、FD・自己点検・推進委員会、教育支援・教学 IR 室	教授会、研究科委員会（研究科運営委員会、研究科教育向上推進委員会）、教務委員会、学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、自己点検・評価委員会、FD・自己点検・推進委員会、教育支援・教学 IR 室						

教育研究活動等の点検評価活動は、各担当委員会等の審議を通じて行っている。
各委員会の審議内容は次のとおりである（資料 2-7）。

教授会

教授会は学長を議長とし、教授をもって構成する。自己点検・評価委員会が示す方針に基づき、大学教育の質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進できる取り組みであるかを最終決定し、内部質保証について責任を負う。

具体的には、自己点検・評価委員会が最終的に作成した、福岡看護大学自己点検・評価報告書（現状と課題）、改善報告書（半期毎の委員会活動の点検・評価報告）の資料に基づき、本学の自己点検・評価活動とその報告書に対する審議を行い、最終的に決議する。

研究科運営委員会（「福岡看護大学大学院研究科専門委員会細則」第 4 条）（資料 2-8）

- (1) 授業及び研究指導に関すること。
- (2) 修士の学位に関すること。
- (3) 学生に関すること。
- (4) 入学者の選考に関する事項
- (5) その他学務に関すること。

研究科教育向上推進委員会（「福岡看護大学看護学研究科教育向上推進委員会規則」第 4 条）（資料 2-9）

- (1) 教育内容や研究指導等の改善に関する調査・評価等の企画及び実施
- (2) 教育内容や研究指導等の改善に関する研究・研修会の企画及び実施
- (3) 授業方法や技術と教材の開発に関する研究・研修会の企画及び実施
- (4) 授業方法や技術と教材の開発に関する発表会の開催と報告書の作成
- (5) その他、教育内容や研究指導等の改善に関する大学長からの諮問事項

教務委員会（「教務委員会規則」第 2 条）（資料 2-10）

福岡看護大学教授会運営規則第 8 条の規定に基づき、学務に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業科目及び履修方法に関する事項
- (2) 授業計画及びその実施に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、転学、留学、退学及び卒業等に関する事項
- (4) その他、教務に関し必要な事項

学生支援委員会（「学生支援委員会規則」第 2 条）（資料 2-11）

福岡看護大学教授会運営規則第 8 条及び福岡看護大学大学院研究科委員会運営委員会規則第 7 条の規定に基づき、学生支援等の事項について審議を行う。

- (1) 学生の経済支援に関すること。
- (2) 学生の課外活動に関すること。
- (3) 学生の指導及び相談に関すること。
- (4) 学生の健康管理及び保健衛生に関すること。

- (5) 学校環境衛生の維持及び改善に関すること。
- (6) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (7) 学生の補導上必要な事項に関すること。
- (8) 学生生活実態調査及び調査報告書作成に関すること。
- (9) その他学生の支援に関すること。

学生キャリア支援委員会（「学生キャリア支援委員会規則」第2条）（資料2-12）

教授会運営規則第8条及び福岡看護大学大学院研究科委員会運営委員会規則第7条の規定に基づき、キャリア支援に関する以下の事項について審議を行う。

- (1) 就職及び進路選択の調査・分析並びにキャリア支援体制の整備に関すること。
- (2) 学生のキャリア教育の企画・実施に関すること。
- (3) 学生のインターンシップの企画・実施に関すること。
- (4) キャリア教育に係る学部及び研究科との調整に関すること。
- (5) 進路支援事業の企画・実施に関すること。
- (6) 求人情報の受付、提供及び管理に関すること。
- (7) 就職及び進学に関わる学内外関係機関との連絡調整及び連携に関すること。
- (8) 学生の進路相談に関すること。
- (9) 国家試験対策指導及び支援の計画並びにその実施に関すること。
- (10) 国家試験不合格者の必要な対策に関すること。
- (11) 既卒者の情報収集に関すること。
- (12) 就職及び進学支援に係る広報に関すること。
- (13) その他国家試験、キャリア教育及び就職支援に必要な業務に関すること。

FD・自己点検・評価推進委員会（「福岡看護大学FD・自己点検・評価推進委員会規則」第2条）（資料2-5）

学則第3条第2項、福岡看護大学大学院学則第3条及び福岡看護大学自己点検・評価委員会規則第8条の規定に基づき、以下の事項について審議を行う。

- (1) FD推進のための企画及び実施
- (2) FDに関する報告書等の作成
- (3) 福岡看護大学自己点検・評価委員会規則第5条第2項に規定する事項に関する内容検討及び報告書原案の作成
- (4) 第三者認証評価機関等への説明、参考資料の作成、その他審査への対応
- (5) その他、FDの推進に関する事項及び第三者認証評価の受審上必要な業務

各委員会は、大学の各課題解決の審議において、第三次中期構想の達成に関する毎年度の事業報告や大学基準協会の評価項目に照らして審議を行っており、本学におけるPDCAサイクルの具体的な取り組みとして位置づけられる。これらのことから、内部質保証のための全学的方針及び手続とPDCAサイクルの運用プロセスは、適切に設定し明示している。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

「福岡看護大学 内部質保証の方針、体制及び手続」は、2021年6月17日開催の自己点検・評価委員会で原案を作成し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議である「常任役員会」及び理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2021年7月13日開催の第564回理事会で承認されたものである（資料2-13、資料2-14、資料2-15、資料2-16、資料2-17）。

本学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で2021年9月に開催したSD（FD）研修会において説明した他、本学ホームページを通して広く周知を図っている（資料2-18）

内部質保証の推進に責任を負う組織として、「自己点検・評価委員会」を組織し、「自己点検・評価委員会規則」第1条に、「福岡看護大学学則第2条第3項及び福岡看護大学大学院学則第2条の規定に基づき、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を推進する組織として、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く」と定めている（資料2-2）。

また、同規則第2条で、委員会の構成は、学長（委員長）、大学副学長、研究科長、学部長、学生部長、情報図書館長、部門長、事務局長、総務課長、教育研究支援課長、教務課長、学生・入試課長等としており、その他委員長が必要に応じて大学長が指名することができるとしている。

本学の教育研究に係る内部質保証の推進に責任を負う組織は自己点検・評価委員会である（資料2-1【ウェブ】）。

看護学部・看護学研究科、各委員会等の組織は、教育理念に基づいて、教育研究活動の実施、改善・向上に取り組むことになる。まず、各委員会で常時点検・評価した結果を基に、FD・自己点検・評価推進委員会により自己点検評価報告書（案）を作成し、その報告書に示された点検・評価内容を受けて、自己点検・評価委員会は内部質保証の方針に基づいて改善・向上に向けた方法を審議し、各委員会組織に点検・評価結果に基づき改善を指示する（図1参照）

本学の内部質保証の推進に責任を負う3つの組織（自己点検・評価委員会、FD・自己点検・評価推進委員会、教授会）の活動内容について以下に概略を示す。

自己点検・評価委員会（資料2-2）

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、大学副学長、研究科長、学部長、学生部長、情報図書館長、各看護部門長、事務局長、総務課長、教育研究支援課長、教務課長、学生・入試課長、その他委員長が必要とする者（教育支援・教学IR室担当教員等）によつ

て組織される。

自己点検・評価委員会は、点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等に関することを審議して定め、自己点検・評価報告書、改善報告書の作成及び公表について、大学認証評価について審議する。学部・研究科、各委員会等における PDCA サイクルを適切かつ有効に機能させ、大学教育の質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進する。

FD・自己点検・評価推進委員会（資料 2-5）

FD・自己点検・評価推進委員会は、大学長が指名する教授を委員長及び学部及び研究科の教員によって組織する。本委員会は、FD 推進のための企画及び実施、FD に関する報告書等の作成、福岡看護大学自己点検・評価委員会規則第 5 条第 2 項に規定する大学の教育・研究・運営に関連した様々な点検・評価事項に関する内容検討及び報告書原案の作成、第三者認証評価機関等への説明、参考資料の作成、その他審査への対応について等の事項を取り扱う。

特に、内部質保証に関連する役割としては、1. 自己点検・評価委員会の指示に基づき教育の質保証に向けた活動を実施し、報告すること、2. 各委員会等と連携を図り、以下の(1)～(5)の事項について内部質保証の観点から審議する役割がある。

- (1) 自己点検・自己評価委員会が審議した自己点検・評価項目及び内部質保証の基本方針に則り、点検・評価に必要な根拠資料の作成
- (2) 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、教育活動全体の成果を検証・評価
- (3) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の（案）を作成
- (4) 中期構想に基づいた事業計画の策定及び進捗状況の報告（案）を作成
- (5) その他、大学の部署が行う評価活動

教授会（資料 2-19）

教授会は学長を議長とし、教授をもって構成する。自己点検・評価委員会が示す方針に基づき、大学教育の質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進できる取り組みであるかを最終決定し、内部質保証について責任を負う。

研究科委員会（資料 2-20）

研究科委員会は研究科長を委員長とし、大学長、研究科指導教授、その他研究科長が指名した者で構成する。福岡看護大学大学院学則第 27 条の規定により、福岡看護大学大学院看護学研究科の重要事項を審議する。

教育支援・教学 IR 教授会（資料 2-21）

教育支援・教学 IR 室は、看護学、口腔医学教育の推進並びに本学学生の学士力向上を図るため、学士課程教育に関する情報収集、分析並びに中長期的な企画立案、改善を担当する。

以上、内部質保証の推進に責任を負う自己点検・評価委員会による全学的な PDCA サイクルと、各委員会及び学部・研究科レベルでの PDCA サイクルとは有機的に結びついていることから、全学的な内部質保証システムは構築されていると判断できる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応
評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、2017 年の開学申請書類の「設置の趣旨等を記載した書類」に於いて、教育の理念の下に、教育の目的及び養成する人材像を述べ、7つの育成する能力、4つの特色を持った教育課程編成方針、入学者選抜の基本的な受け入れ方針を明記している。開学にあたり基本的な考え方が解りやすいように、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）と表記し 3つのポリシーとして定めている（(資料 1-1、資料 1-4【ウェブ】））。

看護学研究科は、学部教育との継続性と専門性に十分配慮した教育研究内容の充実を図るため、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備え、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行うことと、3つのポリシーを定め、看護職育成を目指し教育研究活動を行っている（資料 1-13【ウェブ】）。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果について、「自己点検・評価委員会規則」第 7 条で、「大学長は、委員会の点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課に改善を促し、その報告を求めるものとする。」と定め、PDCA を機能させることとしている（資料 2-2）。

具体的には、令和 3 年 7 月から、より適切に内部質保証を推進するために、二つの内部質保証の PDCA サイクルを機能させている。1つは、大学の開学当初から実施してきた、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況について「内部質保証の方針、体制及び手続」に則り、毎年点検・評価し、次年度の事業計画に反映するための単年度周期で行う PDCA サイクルである。もう一つは、大学基準協会の評価項目に準拠し、隔年に行う委員会等の自己点検・評価による課題の抽出、その後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報

告という 2 年周期の PDCA サイクルである。この二つの PDCA サイクルを回すことで内部質保証システムを機能させている。以下に、その概要図を示す(図 1、図 2 参照)。

なお、本学は看護の単科大学であり、学部・研究科の点検・評価については、大学全体の評価と同一である。

図 1：福岡看護大学自己点検・評価委員会が実施する点検評価の体系図

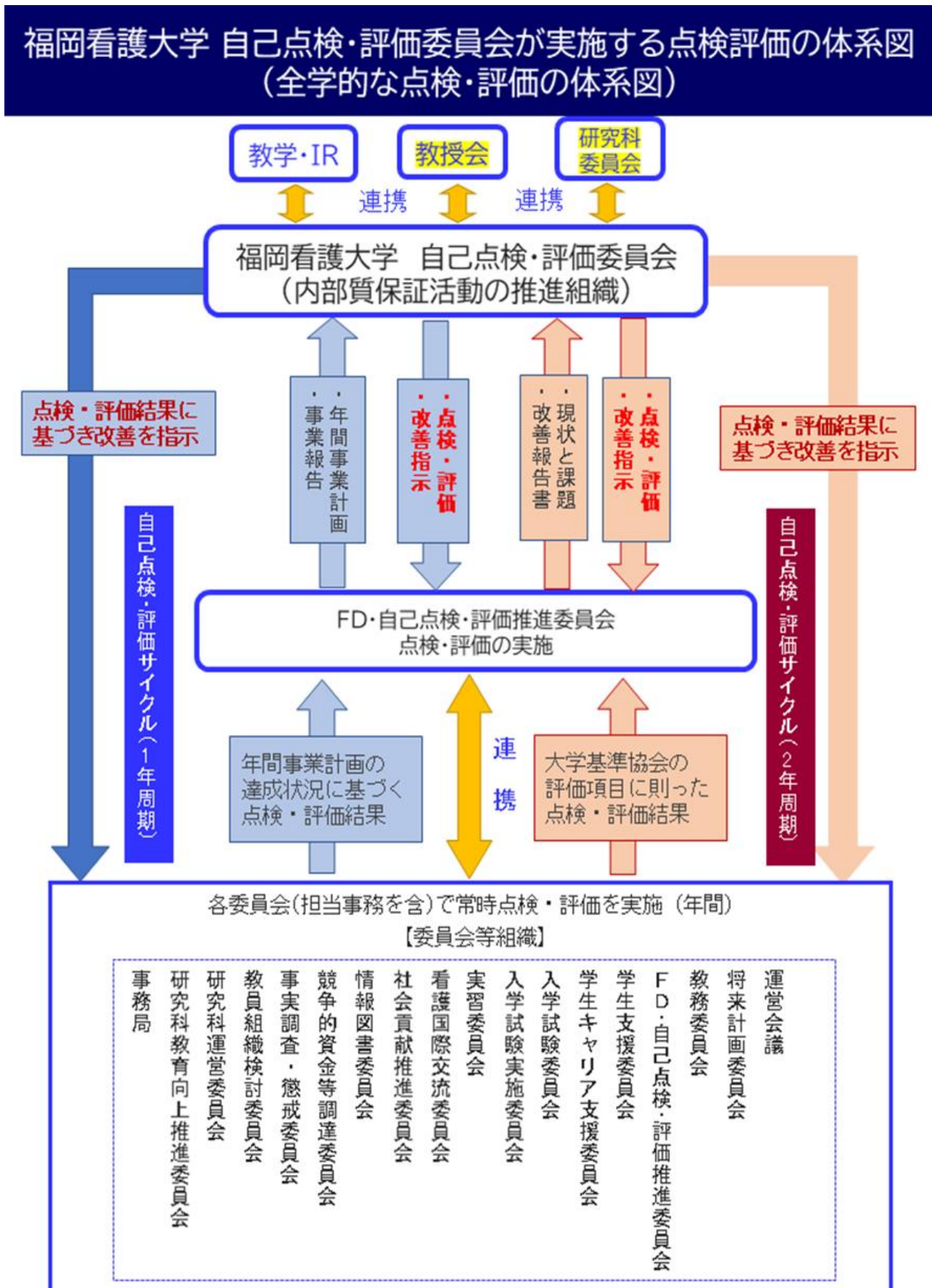
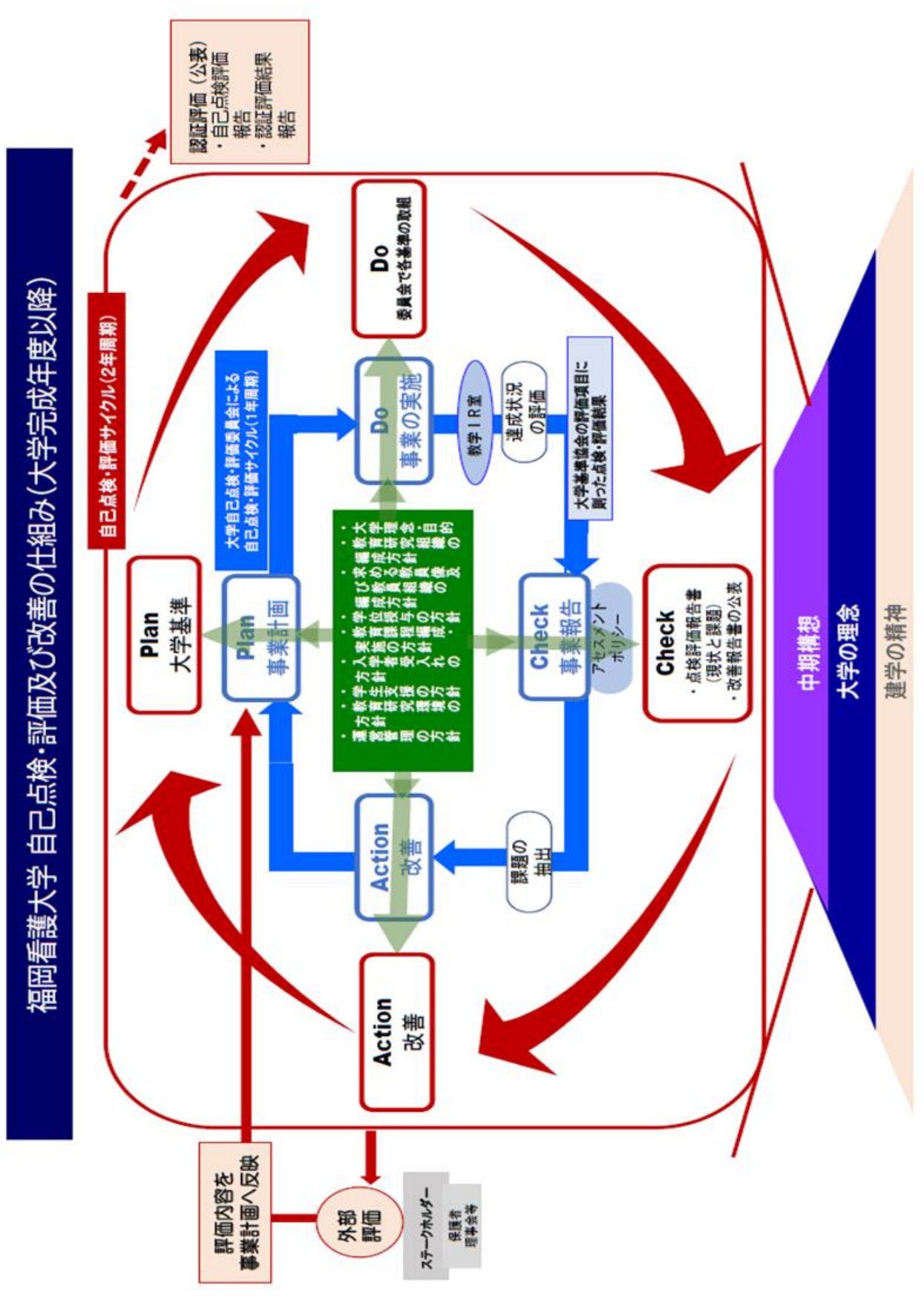


図 2:福岡看護大学自己点検・評価及び改善の仕組み(大学完成年度以降)



本学では、自己点検・評価活動の妥当性と客観性を担保するために、教育研究の適切な管理・運営を目指して、自己点検・評価活動と年間計画の実施結果については、学外有識者を含む理事会への報告・審議を経て決定される仕組みであり、このことで外部評価者の意見を取り入れた自己点検・評価活動を実施している。

大学完成年度を迎え、より一層の点検・評価における客観性、妥当性を確保するために、根拠となる客観的データの収集と分析が欠かせないと考えている。大学完成年度と同時に新設された教育支援・教学 IR 室と連携しながら、特に入学者選抜方法別に入学後の成績を追跡した学修成果の分析、それに基づく入学者選抜方法の検討などの点検・評価の客観性・妥当性について検証する必要がある。同時に、本学は完成年度を迎えたばかりの大学であるため、内部質保証システムの有効性の検証、自己点検・評価を実施する評価者としての資質・能力の向上及び点検評価における客観性、妥当性の確保が課題である。そのために、FD・SD 研修等を通して評価者としての資質・能力の向上に有益な研修会を開催する予定である。

【設置計画履行状況調査等に対する対応】

2017 年 4 月の開学から完成年度となった 2021 年 3 月までは、自己点検・評価委員会を中心に教育研究組織の定期的点検・評価を行なってきた。開学直後は全教員が揃っておらず、完成年度までの教育研究組織の定期的点検や評価の仕組みは、福岡学園における第三次中期構想に基づいて、毎年、事業計画及び達成目標をたて、実施結果を委員会活動実績報告書として報告してきた（資料 1-17【ウェブ】、資料 2-3【ウェブ】）。即ち、各種委員会の PDCA サイクルを確認する活動報告をもって当てること、また、内部質保証のための課題に関しては自己点検・評価委員会委員長である学長のリーダーシップに基づき、業務改善指示を出す方法で進めてきた。また、設置計画に沿って設置に係る設置計画履行状況報告書においても教育研究組織を定期的に、点検・評価してきたが、完成年度までは設置計画通りの運営を旨とし、大きな変更はできなかった（資料 1-2）。

前述したように、2017～2020 年度には理事長発令委員会として運営委員会、自己点検・評価委員会、国際交流推進委員会、教員組織検討委員会、学長の下に教育研究業績審査委員会、競争的資金調査委員会、公開講座委員会、スタッフ会議、将来計画委員会、事実調査・懲戒委員会があり、教授会の下に入学試験委員会、学務委員会、社会貢献推進委員会、紀要委員会、FD 委員会、情報図書委員会がおかれ、学務委員会が実習小委員会、国家試験対策小委員会、進路指導小委員会を統括していた。学務委員会として学生生活関連、教務関連、実習関連、国家試験対策に関連した小委員会を抱え、広範囲の検討事項を所轄していたので迅速な決定が行われないことも多く、2021 年度からは教授会直下に独立して教務委員会、実習委員会、学生キャリア支援委員会、学生支援委員会として学務委員会を解体し、より迅速に委員会決定事項が運用されるように改編した（資料 2-7）。

このように完成年度を経て 1 年目であるが、教育研究組織の適切性に関しては、福岡看護大学運営会議、教授会を中心に審議してきた。その結果をもとに上記のような改善・向上に向けた取り組みを行なっている。また、2021 年 4 月より教育支援・教学 IR 室を設置し、室長を中心として教育評価、学修成果、中途退学者の分析、教育組織等に対する様々なエビデンスを収集する体制を整えており、今後はより一層の可視化を図っていくことが

できると考えている（資料 2-17）。

これらのエビデンスと本学園の中期構想に基づき教育研究組織の整備を今後さらに推進する。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学は、学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報を本学及び本学園のホームページにおいて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

大学ホームページ内の公表（資料 2-22【ウェブ】）

・学部紹介 教員紹介

(<https://www.fdcnet.ac.jp/ncol/faculty/teacher>)

・自己点検・評価結果について「自己点検評価/認証評価」

(https://www.fdcnet.ac.jp/ncol/about/release/release_juee_jihee)

・財務 「財務情報」

(https://www.fdcnet.ac.jp/ncol/about/release/release_finance)

・教学 IR 「教学 IR 情報」

(https://www.fdcnet.ac.jp/ncol/about/release/release_tenken)

なお、各情報の更新は、「教員の教育研究活動」については、個々の教員より収集した情報を毎年度初め及び変更の都度、「自己点検・評価結果」については、自己点検・評価委員会、教授会、運営会議、常任役員会の議を経た後、「財務」については、理事会、評議員会の議を経た後に、広報担当部署が行っている。公表する情報については、毎年担当部署・各委員会において全情報の点検と更新を行っているため、情報の正確性と信頼性は高い。

また、年度途中で変更が確認された情報については随時更新するよう配慮しており、常時最新の情報が公表できるよう努めている。

このように、公開する情報はすべて、客観的データ等により裏付けられた正確性かつ信頼性のある情報であり、適切に更新している。

【COVID-19 への対応・対策】

COVID-19 の対応部署として、2020 年 4 月 2 日に「新型コロナ対策室」を発足させ、学長が委員長を務め、学部長、学生部長、部門長、情報図書館長（校医）、保健管理センター担当者、事務課長を委員とし、大学組織の中核を担い大学運営を推進できるメンバーで構成した。COVID-19 の学内外への対応策に関してタイムリーに協議し、大学の内部質保証シス

テムを維持する方策を実施してきた。情報図書館長（校医）が日本ワクチン学会の理事長であること、更に学校法人福岡学園の COVID-19 対策会議のメンバーであることから、国内外の COVID-19 感染状況、感染防止対策などの最新の知見について情報提供を受け、学生及び教職員の感染対策を徹底することができた。学生の WEB を使った体調管理報告結果を元に、教育方法、教室の運用方法、来学時の感染対策方法、臨地実習施設との調整、学生と教職員への注意喚起に関する事項などについて、定期的実施し、感染拡大期は週に 2 回、感染状況や学生の教育環境の整備等の状況に合わせて回数は変更し、令和 3 年 12 月まで 97 回の委員会を開催し協議してきた。学生と保護者、また学外への周知が必要と判断した場合は、大学のホームページ「新着情報」から、大学としての方針等の周知を図っている。また、学内関係者だけへの情報発信は、学生や教職員だけが参加できる大学内のポータルサイトを通して、情報を発信・共有している。発信した情報の主な内容は、学費延納措置、修学支援制度、奨学金申請手続きの支援、オンライン授業のための通信環境サポート、授業・臨地実習への対応、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応方針について等である。

新型コロナ対策室会議の協議事項で、学内での対応が必要な事項については、主に教授会で説明・審議し決定してきた。通常なら、各担当委員会で審議する内容もあったが、COVID-19 への対応は、開学後から例のない有事であり、新たな教室の確保やオンライン授業の整備、入試関連行事の変更など、意思決定のスピードが求められる案件が多かったため、直接に教授会で審議する形式をとった。各委員会の委員長は教授職であるため、委員長である各教授は、自身が担当する委員会で教授会での審議内容を報告し、教員への周知を図った。同時に、毎月開催する「スタッフ会議」で教職員全体への周知を図った。

2020 年 4 月より、COVID-19 感染拡大防止の観点から、福岡医療短期大学の教室を借りながら対面授業の方法を工夫してきた。同時に、感染拡大期は対面授業に代えて、遠隔授業で柔軟に対応する必要が生じたため、同時双方向型の遠隔授業やオンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行えるよう、授業活動を工夫して教育の質を担保するよう努めてきた。2021 年からは、遠隔授業で使用する資料のインターネット送信に係る著作権については、個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できるように「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」(サートラス)に登録し、利用してきた。

COVID-19 感染拡大期における本学の教育・研究・社会貢献等への対応は、福岡学園の中期目標に対する令和 3 年度の事業計画に反映させ、令和 3 年度目標を達成するように、各委員会では COVID-19 の感染状況に柔軟に対応して PDCA サイクルが滞らないように協議を重ねてきた。こうした一連の対応を通して、COVID-19 感染状況に合わせて、大学全体の内部質保証活動は、方針及び手続きに基づいて有効に機能してきたと評価している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性についての点検・評価は、大学完成年度以降の2021年4月から、大学基準協会の評価項目に完全に準拠して行うよう、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及びその公表の過程を辿れるように進めている。「福岡看護大学 現状と課題 一開学から完成年度を迎えて― 2017年度～2020年度」においては、自己点検・評価結果における「内部質保証体制の整備」に関する課題として、『完成年度以降は、新しく定めた内部質保証サイクルの手続きに沿ってシステム（自己点検・評価委員会が実施する点検評価の体系図）を運用し、社会に対して公表し、説明責任を果たしていく』旨を記述しており、2021年度から適切に運用できるよう、鋭意取り組んでいる。

2.2. 長所・特色

ディプロマ・ポリシーに基づく大学教育の特色に関連して、第三次中期構想の目的に基づく年度計画を通して、口腔を起点とした全身への健康支援、人々の well-being を支援する看護等の看護教育活動と学修成果のモニタリングを継続して実施している。このことは大学基準協会の点検・評価項目に加えて、本学の中期計画や事業計画に関する指標を用いて行うため、教育上で特徴的な取り組みや顕著な成果について、自己点検・評価することが特色として考えられる。

また、看護大学としての更なる質保証の向上を目指している。そのため、一般財団法人日本看護学教育評価機構の発足前から事前説明会に参加し、発足と同時に会員校となり、看護の分野別評価を受審する計画を立案中である。大学としての内部質保証と同時に、看護系大学としての教育の向上を目指して、改善活動に取り組んでいる点が特色であると考えている。

2.3. 問題点

2021年度から導入した新しい内部質保証システムの有効性、具体的な改善点については、今回の自己点検・評価活動及び外部評価結果をもとに検証しなければならない。

2021年度から新設した教育支援・教学 IR 室と連携しながら、入学者選抜方法別に入学後の成績を追跡した学修成果の分析、それに基づく入学者選抜方法の検討などの点検・評価の客観性・妥当性について高める必要があると考えている。同時に、内部質保証システムの有効性の検証、自己点検・評価を実施する評価者としての資質・能力の向上及び点検評価における客観性、妥当性の確保が課題である。

合わせて、中期構想に基づき教育研究組織の整備について検討し、内部質保証の PDCA サイクルをよりの確に機能させていくことが課題である。

2.4. 全体のまとめ

本学では、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学 IR 室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。また、自発的な教育の質の向上・推進を大学の組織文化として醸成することとしている。

大学完成年度を迎えた 2021 年度より、内部質保証推進の責任主体を自己点検・評価委員会とし、点検・評価の実務・報告書等の原案作成は FD・自己点検・評価推進委員会が担う体制をスタートさせた（図 1、図 2）。自己点検・評価委員会が本学の教育における理念・目的の達成状況について継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに、「内部質保証の方針、体制及び手続き」に基づいて教授会、研究科委員会、教育支援・教学 IR 室との連携を踏まえ、同会議の議長（学長）の指示のもと担当委員会、担当事務課が改革・改善のための方策を立案・実施する PDCA サイクルを機能させることで、本学の教育研究の質を保証し向上させる体制となる。

内部質保証の中核となる推進組織を自己点検・評価委員会と FD・自己点検・評価推進委員会とし、関係委員会・部署と連携しながら、課題を抽出して改善策を策定・実施する体制とメンバー構成を整備したことにより、全学的な PDCA サイクルが適切に機能し始めたと判断している。

また、2021 年度から、他にもいくつかの委員会の組織構造を変更した。こうした改革によって、学部・研究科の教育活動の状況を常に把握し、学長のリーダーシップの下、その意思決定が直ちに各委員会等へ周知・実行される仕組みが整えられ、「内部質保証の方針、体制及び手続き」に基づいて PDCA サイクルがより有効に機能する体制が構築されたと判断している。

本学の内部質保証システムは、完成年度後、ようやく内部質保証サイクルを生かし、大学の事業計画に基づく具体的な手続の実施によって機能し始めたところである。今後は、より有効に機能する内部質保証システムの改善・向上を目指し、有機的な連携を円滑に進めていく。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取りまく国際的環境等への配慮

本学の教育研究の基本組織は、看護学部看護学科、看護学研究科（修士課程）である。附置組織として、情報図書館、教育支援・教学 IR 室と、福岡歯科大学、福岡医療短期大学との共同組織である地域連携センター及び口腔医学研究センターがある。さらに、福岡学園が設置している福岡歯科大学医科歯科総合病院及び介護老人保健施設サンシャインシティも本学の教育研究に関与している。これらに加えて、福岡学園のグループ法人である社会福祉法人学会が設置している2つの特別養護老人ホーム：サンシャインプラザ、サンシャインセンターが配置され、教育研究に資している。本学が設置する教育研究組織の体制は組織規定及び学園組織図に示している（資料 3-1）。

このように「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号）」の基準に基づく教育組織を有し、これに適合する教育課程を編成して専門教育を行なっている。

【基本組織】

1) 看護学部看護学科

本学の学則や教育の理念に基づき、2017年4月に看護学部看護学科が開設された（資料 1-7【ウェブ】、資料 1-4【ウェブ】）。

「看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職の育成」「一人ひとりの尊厳を保ち、その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職の育成」を実現するために、「他職種と協調・協働できる実践能力、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力、口腔から全身への健康支援ができる実践能力」を育み、看護師、保健師の国家試験受験資格につながる教育課程を展開している。本学の教育過程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー、卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシーに沿った教育を行うために、教育組織並びに附置組織を充実させてきた（資料 1-4【ウェブ】）。

また、教授会と以下のような各種委員会が開学時 2017 年度から設置され、運営について審議し、学長が意思決定している。また、学長は教授会等での審議に際し、各担当委員会を設置して教育研究面での必要な審議にあたらせている。

2021 年度より、学生教育や運営が、より迅速・円滑にいくように一部の委員会が改編された（資料 2-7、資料 3-2、資料 3-3）。

[2017～2020 年度]

理事長発令委員会として運営会議、自己点検・評価委員会、国際交流推進委員会、教員組織検討委員会があり、大学長を委員長とする教育研究業績審査委員会、競争的資金調査委員会、公開講座委員会、将来計画委員会、事実調査・懲戒委員会があり、教授会の下に入学試験委員会、学務委員会、社会貢献推進委員会、紀要委員会、FD委員会、情報図書委員会がおかれていた。さらに、学務委員会が実習小委員会、保健小委員会、国家試験対策小委員会、進路指導小委員会を統括し、教育・研究の推進にあたってきた（資料 3-2）。

[2021 年度から]

理事長発令委員会として、運営会議、自己点検・評価委員会、国際交流推進委員会、教員組織検討委員会は開学時から引き継いでいる。

2020 年度までの学務委員会は、教務関連、学生生活関連、臨地実習関連、国家試験対策等の広範囲を所轄していたので、学務委員会を教務委員会として名称変更して独立させた。委員会組織図上は、教授会直下に教務委員会、情報図書委員会、入学試験委員会、入学試験実施委員会、FD・自己点検・評価推進委員会、実習委員会、学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、看護国際交流委員会、社会貢献推進委員会をおき、より迅速に委員会決定事項が運用されるように改編した。また、大学長直下の委員会として、教育研究業績審査委員会、競争的資金等調査委員会、将来計画委員会、事実調査・懲戒委員会を編成した（資料 3-2）。

2) 看護学研究科（修士課程）

2018 年 2 月、福岡看護大学大学院看護学研究科設置準備委員会が組織され、「看護学の進展に寄与することを使命」として設置準備を始め、看護学部看護学科の完成年度を経て 2021 年 4 月より看護学研究科（修士課程）を開設した（資料 3-4、資料 1-11【ウェブ】）。口腔から全身の健康支援に資する看護実践力と研究能力を基盤とし、2 つの人材モデルを育成するための修士課程教育を展開している（資料 1-13【ウェブ】）。一つは、対象者の well-being のために看護実践現場を牽引する看護指導者や管理者を目指す高度専門職業人であり、二つには、教育現場における看護教育を行う研究者・教育者である。いずれの人材も社会からのニーズが高く、それに対応できるような高度な能力を持つ人材育成を目指している。

本教育・研究を円滑に行うために研究科委員会のもとに研究科運営委員会、研究科教育向上推進委員会が組織されている（資料 3-5、資料 2-9）。本学の看護学部及び看護学研究科の構成は、設置時に定められた大学の建学の精神や教育の理念、看護学部の教育目的及び看護学研究科の教育研究上の目的に適合しており、また、学問の動向、社会的要請へ配慮したものとなっている。

【附置組織】

3) 看護大学情報図書館

2017 年開学時に看護学に関する 5167 冊の図書資料や学術雑誌、視聴覚資料などを準備し、年度ごとに計画的に追加購入し、2021 年 7 月時点で 8,588 冊の蔵書を有している。学生閲覧室の座席数は 111 席であり、電子書籍や動画を中心とした教育コンテンツの閲覧も

可能となった。また、電子ジャーナルデータベースとしてメディカルオンライン、CINAHL with Full Text、最新看護索引 Web、系統別看護師国家試験問題 Web（医学書院）を導入し、学生、教員の教育・研究に役立てている。図書館の運営は情報図書館長を委員長とする情報図書委員会が設置されており、図書館の運営方針や図書の選別、ICT への対応・整備などを担っている（資料 3-6、資料 3-7、資料 3-8）。

4) 教育支援・教学 IR 室

2021 年 4 月より本学の IR 機能を強化する目的で増設された。看護大学教育支援・教学 IR 室として看護大学 IR 室長を中心に学士課程及び修士課程教育の可視化、学生の学習成果等の調査分析を行い学生教育支援や改革に資している。（資料 2-21）。

5) 地域連携センター

福岡学園内の 3 大学が有する人的・物的・知的資源を活用するとともに、地域や行政及び医療・保健・福祉関係機関等との連携関係を構築し、「口腔から全身の健康を目指した」健康長寿社会の実現及び地域社会の活性化に資することを目的としている。地域住民向けの健康をテーマとしたリカレント教育（公開講座、学園内の行事）を実施し、地域に根ざした大学としての交流を深めてきた。地域連携センターの運営は、センター長を委員長とする運営会議を設置しており適切な運営に資している（資料 3-9）。

6) 口腔医学研究センター

国内外の研究機関との共同研究を含めて、口腔の健康から全身の健康を守るという口腔医学の研究基盤を強化し、先進的科学研究の推進に資することを目的として 2019 年 10 月に設置された。多職種（医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士）連携共同研究が行われ、本学教員のみならず大学院生の研究フィールドとしても活用されている。口腔医学研究センターの運営は、センター長を委員長とする口腔医学研究センター委員会を設置しており適切に運営している（資料 3-10）。

7) 医科歯科総合病院（日本医療機能評価機構認定）（資料 3-11）

歯科（総合歯科、高齢者歯科、訪問歯科センター、保存科、歯周病科、補綴科、口腔インプラント科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科、障害者歯科など）や医科（内科、外科、心療内科、皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科、眼科、麻酔科、小児科、整形外科、放射線診断科、内視鏡センターなど）を擁し、本学学部生の実習や卒業研究、修士課程学生や教員の研究フィールドとして密な連携をとっている。特に訪問歯科センターや高齢者歯科とは地域・在宅看護部門と密に連動している。同病院においては病院長を委員長とする科長会を設置し管理運営に資している（資料 3-12）。

8) 介護老人保健施設サンシャインシティ

福岡学園保有施設として歯科医師・歯科衛生士・看護師・保健師養成に資するため同じ敷地内に設置されており、超高齢社会における医療・保健・福祉の学生教育に重要な役割を果たしている。運営にあたっては理事長を委員長とする運営会議がその任を担っている

(資料 3-13、資料 3-14)。

9) 特別養護老人ホームサンシャインプラザ、サンシャインセンター

学校法人福岡学園のグループ法人である社会福祉法人学而会によって 2003 年に特別養護老人ホーム サンシャインプラザが、2016 年にサンシャインセンターが設置され、介護が必要となった人々の暮らしを支えている。本学園の歯科衛生士、看護師、保健師養成にも資するために協力しており、超高齢社会における医療・保健・福祉の学生教育に重要な役割を果たしている。運営にあたっては理事長を委員長とする運営会議がその任を担っている (資料 3-15)

以上、本学における看護学部看護学科、看護学研究科、附置研究所やセンター等の組織の設置は、いずれも本学の理念・目的に照らして適切であると判断できる。

【教育研究組織の編制方針】

「福岡看護大学のアセスメントポリシーや各種方針等」については、2021 年 6 月 17 日開催の自己点検・評価委員会で原案を作成し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事 (短大学長を兼務)、歯科大学長、看護大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議である「常任役員会」及び理事長、常務理事 (短大学長を兼務)、歯科大学長、看護大学長、病院長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2021 年 7 月 13 日開催の第 564 回理事会で承認されたものである (資料 2-13、資料 2-14、資料 2-15、資料 2-16、資料 2-17)。

教育研究組織の編制方針

福岡看護大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、対象の尊厳と well-being を支える看護専門職者の育成を目指した教育、研究の充実と発展を図る。このための教育研究組織の編制方針を次の通りに定める。

1. 本学の理念・目的を実現するために必要な学部、研究科を始めとする教育研究組織を適切に整備・編成するとともに、これらが横断的に機能・連携する体制を構築する。
2. 教育研究組織は、大学の特徴はもとより、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く様々な環境等に適切に配慮するよう配置する。
3. 学長は、教育研究組織の管理・運営のために委員会等を設置し統督する。
4. 学長は、教育研究組織を定期的に点検・評価し、その結果より改善・向上を図るものとする。

本学における教育研究組織の改変は上述の様に、看護教育における社会環境や学術的動向の変化に配慮し、対応してきた。少子超高齢社会の進展による生活習慣病の増加など疾病構造が変化し、医療や看護に対するニーズは激変している。生活習慣病発症予防における口腔医学の重要性に対する認識も高まっており、医科と歯科の連携とともに看護師、歯科衛生士などを含む他職種との緊密な連携が健康長寿社会における人々の QOL の向上と維

持に重要である。

本学においては情報図書委員会（2020年度までは紀要委員会）が中心となって「看護と口腔医療」を定期的に発刊し、口腔健康支援教育の充実のために「授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐ使える！看護で教える最新の口腔ケア」という書籍も発行し、口腔医学の看護における重要性を発信してきた（資料 3-16）。また、地域住民への啓発事業として社会貢献推進委員会などが中心となって、地域住民を対象とした公開講座を継続して開催し、口腔健康支援のための看護の普及に努めてきた（資料 3-17）。老人福祉施設サンシャインプラザ、福岡医療短期大学、校区住民が中心となって立ち上げた「かふえもりのいえ」活動に2018年度から本学も参入し地域支援を展開してきた（資料 3-18）。また、近郊の中学生、高校生を対象として大学見学・職場体験を通して医療職、看護職の特徴を学んでもらう取り組みを行なってきた。2017年度は4校、2018年度は7校、2019年度は7校、延べ学生人数322名を受け入れ中学校、高校生の要望に応じてきた（資料 3-19）。

さらに、看護における国際化を推進するため、学部学生を対象として、2018年度には、オーストラリアのモナッシュ大学への研修を行い、緩和ケアや多国籍国家であるオーストラリアの医療体制を学ぶ機会を作っている（資料 3-20）。2019年度は、英国リバプール大学健康科学部と国際交流協定を締結できた（資料 3-21）。その後、研修旅行を予定していたが、コロナ禍のために学生の派遣は延期している。学生の英語力を向上させるためESS(English Speaking Society)クラブを支援し国際交流活動を学生が自主的に行えるよう配慮している。

このように学問の動向、社会的要請、国際環境等への配慮を行うために適切な委員会組織が設置され、活動している。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

2017年4月の開学から、完成年度となった2021年3月まで、自己点検・評価委員会を中心に教育研究組織の定期的点検・評価を行なってきた。開学直後は全教員が揃っておらず、完成年度までの教育研究組織の定期的点検や評価の仕組みは、福岡学園における第三次中期構想に基づいて、毎年事業計画及び達成目標をたて、実施結果を事業活動報告書として報告してきた（資料 1-17【ウェブ】、資料 2-2）。即ち、各種委員会や事業のPDCAサイクルを確認する活動報告をもって当て、内部質保証のための課題に関しては自己点検・評価委員会、教授会での審議を経て自己点検・評価委員会委員長である学長が業務改善指示を出す方法で進めてきた。また、設置計画に沿って教育研究組織を定期的に、点検・評価し、設置に係る設置計画履行状況報告書を作成してきたが、完成年度までは大きな変更はできなかった（資料 1-16【ウェブ】）。

前述したように、2017～2020年度には様々な理事長発令委員会や大学長直下の委員会がおかれ、学務委員会として学生生活関連、教務関連、実習関連、国家試験対策など関連し

た小委員会を抱え、広範囲の検討事項を所轄していたので、2021年度からは教授会直下に独立して教務委員会、実習委員会、学生キャリア支援委員会、学生支援委員会として学務委員会を解体し、より円滑に委員会決定事項が運用されるように改編した（資料 2-7、資料 3-2、資料 3-3）。

このように完成年度を経て一年目であるが、教育研究組織の再編や適切性に関しては、福岡学園常任役員会、福岡看護大学運営会議、教授会を中心に審議してきた（資料 3-22、資料 3-23、資料 3-24）。その結果をもとに上記のような改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、2021年4月より看護大学教育支援・教学 IR 室が設置され室長を中心として教育効果、教育組織、教員組織等に対する様々なエビデンスを収集する体制を整えており、今後は、より一層の可視化を図っていくことができる（資料 2-21）。これらのエビデンスと本学の中期構想に基づき教育研究組織の整備を今後さらに検討していくことにより、一層の改善・向上が期待される。

【COVID-19 への対応・対策】

本学園においては本大学と同じ敷地内にある福岡歯科大学医科歯科総合病院において診療も行っており、COVID-19 感染者の受診もあり得るため、2021年4月に病院外に独立した施設として発熱外来棟を建てている。本学学生も含めて発熱者はこの発熱外来棟で速やかに対応し、クラスターなどの発生は福岡学園内で、これまでみていない。

3.2. 長所・特色

本学の特色は、福岡学園が擁する福岡歯科大学、福岡医療短期大学に次ぐ3番目の大学として、福岡学園が保有する様々な教育研究資源を活用できることである。即ち、本学は単科大学であるが、福岡学園としてのソフト・ハードの両面で総合的な連携が可能である。

さらに、医師、歯科医師、歯科衛生士、検査技師、放射線技師など他職種との交流が図りやすい環境も教育研究上、大きな利点となる。生活習慣病発症予防における口腔医学の重要性をふまえて、医科と歯科の連携とともに、歯科衛生士などを含む多職種の緊密な連携が可能である。「口腔の健康支援のための看護」をブランドとして掲げ、口腔から全身の健康と well-being を推進する特色ある看護大学である。研究面においても口腔保健の推進などをテーマとして、科学研究費取得率（継続を含む）は全教員が揃った2018年度30.0%、2019年度43.3%、2020年度60%、2021年度74.2%まで上昇してきた（資料 3-25）。今後ますます増えていく生活習慣病、超高齢社会の進展に対応できる重要な切り口として、福岡歯科大学が推進する口腔医学とともに口腔健康支援の看護教育をバランスよく看護教育に配置している本学は我が国においてもユニークな看護大学として期待される（資料 3-1）。

3.3. 問題点

福岡学園に属する単科大学として福岡学園内の様々な資源を利用できる利点がある一方、独立した単科大学組織であるために、多くの委員会があり、様々な委員会活動や事務作業が多く、教員の研究に従事できる時間が十分に確保できない現状がある。研究面では、科学研究費の取得率も高まってきており、いかにその成果を発信してゆくかが、今後は問わ

れてくる（資料 3-25）。

また、完成年度を経て一年目となり、教員の異動もみられた。大学院を擁する教育研究組織として十分な教育研究活動を担保できる教員の質と数の確保もこれからの課題である。若手教員の育成も重要な課題であり、本年度より開設した研究科が果たす役割が期待される。

また、福岡歯科大学医科歯科総合病院だけでは全看護学生の臨地実習を行えないこと、福岡県内の看護大学増加のために実習施設の不足が慢性的に見られることも問題点である。教育の IT 化やシミュレーション教育の導入なども検討し、実践教育（参加型臨地実習）の充実を図る必要がある。

大学院教育においてより一層の多職種連携教育を推進し、本学の教育研究資源を有効に活用した教育研究組織への改編も必要となってくる。

3.4. 全体のまとめ

学校法人福岡学園という福岡歯科大学、医科歯科総合病院、福岡医療短期大学、介護老人施設、特別養護老人ホーム、保育園を擁する医療・保健・福祉の総合学園の中で、本学は単科大学として 2017 年 4 月に開設され、2021 年 3 月で完成年度を迎えた。今後も建学の精神と中期構想を実現するために教育研究組織の改編や充実を図り、組織の硬直化を防ぎ柔軟な対応が必要である。

我が国が抱えている少子超高齢社会における疾病構造の変化や社会の要請が変わってゆく中で、今後も安定的な教育研究体制を維持するためには、より一層、福岡学園内での連携を深め、教育・研究・事務組織も含めて、三大学の共通部分の共有化、省力化を視野に入れた学園全体として効率の良い発展を図らねばならない。

福岡学園という複合組織の中での単科大学としての迅速な意思決定や動きの良さを確保しつつ各施設が有機的な連携をとっていくことが発展の鍵となる。

以上のように、本学の教育研究組織に関する取り組みは大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現するために概ね適切に運営されていると考える。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

看護学部の学位授与の方針は、「建学の精神を基本理念とし、本学の教育課程において厳格な成績評価のもと、設定した授業科目を履修して所定の単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し、学士（看護学）の学位を授与する。」と定めている。

看護学部看護学科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

福岡看護大学看護学部看護学科は、建学の精神を基本理念とし、本学の教育課程において厳格な成績評価のもと、設定した授業科目を履修して所定の単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し、学士（看護学）の学位を授与する。

1. 生命の尊厳を重んじる高い倫理観を基盤に対象者を理解し、援助的人間関係を構築できる。
2. 多様な価値観を持つ対象者の健康問題に、創造的思考力を活用して柔軟な対応ができる。
3. 科学的根拠に基づく対象者の個別性に応じた最適な生活（well-being）に向けた看護を計画的に実践できる。
4. 保健・医療・福祉チームの様々な職種が果たす役割を理解し、協調・協働方法の実際について説明できる。
5. 在宅高齢者の健康支援ニーズに対応するために必要な包括的な支援活動を理解し、看護実践への探究心を示すことができる。
6. 対象者に応じた口腔の援助技術を修得し、QOL向上に向けた口腔を起点とした全身の健康支援のあり方を探求できる。
7. 看護専門職として研鑽し続けるために必要な課題探究能力を有し、自己の課題を明確にできる。

これらについては、Campus Manual、大学案内、学生募集要項、大学ホームページにて公表している（資料1-5、資料1-12【ウェブ】、資料1-6【ウェブ】、資料1-4【ウェブ】）。修得すべき知識、技能、態度等については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に包含している。

看護学研究科においては、「2年以上在学し、所定の単位を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による試験に合格した者であり、次に掲げる能力を有すると認められる者に修士（看護学）の学位を授与する。」と定めている。

大学院看護学研究科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

大学院看護学研究科看護学専攻においては、2年以上在学し、所定の単位を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による試験に合格した者であり、次に掲げる能力を有すると認められる者に修士（看護学）の学位を授与する。

1. 口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践の質的転換を図る能力を身に付けている。
2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。
3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。
4. 看護実践の改善・開発に必要な研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。

これらについては、大学院学生便覧・シラバス、大学院パンフレット、大学ホームページにて公表している（資料 4-1、資料 1-14【ウェブ】、資料 1-13【ウェブ】）。

本学の学位プログラムの課程を修め、すべての単位習得を充たした上で、本学修了までに身につけるべき能力（ディプロマ・ポリシー）の獲得をもって修了認定を行っていく予定である。

看護学部及び看護学研究科のディプロマ・ポリシーは、学位にふさわしい学修成果を明示し、適切に明文化され、Campus Manual、学生募集要項、大学案内パンフレットに掲載し、学生、教職員、受験生に対し、周知・共有している（資料 1-5、資料 1-6【ウェブ】、資料 1-12【ウェブ】、資料 1-14【ウェブ】）。さらに、大学ホームページへの掲載、オープンキャンパスや進学相談などで教育目標や学位授与方針等を公表することにより、本学に入学を希望する学生や社会への周知している。

学内の教員への学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の周知については、2019年2月のFD研修会で、ディプロマ・ポリシーを踏まえた講義・演習・臨地実習の連動性と実習計画の検討を行った。その結果、具体的な教育活動に反映させる必要性について理解を深め、開学したばかりであるが、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を教育内容に根付かせる効果があった（資料 4-2）。また、2021年6月のFD研修会では、教育支援・教学IR室がディプロマ・ポリシーと関連する全授業科目の配置の適切性について分析した結果について全教員で共有し、全ての科目において、ディプロマ・ポリシーとの関連性についての見直しを行い、ディプロマポリシーを意識した授業設計の見直しを行った（資料 4-3）。さらに、1期生1学年から4学年までのディプロマ・ポリシーの獲得状況について分析した結果、各ディプロマポリシーの達成状況に差が見られたものの、全学年において全てのディプロマポリシーに関する教育が実践されていることが明らかになった。

2021年9月FD・SD研修会では、「大学の内部質保証システム」について全教職員で共有し、PDCAサイクルを循環させながら、教育の質を保証していく必要性とその仕組みについ

での理解を深めた(資料 2-18)。

以上のことから、本学では、授与する学位ごとに、学位授与方針を適切に定め、公表していると判断できる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学が 2017 年 4 月に開学するに当って、建学の精神に則り、教育課程を編成している。文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」において、看護教育のコアとなる看護実践能力として挙げられた項目を参考に、卒業時まで身に付ける知識・技能・態度として、「ヒューマンスキルの基盤」、「科学的根拠の基盤」、「科学的根拠に基づき看護を計画的に実践する能力」、「あらゆる発達段階および健康課題に対応する能力」、「専門性を発展させる能力」を掲げた。これら 5 つの能力および本学が示した 7 つの育成する能力を関連させて、必要と考えられる看護実践能力及び育成する能力に対応する科目を系統的に組立て、教育課程を編成している(資料 1-1、資料 1-4【ウェブ】、資料 4-4、資料 4-5)。教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び目的や学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性に留意し養成する人材像の趣旨を実現するために、カリキュラム・ポリシーに、「学士力の基盤となる「基礎分野」、医療関連職種として必要な知識を修得する「専門基礎分野」、看護専門職として必要な基礎的実践能力を修得する「専門分野」の 3 つの科目区分により教育課程を編成した。特に、「専門分野」では、4 年間の学修期間を通して、講義から演習、演習から実習へと発展させるための体系的な授業科目を配置する。」と定めている(資料 4-5)。

看護学部看護学科 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

学士力の基盤となる「基礎分野」、医療関連職種として必要な知識を修得する「専門基礎分野」、看護専門職として必要な基礎的実践能力を修得する「専門分野」の 3 つの科目区分により教育課程を編成する。特に、「専門分野」では、4 年間の学修期間を通して、講義から演習、演習から実習へと発展させるための体系的な授業科目を配置する。

1. 「基礎分野」では、看護基礎教育における豊かな人間性と倫理観を持った人材を育成するために必要な教養を修得する。
2. 「専門基礎分野」では、基礎分野で得た知識や能力を活用しながら、看護に関する専門分野の学習の基盤となる科学的根拠に基づいた知識を修得する。
3. 「専門分野」では、個々の人間を尊重できるように倫理観を高め、多様な価値観をもつ対象者の最適な生活(well-being)の実現に向けて、看護専門職としての適切な判断と質の高い技術を提供できる基礎的な能力を育成するほか、あらゆる他職種と協調・協

働ける能力、在宅高齢者への医療・介護ニーズに対応できる実践的な看護の方法および口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を修得する。

看護学部には看護師養成課程と保健師養成課程の区分がある。この2つの課程の具体的な単位数を表4-1、表4-2のとおり定め、Campus Manualに示している(資料4-6)。

なお、教育課程は2022年度入学生からは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴って新たな教育課程となるため、表4-1、表4-2は2017年度～2021年度の入学生に適用される単位数を示している。

表4-1 2017年度入学生～2021年度入学生看護師養成課程単位数

科目	分野	1学年	2学年	進級判定	3学年	4学年	必要単位数
必修	基礎	16単位	3単位				117単位
	専門基礎	11単位	12単位				
	専門	10単位	24単位		32単位	9単位	
選択	基礎	6単位	4単位				10単位中 5単位以上
	専門基礎		1単位				9単位中
	専門	1単位	1単位	2単位	4単位		4単位以上

卒業に必要な単位数は126単位

表4-2 2017年度入学生～2021年度入学生保健師養成課程単位数

科目	分野	1学年	2学年	進級判定	3学年	4学年	必要単位数
必修	基礎	16単位	3単位				126単位
	専門基礎	11単位	12単位				
	専門	10単位	24単位		34単位	16単位	
選択	基礎	6単位	4単位				10単位中 5単位以上
	専門基礎		1単位				5単位中
	専門	1単位	1単位		2単位		4単位以上

卒業に必要な単位数は135単位

※ 保健師養成課程において、「公衆衛生看護活動論Ⅱ(組織・集団・地域支援方法)」、「公衆衛生看護活動論Ⅲ(対象別公衆衛生看護活動論)」、「公衆衛生看護活動論Ⅳ(学校保健・産業保健・健康危機管理)」、「公衆衛生看護活動論Ⅴ(公衆衛生看護管理)」は必修科目となる。選択科目の履修には注意すること。

2017年度から2021年度入学生の具体的な教育課程は下記のとおりである(資料1-1、資料4-7)。

【看護師養成課程】

1. 基礎分野

基礎分野は、「思考力(5科目)」、「表現力(5科目)」、「人間と生活(6科目)」、「文

化と社会（6科目）、「人としての態度（5科目）」、「基礎学力（3科目）」の6つの小区分に30科目を設け、1～2学年に担当している。

2. 専門基礎分野

専門基礎分野は、「人体の構造と機能（6科目）」、「疾病の成り立ちと回復の促進（7科目）」、「健康支援と社会保障制度（2科目）」、「健康現象の疫学と統計（2科目）」の4つの小区分に17科目を設け、1～2学年に担当している。

3. 専門分野

専門分野は、「基礎看護学（10科目）」、「健康支援看護学（20科目）」、「地域・在宅看護学（15科目）」、「統合・実践（15科目）」の4つの小区分に分けている。さらに、「健康支援看護学」は「成人看護学（8科目）」、「母性看護学（4科目）」、「小児看護学（4科目）」、「精神看護学（4科目）」に、「地域・在宅看護学」は「高齢者看護学（5科目）」、「在宅看護論（4科目）」、「公衆衛生看護学（6科目）」を設け、1～4学年に担当している。

【保健師養成課程】

保健師養成課程では、上記の看護師養成課程の3分野に加えて、3学年2単位、4学年7単位の専門科目を履修する必要がある。

保健師養成課程の履修を希望する学生は、福岡看護大学履修規程第6条「保健師養成課程の履修」に基づき、保健師資格取得希望申請を行った者に対して、「保健師養成課程履修申請者選考実施要領」及び「保健師養成課程の履修選考基準」に則って選考を行っている（資料4-8、資料4-9、資料4-10）。保健師養成課程の定員は10名以内であり、福岡看護大学履修規程の別表1に示す授業科目及び単位を修得しなければならないと定めており Campus Manual にて公表している（資料4-10）。

表 4-3 福岡看護大学履修規程 別表 1（2017年度～2021年度入学生まで適用）

区 分	授 業 科 目	単 位
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動論Ⅱ (組織・集団・地域支援方法)	1
	公衆衛生看護活動論Ⅲ (対象別公衆衛生看護活動論)	1
	公衆衛生看護活動論Ⅳ (学校保健・産業保健・健康 危機管理)	1
	公衆衛生看護活動論Ⅴ (公衆衛生看護管理)	1
	公衆衛生看護学実習	5

○看護学研究科

看護学研究科は、「多様に発展する医療分野で活躍するための高度で知的な素養を養う」ことを目的として、2021年4月に開設した。看護学の専門知識や能力を基礎として、より高度な看護実践と看護教育活動を行うために、専門知識を応用する能力と課題に対する柔軟な思考力や深い洞察に基づく主体的な行動力を身に付けるための教育を行う。また、学

部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、「口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備え、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行う。」こととしている（資料 1-13【ウェブ】）。

また、研究対象とする中心的な学問分野を「看護学分野」として、「学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、研究課題を設定し研究活動を展開する能力を身に付けることにより、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材を養成する」こととしている。（資料 1-3）。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との一体性と整合性に留意し、修了までに大学院生が身に付けるべき資質や能力を修得するための教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次のとおり定めており、本学ホームページ及び大学院学生便覧（資料 1-13【ウェブ】、資料 4-1）にて公表している。

大学院看護学研究科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 対象者の well-being を目指した適切な健康支援のあり方と高度なコミュニケーション技法を活用した応用的な看護実践能力を養成するために「看護基盤科目」を配置する。
2. エビデンスに基づく口腔ケアを提案・推進する看護実践能力を基盤とし、高い倫理観、看護管理、看護教育など、看護活動に関する専門的な能力を養成するために「看護統合科目」を配置する。
3. 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、科学的な思考のもと、質の高い看護ケアを創設する能力を養成するために「看護領域科目」を配置する。
4. 看護実践を質的・量的な側面から扱う研究手法や研究倫理、研究課題を探究し、研究計画を遂行する能力や批判力、論理性、表現力を養成するために「看護研究科目」を配置する。

看護学部及び看護学研究科の教育目標、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、明文化され、学生便覧 Campus Manual 及び大学院学生便覧、大学案内、学生募集要項に掲載し、学生、教職員、受験生に対し、周知・共有している（資料 1-5、資料 4-1、資料 1-12【ウェブ】、資料 1-6【ウェブ】）。さらに、大学ホームページへの掲載、オープンキャンパス、進学相談等で教育目標や学位授与方針等を公表し、本学に入学を希望する学生を始め、広く社会に周知している（資料 1-4【ウェブ】、資料 1-13【ウェブ】）。

以上のことから、本学では授与する学位ごとに、学位授与方針との関連を明示し教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断している。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ＜学士課程＞初学年教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
 - ＜修士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

○看護学部

教育課程の編成は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」「統合分野」から構成している。教育課程の実施方針との整合性は、カリキュラムツリーに示しており、Campus Manual 及び大学ホームページに掲載して周知している（資料 4-5）。

各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーとの関連について明示されている（資料 4-11）。また、文科省が活用を求めている看護学教育モデル・コア・カリキュラム（「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標）が 2017 年 10 月に発表され、同年 12 月に、全ての科目においてこの看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの点検・照合を行った（資料 4-12）。その結果については、2018 年 1 月 FD 研修会において本学の現カリキュラムですべての項目を満たしていることを共有することができた（資料 4-13）。

教育課程の編成の順次性及び体系性については、1 学年には「基礎分野」の科目を中心に学習し、徐々に学年が進むにつれて「専門基礎分野」「専門分野」「統合分野」の科目が増え、専門性の高い科目を多く履修するよう編成している。看護の専門科目においては、概論、援助論、演習、臨地実習の順で学習する教育課程とし、順次性を担保した学年配当としている。専門科目の順次性は、基礎看護学を基盤とし、その他の専門科目を学ぶ編成にしている。また、4.1.2 の項目で述べたように、5 つの「必要な看護実践能力」と 7 つの「育成能力」と関連させて体系的な科目の配置を定めている（資料 4-5）。

各看護学実習を履修する順次性としては、福岡看護大学履修規程施行規則において、各看護学実習を履修するためには、先行する履修すべき授業科目の単位を修得し、各看護学実習におけるオリエンテーションに出席しなければならないと定めている（資料 4-9）。「基礎看護学実習」「看護過程実習」第 3 学年に開講される「看護学実習」、第 4 学年前期に開講される「統合看護学実習」の履修要件は下記のとおりである。

実習科目名	履修要件
「基礎看護学実習」	「看護学概論」、「基礎看護技術論演習」の単位を修得していなければならない
「看護過程実習」	「基礎看護学実習」「日常生活援助論演習」及び「看護過程論」の単位を修得していなければならない
第3学年に開講される「看護学実習」	「基礎看護学実習」及び「看護過程実習」の単位を修得し、かつ、第1学年から第3学年前期までに習得すべき必修科目の内、不合格科目が3科目以内でなければならない。ただし、必修科目の不合格の数が3科目以内であっても、専門基礎分野、専門分野の各小区分において不合格の数が2科目以上ある場合は、履修できない。
第4学年前期に開講される「統合看護学実習」	第3学年後期に開講される看護学実習科目のうち、不合格科目が1科目以内でなければならない。

本学の教育目的の中心的特色である「その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職の育成」を例にして述べると、1学年に「well-being」の概念を学び、2学年では「well-being care」で模擬カルテを用いて患者の最適な生活（well-being）を目指した患者の生活及び看護実践について検討する。その後3学年の看護学実習では、あらゆる発達段階・健康障害を持つ対象者の最適な生活（well-being）を目指した看護を学び、4学年の「well-being care 統合」の科目で、4年間の学びを整理し、新たな事例展開で学びを追求するなど、看護実践への適用を体系的に学ぶこととしている。さらに4学年の科目では、あらゆる発達段階、健康障害を踏まえたテーマを設定して学生間でディスカッションを行い、対象者に応じた健康支援方法を理解するために必要な自己学習能力を高めるとともに、高度化・多様化する医療に対応できるような実践的な看護技術のトレーニングに続いて、看護専門職としての自己の課題を明確にしている。

ディプロマ・ポリシーに基づいて、2021年12月のFD研修会で各科目が効果的に配置され、学年毎に順次性をもって連関していることに対する検証を行い、ディプロマ・ポリシーの達成に至る科目配置を適切に行っていることを確認した（資料4-14）。

進級判定は第2学年末に行っているが、進級の基準は、福岡看護大学履修規程施行規則の第4条に定められている（資料4-9）。

福岡看護大学履修規程施行規則 第4条抜粋

- (1) 第2学年までに開講される必修科目のうち、未履修科目登録の授業科目がある者。
- (2) 第2学年までに開講の必修科目で、不合格の授業科目が4科目以上ある者。
ただし、不合格の必修科目の数が3科目以内の者であっても、専門基礎分野、専門分野の各小区分で授業科目の必修科目が2科目以上ある場合は、進級することはできない。

授業科目の単位数は、福岡看護大学履修規程第3条に基づき、講義及び演習について

は、15 時間から 30 時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすると定めている。また、実験、実習及び実技等については、30 時間から 45 時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすると定めている（資料 4-9）。

入学前教育は、推薦入学予定者を対象として入学後までの期間に基礎的な学習を促している。2017 年度推薦入学予定者に対しては、予備校講師による「化学基礎」「生物基礎」「物理基礎」の入学前教育を全 2 回実施した。2018 年度推薦入学予定者より、「数学」を一科目増やし、4 科目を全 2 回で実施していた（資料 4-15）。2021 年度推薦入学予定者に対しては、新型コロナウイルスの影響により、遠隔実施が可能となる教材を利用することとなり、㈱進研アド（ベネッセ）の「学問サキドリプログラム」を実施した（資料 4-15）。このプログラムでは、提供される看護学テキストを自己学習し、全 5 回の課題を定期的に提出することが義務づけられている。推薦入学予定者の課題提出率及び学習内容定着度テストの結果は、個別成績表として学生にフィードバックした。併せて各担当チューター教員に配付し、学習指導の参考資料として活用している。

入学時に実施する、入学生全員を対象とした「数学」・「化学」・「英語」のプレースメントテスト及び学年別国家試験対策模擬試験においては、外部テストを導入している（資料 4-16、資料 4-17）。前者は、高校終了時の基礎学力の確認と強化対策及び 1 学年自由科目（「看護教育のための生物学・化学」「看護教育のための数学」「看護教育のための物理学」）の履修登録の判断資料に活用し、後者は、全国レベルと比較した学生各人の実力の確認と今後の対策に活用している。

高大接続への配慮としては、基礎分野の「基礎学力」の科目として、看護学を学ぶための必要な基礎学力を補習するために、「看護教育のための生物学・化学」1 単位、「看護教育のための数学」1 単位、「看護教育のための物理学」1 単位の 3 科目 3 単位を自由科目として配置し、入学後に実施する基礎学力判定において、知識習得が不十分である学生に対しては、積極的に履修を課している（資料 4-18）。この科目は、リメディアル科目でもあるが、看護場面を想定した薬物や酸素ボンベ残量計算などの看護師国家試験で出題される問題の状況理解や問題解決に必要な力の育成を目指している。本学における自由科目は、卒業要件には含まれない自由に選択できる科目で、単位が付与される科目である。

また、初学者教育の位置づけである「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」では、看護を志す上での目的意識、問題意識を持って自主的に学ぶ態度と方法を身につけ、課題探求と問題解決能力を養うことを目的に、研修レポートの書き方、論文の要約・考察、プレゼンテーションなどの学習の基礎力を向上させる教育内容・方法で教育を行っている（資料 4-19）。また、情報リテラシーでは、情報に関する倫理教育及びパソコンを利用したメール送信などを教授し、情報管理など現代の情報社会に生きる人として、社会人として身につける学習スキルを修得させている（資料 4-20）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の一つとして、看護専門職者としての倫理教育は教育課程の科目の中で実施しており、生命の尊厳や人権、患者の権利などについて事例を踏まえ、相互にディスカッションを行いながら、学生自身の価値観や思考力を育てている（資料 4-21）。また、より実践的な教育として、各学年で実習小委員会（2021 年度からは実習委員会）が主催する実習オリエンテーション

では、各専門科目の実習に共通した「感染防止対策」「医療事故防止対策」「個人情報漏洩防止対策」に関するガイドラインを編集している「実習要項 共通編」を活用し、ガイドラインの意味合いを説明し、学生の理解度のテストを行っている（資料 4-22）。更に、学生の生活に密着している SNS については、各学年における臨地実習の直前の時期に SNS に関する研修会を開催し、各グループ、個々人の対策を明確にさせながら、個人情報の漏洩防止に努めている（資料 4-23）。

2020 年 4 月以降は、COVID-19 禍においては、福岡学園の COVID-19 対策会議との連携を取りながら、学内及び実習に関する対策を講じており、2020 年 9 月、学内に「新型コロナ対策室」を設置し、マニュアルの作成及び改変を行ってきた（資料 4-24、資料 4-25）。学内では、保健小委員会（2021 年度以降は学生支援委員会）が新型コロナ対策室と連携を取りながら、マニュアルの運用や消毒薬などの設置などを行った。

また、もう一つの学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、臨地実習に向けたより実践的な教育を実施するために「模擬実習型シミュレーションプログラム」を 1 学年後期開講科目である「日常生活援助論演習（90 時間）」のうちの 30 時間、2 学年後期開講科目である「well-being care（30 時間）」で導入している。このプログラムは、臨地実習の予習として模擬実習を学内で演習を行うものである。臨地実習の課題を約 2 カ月の期間を掛けて紙上事例の模擬カルテをもとに思考過程を個人レベルで展開し、小グループでの協同学習と交互に進めながら、臨地実習の課題の理解の促進と、課題解決に向けた学習スキルを向上させることを目的としている（資料 4-26）。看護の実施の際は、模擬患者の協力を得て看護の実践が試行できるような場を設計している。学生は、学生同士で行う演習とは異なるため、リアルな場面における看護の実施後に自らリフレクションを行って新たな教訓を見出し、模擬患者からのフィードバックから学ぶことにつながっている（資料 4-27）。

さらに、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の一つとして、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格を得た後の国家試験の合格がある。2021 年度の卒業生（第 1 期生）の合格率は、看護師 94.4%、保健師 100%であった（資料 4-28）。看護師国家試験対策は、国家試験対策小委員会（2021 年度より学生キャリア支援委員会）を中心とし、学習支援方法について 1 学年から 4 学年まで経年的に企画立案している（資料 4-29）。また正課外学習時間には、国家試験過去問題を出題し、学習方法についても指導を行っている。各授業科目においても国家試験過去問題にも触れながら、臨地で求められる知識・判断・技術・態度について教育を行った。模擬試験を実施し、課題となる問題解決に向けた学内外の講師による対策講義を実施するとともに、個別指導を国家試験対策小委員会委員、チューター教員で支援体制をとってきた。2021 年 4 月からは、2020 年度の対策について見直し、個々の学生の成績の経過を分析しながら、不足した知識・判断力に応じた対策を講じていく方針で支援を行っている。保健師国家試験対策は、主に保健師養成課程の教員及び統計学・疫学関係を担当する学内教員による対策を行っており、引き続き実施していく（資料 4-30）。

○看護学研究科

大学院看護学研究科は、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力と研究能力を

基盤とし、二つの人材モデルを目指した教育を準備している(資料 1-3)。人材像の一つは、対象者の well-being を目指した看護実践の開発・改善に取り組み、管理に関する基礎学習を修めて、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材像である。

教育課程編成の全体像を以下に示す。教育課程は、履修の順次性に配慮し、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った体系的な編成とする観点から、「看護基盤科目」、「看護統合科目」、「看護領域科目」、「看護研究科目」の科目群を設けた。

「看護基盤科目」は、口腔を起点とした全身の健康支援に向けた看護実践の基盤となる健康支援や看護援助のあり方及び適切な人間関係や信頼関係の形成に必要となる実践能力を身に付けることを目的とした科目として「健康支援特論」2単位と「対人関係特論」2単位を必修科目として配当している。「看護統合科目」では、本学の教育の特徴と看護教育について深く学修するために「口腔医療看護特論」4単位、「看護教育特論」4単位を必修科目として配当している。人間の生命や人権を尊重した倫理観、実践現場における看護管理など、看護活動に関する専門的な知識を高めるための科目としては、「看護倫理特論」4単位、「看護管理特論」4単位、「看護情報特論」4単位を選択科目として配当している。

「看護領域科目」では、様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、批判的検討ができ、質の高い看護ケアを創設する能力を高めるための科目として、「看護援助特論」4単位、「成人看護特論」4単位、「高齢者看護特論」4単位、「精神看護特論」4単位、「母子看護特論」4単位、「公衆衛生看護特論」4単位を選択科目として配当したうえで、「看護領域演習」2単位を必修科目として配当している。

「看護研究科目」では、看護職者が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護職者として高度な看護実践を展開するために必要となる研究活動に関する知識と能力を高めるための科目として、「看護研究方法」2単位、「看護特別研究」8単位の2科目10単位を必修科目として配当している。

看護学研究科の教育は、養成する人材の目的を踏まえ、大学院生が修了までに身に付けるべき資質や能力を含めた学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を次のとおり定めている(資料 4-1)。

大学院看護学研究科 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

大学院看護学研究科看護学専攻においては、2年以上在学し、所定の単位を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による試験に合格した者であり、次に掲げる能力を有すると認められる者に修士(看護学)の学位を授与する。

1. 口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践の質的転換を図る能力を身に付けている。
2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。
3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育

で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。

4. 看護実践の改善・開発に必要となる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。

上記ディプロマ・ポリシーは、高度な看護実践活動を展開するために求められる能力であり、特に項目 2「看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力」は看護管理者、リーダーに求められ、項目 3「臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力」は、看護職のキャリア開発や看護教育に携わる人材に求められる能力である。これらの能力を修得するために、四つのディプロマ・ポリシーとそれを修得するための授業科目を配置して、教育を進めている。看護・保健系の社会人・職業人として、より高度な資質や能力を修得した学生に学位が授与される方針であるため、大学院生の社会的及び職業的自立を図る教育は、適切に実施されていると判断する。

なお、看護学研究科に在籍する学生は、2021年10月現在、修士課程の1学年に定員数である5名が在籍している。一般的に、医療・福祉分野の大学院生の特徴として、一般学生よりも社会人学生が多いが、本学も5名の内4名は社会人経験を経て入学した学生で、既に医療・保健分野で勤務する職業人として自立している社会人学生である。

看護学部・看護学研究科の教育課程は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づいて適切に編成されていると判断している。教育課程は、その方針に沿って体系的に編成し、社会的ニーズを踏まえたカリキュラムを構成している。

以上のことから、看護学部・看護学研究科の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき編成されており、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断している。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1: 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示と

それに基づく研究指導の実施

○看護学部

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置については、学部の履修登録単位の条件を設定している。「学則」第14条に、各学年、年間の履修上限単位数を48単位以下とすると定めている（資料1-7【ウェブ】）。

シラバスについては、講義及び演習科目、実習科目で共通の様式としており、様式については、学務委員会（2021年度からは教務委員会）で審議し、適宜更新している。記載内容は、科目名、科目の一般目標、ディプロマ・ポリシーとの関連、教育方法、実務経験を活かした教育内容、学修方法、準備学修に必要な時間、課題に対するフィードバックの方法、評価の方法と基準、教科書及び参考書、授業日程、担当者、ユニット番号と項目名、学修目標、行動目標、予習内容、対応するモデル・コアカリキュラムである。記載にあたっては、科目担当者が作成したすべてのシラバスについては、シラバスチェックシートを使用してFD委員会（2021年度からはFD・自己点検・評価推進委員会）が確認し、内容の不備や不足が生じないように留意している（資料4-31）。

また、シラバスには、「講義、演習、実技・実習」のいずれかを明示し、科目の特性が把握できるようにし、グループワークなどの有効な方法を取り入れて授業を実施している。

学部の1学年定員は100名であるが、教育効果を考慮して、英語コミュニケーションなどの語学関連教育、情報リテラシーなどのパソコンを使用した情報教育、シミュレーターを活用した看護技術教育などは、1学年を2クラスに分けて実施している。また、技術習得を目的とした基礎看護学の演習では、3～4人に演習用ベッド1台利用できるよう準備し、成果外時間にも予約制で学生が自己演習できるようにしている。

臨地実習においては、1グループ3～5名程度で実習施設の受け入れ条件を考慮してグループ編成を行っている。各グループに教員を配置し、学生の個々の能力と学習成果を把握し、学生の主体的な学習を促すと共に、臨地実習指導者と協働してきめ細かな指導を行っている。

実習施設とは、全実習施設を対象に、実習協議会を1年に1回開催している。臨地実習に関する大学の考えや具体的な計画、実習の成果と課題に関する説明やディスカッションを行っている。その中でトピックスとなるようなテーマを踏まえ、教育的な話題提供も行っている（資料4-32）。また、個別には1年に2回程度、実習科目の事前準備や反省会を踏まえた実習指導者会議を開催している（資料4-33）。実習における教育の打ち合わせは、学生用の実習要項に加えて、教員と実習指導者が活用する実習指導要項を作成している（資料4-34）。また、個々の学生の学習の質を保証するために、実習指導計画連携書を作成し、個々の学生の到達度を評価しながら、教員と実習指導者で指導計画の協議や情報共有を行っている（資料4-35）。この実習指導計画連携書は、指導者間、教員間の情報共有及び指導計画協議資料としても活用されている。特に、実習目標への到達が危ぶまれる学生には、面接による原因分析を行って指導計画を修正しながら目標への到達に向けた支援を行っている。

4学年の看護課題研究は、学生が自らの関心に基づきテーマを設定し、研究成果を論文にまとめ、学内発表会において発表するものである。教員は、学生が研究のプロセスを主

体的に進められるよう、個別または集団のゼミ等で指導しており、集大成として「卒業論文集」として製本し、在学生及び教員に配布している(資料 4-36)。

学生の主体的な学習を促すために、実習室の開放を実施しているほか、実習室にフィジカルアセスメントモデルを2体常設し、学生が自由に活用できる学習環境を整えている。また、学内施設を授業等に支障がない限り自由に使用できるようにしている。

2020年4月、看護実践能力育成に向けて、演習できる部屋の増設として、更衣室を実習室4に、売店スペースを学習室に改修し、校舎外に別棟を増築し、更衣室及び売店を移設した。また、憩いの場を拡大するために、椅子やテーブルを増やした(資料 4-37)。

本学の教育の特徴である模擬実習型シミュレーション(臨床の看護師が模擬患者に扮して、臨場感ある看護場面の患者役を演じる)を1学年の基礎看護学実習、2学年の看護過程実習、3学年の精神看護学実習などで実施し、これらを通して、臨床で求められる看護師の役割を予習的な経験を通して学び、失敗経験をグループで協議しながら、課題を抽出し、本番の臨地実習で活用する取り組みを行ってきた。1、2学年の模擬実習型シミュレーションに対する学びについて学生が記述したレポートや評価アンケートを分析した結果、臨地実習前のシミュレーションは、臨地実習の予習として役立ったことが明らかになった(資料 4-27)。

その他、大学の教員以外の者を積極的にゲストスピーカーとして活用している。ゲストスピーカーの招聘は、専門職や医療機器関連業者、及び患者体験を有する者を授業に招く制度である(資料 4-38)。

学生の学修意欲の喚起を目的に、開学時から特待生制度を設けている。学年末の成績上位4名に授業料の半額を免除するものである。但し、新入生では、一般入試A日程の受験者に限っている。(資料 4-39、資料 4-40)

○看護学研究科

研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施については、研究指導体制と特別研究に関するタイムスケジュール、中間報告会(年2回)、研究倫理審査の受審、学位論文(修士論文)の審査方法及び学位論文発表会と論文提出、教育課程の修了等について、大学院 学生便覧・シラバスに明示し、入学時に全員に配布、説明している(資料 4-1)。また、学位論文審査(修士論文・課題研究論文)の手引きでは、論文作成等の流れについても明示しており、2年間と3年間の履修モデルを基本に、学生の就業・学修状況に応じた計画的な論文作成ができるよう、個別指導(主指導1名)を中心とし、研究科教授全員が参加する中間発表会等を設けながら指導に当たっている(資料 4-1、資料 4-41、資料 4-42、資料 4-43)。

以上のことから、研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施については、適切に実施していると判断した。

【COVID-19 への対応・対策】

2020年4月、看護学部内に「新型コロナ対策室」を設置し、マニュアルの作成及び改変を行ってきた(資料4-24、資料4-25)。学内では、保健小委員会(2021年度以降は学生支援委員会)が対策会議と連携を取りながら、マニュアルに基づいた入館制限を行って感染防止

対策を講じた。COVID-19疑いの学生には受診を促し、福岡県の保健所の指導に応じた対応をしているが、公欠として取り扱い、後日、担当教員の指導の下、授業ビデオの閲覧や課題レポートなどによって、学習の不足がないよう配慮し、対応している。

2020年～2021年の緊急事態宣言下において、学生が自宅で授業ができるための教材の作成を行い、全学生に教材を発送し、2020年5月からオンデマンド型のシステムによる授業を実施し、9月からは双方向性のシステムによる遠隔授業を開始した。緊急事態宣言下の定期試験は、単位認定課題を郵送して自宅での課題としたが、対面での試験を実施する科目ではその他は、ソーシャルディスタンスを取るために2教室を1学年で利用した座席指定とし、感染者の発生時の濃厚接触者の限定が可能となる対策を講じた。

また、演習では、実習室の利用人数の制限を設け、フェイスシールドの着用を義務づけるなどの対策を講じて、ディスカッションや学生同士の技術演習を行った。2021年9月からは、ほぼ全員の学生が2回の新型コロナワクチン接種が終了していることを踏まえ、通常の対面授業に切り替えて授業を行っている。

臨地実習については、臨地実習毎の学生受け入れ条件（実習前のアルバイトの制限や事前に感染徴候の有無のモニタリング）に基づいた感染防止策を講じ、臨地実習を実施した（資料4-25）。学生受け入れが中止になった学生には、実習施設の学生の学内実習要項などの教材を作成し、指定された教室で感染防止策を講じながら、実習目標の到達に向けて学内実習を行った。両者の学びは、学習の質を保証するために、まとめの時間を確保して学びの共有を図っている。

一方コロナ禍において、孤独感からメンタルの問題を抱える学生、規則的な生活が送れなくなった学生などが目立つようになった。メンタルの問題について予防的に緊急事態宣言期間や後期開始前にはチューター教員による遠隔による面接を実施し、学習環境の整備に努めた。しかし、授業への欠席者が増え、電話やメールの連絡がつかず、保護者への連絡を要する学生、休学や退学を考える学生も増えてきた。そのため、心の負担を軽減し履修しやすくする環境を整えるために、教務委員会では、今学期の履修科目の一部を来年度に分けて履修できるようにすることで失格科目を無くすこと、体調に応じて履修計画を柔軟に運用できるよう協議の結果承認され、教授会においても承認が得られた（資料4-44）。

もう一つの学習環境の課題として、前期の授業科目の不合格者が、次年度の時間割の関係で、再履修できにくい環境があった。時間割が重複する科目は履修できないという履修規程によるものであるが、授業動画の活用等をしながら履修できる環境を1科目に限って試行的に運用することについて、教務委員会の議を経て9月教授会で承認され、後期オリエンテーションで周知を図ったところ、退学を迷う学生の学業継続につながった（資料4-44、資料4-45）。教学支援・教学IR室による中退者の分析によると、1～3期生の中退率は7～9%で推移しており、進級の可否が決まる2学年の中退者が突出していること、退学理由は、進路変更と学力低迷が23%と同数であるが、総数に占める割合で27%と最も多いのは、病気療養（ほとんどがメンタル不調と考えられる）となっていることが報告された（資料4-46）。したがって、今回の学習環境の整備対策は、COVID-19の影響の軽減のみならず、中退防止対策にもつながることを示す分析結果と捉えられる。今後の対面授業が中心となる場合においても考慮すべき事項であるため、継続的な評価と対策が必要であり、履修科目の修得に向けても新たな学習支援対策を講じる必要があると解釈している。

2021年4月に開学した看護学研究科では、看護学部の感染防止対策と同様に講義・研究を行っている。社会人が多いことから遠隔授業と対面学習を併行して授業や修士論文中間発表会を開催している。

このようなCOVID-19への対応・対策は、看護学部及び看護学研究科の教育活動に係る教育の質の維持・向上の観点から、適切かつ有効であったと評価できる。

以上のことから、各学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置を講じていると判断している。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価および単位認定に関わる全学的ルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他大学内部質保証推進組織等の関わり

○看護学部

看護学部では、学則に成績評価及び単位認定要件を規定し、それに基づき単位を認定している（資料 1-7【ウェブ】）。

本学の学位授与方針は、学則第 16 条、17 条に定める所定の単位数を修得した者については、第 25 条に則り大学長が卒業を認定する（資料 1-7【ウェブ】）。卒業要件の 126 単位以上（必修科目は 117 単位、選択科目は 9 単位以上）を修得し、4 年以上在学した者について、学士（看護学）の学位を授与する（資料 4-47）。卒業時に取得できる資格は看護師国家試験受験資格であり、保健師課程（選択制）を選択し指定した科目を履修した者は、第 30 条で看護師国家試験と保健師国家試験の受験資格を取得できると定められている。

評価の方法と基準は、各授業科目のシラバスに記載し、初回の授業で学生に周知している（資料 4-26）。履修する授業科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数において 3 分の 2 未満の場合、実習、演習及びその他本学が指定する科目においては 5 分の 4 未満の場合は、単位認定のための試験は受けることはできないと定めている。成績評価は、評価責任者の責任の下、公平性を保ち、当該基準にしたがって適切に行うものとし、教務システムへの入力においては、複数の教員で確認を行うことを義務づけている（資料

1-7【ウェブ】)。単位認定のための試験は、学期末又は学年末に行う。各学年の成績及び単位認定については、前期・後期の学期末に学務委員会（2021年度からは教務委員会）で審議され、委員会案として教授会に提出し、単位認定する。学生に成績を公表した後3日間の不服申し立て期間を設け、成績評価の客観性、厳格性を担保している。試験の成績は、「秀、優、良、可、不可」の評語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格とする。第1学年から第3学年においては、当該学年必修授業科目の再試験受験許可科目数は、各期5科目を上限とし、受験科目の選定は受験者が行う（資料4-9）。

単位認定においては、大学以外の教育施設等における学修について、学則第28条、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができると規定している（資料1-7【ウェブ】）。また、入学前の既修得単位等の認定についても、第29条で「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と規定している（資料1-7）。但し、本学において修得したものとみなす単位数は、第27条であわせて60単位を超えることはできないこととしている。

卒業要件は、学則に規定し、学長が学位を授与している。在学中に必修科目117単位及び選択科目は9単位以上を修得し、所定の授業科目126単位以上を修得しなければならないと定めているが、授業科目区分の自由科目については卒業要件単位数に参入しないと規定している（資料1-7【ウェブ】）。

また、授業科目のうち、「公衆衛生看護学実習」については、保健師養成課程を履修することが許可された者のみが履修登録をすることができる。

本学に4年（第38条第1項により入学した者については、第38条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第16条及び第17条に定める所定の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

看護学部の卒業を認定した者に対しては、学士（看護学）の学位を与え、卒業証書・学位記を授与する。

保健師課程の履修を希望する者は、2学年の指定期間内に資格取得希望の申請した後、履修者の選考を行う。申請条件は、①2学年前期までのGPA累積平均点が2.5以上の者、ただし、特段の理由がある者については、これを考慮する。②保健師の職務に強い関心があり、将来保健師としての職に就くことを希望する者である。選考方法は、下記の通りであり、これら、保健師課程の履修申請及び選考方法については、Campus Manualで周知している（資料4-10）。

選考方法

- (1) 第2学年終了までに履修すべき、授業科目の中で、単位未修得がない者。
- (2) 第2学年終了までに単位取得した授業科目の成績および学習態度が良好である者。
- (3) 面接
- (4) 論文
- (5) 選考内容等については、学長及び本学教員のうちから学長が指名する者で行うものとする。

選考は、論文、面接の評価及び保健師志望内容、2学年終了までの成績、学習態度を加味して選考する。選考については、学長及び本学教員のうちから学長が指名する者で選考を行い、保健師課程履修候補者を決定のうえ、教授会に推薦するものとしている。

学生には、履修した授業科目につき、成績の評価に応じ、大学長の定める Grade Point (グレード・ポイント) が与えられる (資料 1-7【ウェブ】)。

各学期に、全履修科目中1単位当たりの成績平均値 Grade Point Average (グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。)を表示し、教育指導上の資料としている。各科目の Grade Point (グレード・ポイント、以下「GP」という。)は別表2のとおりとしている。GPA2.0未満の学生はチューターによる面接を実施し、成績不良の要因を分析し、当該学生への学習相談及び支援を行うこととしている (資料 4-48)。

福岡看護大学履修規程第14条 別表2

区 分	評 価		1 単 位	成 績 評 価 基 準	意 味
			あ た り		
			の G P		
合 格	秀	S	4	100点 ~ 90点	非常に優れている
	優	A	3	89点 ~ 80点	優れている
	良	B	2	79点 ~ 70点	単位認定が妥当
	可	C	1	69点 ~ 60点	単位が認定される最低限度
	—	N	—	※認 定	—
不 合 格	不可	D	0	59点以下	単位認定は不適當
	失格	F	0	失格・放棄	—

* 認定：編入学で認定された既修得単位。

本学の学位授与方針は、学則第16条、17条に定める所定の単位数を修得した者については教授会を経て、大学長が卒業を認定する。卒業要件の126単位以上(必修科目は117単位、選択科目は9単位以上)を修得し、4年以上在学した者について、学士(看護学)の学位を授与する。卒業時に取得できる資格は看護師国家試験受験資格であり、保健師課程(選択制)を選択し指定した科目を履修した者は看護師国家試験と保健師国家試験受験資格を取得できる。

○看護学研究科

看護学研究科では、大学院学則に成績評価及び単位認定及び修了の要件を規定し、それに基づき単位を認定している。単位認定については、各授業科目について、所定の出席時

間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなし、履修した上で、その試験又は論文審査に合格した者には、大学長は、認定の上、所定の単位を与える（資料 1-11【ウェブ】）。

なお、本学大学院以外の大学院の科目について、大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。但し、修得した単位は、15 単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、入学前の既修得単位等の認定について、大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本学大学院の入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本学大学院において修得した科目について修得したものとみなすことができる。但し、本学大学院以外の大学院の科目を履修し修得した単位数及び本学大学院の入学前に他の大学院において修得した単位は、合せて 20 単位を超えないものとする。（資料 1-11【ウェブ】）

授業科目の単位数の算出は、大学院学則第 15 条において定めている。1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

成績評価については、各科目の評価方法についてシラバスに明記し、各科目の初回の授業で学生に周知している。成績評価は、評価責任者の責任の下、公平性を保ち、評価方法に則って実施することとし、教務システムへの入力においては複数の教員で確認を行うことを義務付けている。各学年の成績及び単位認定については、前期・後期の学期末に研究科運営委員会で審議され、研究科運営委員会案として研究科委員会に提出され、大学長が認定する。

修士課程の修了要件は、本学大学院に 2 年以上在学し、所定の科目を 32 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、大学長が修了を認定すると学則に明示し、学生便覧に掲載している（資料 4-1）。また、単位認定及び修了要件については、入学時オリエンテーションで周知している。

成績評価及び単位認定に係る全学的ルールは、本学大学院の研究科に研究科長を置き、研究科長は研究科の学務を統督し、研究科委員会・研究科教育向上推進委員会・研究科運営委員会の委員長を務める。成績評価は、各学期の成績登録期限までに評価責任者の責任によって教務システムに成績を登録し、研究科運営委員会で審議され、研究科運営委員会案として研究科委員会に提出され、大学長が認定する研究科委員会の議を経て成績評価を確定し、大学長が単位を認定する（資料 4-1）。

大学院における自己点検・評価については、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものと福岡看護大学学則第 2 条及び福岡看護大学院学則第 2 条を準用し、教育内容等の改善に

については学則第 3 条、及び学則第 3 条に定めている。研究科教育向上推進委員会が内部質保証推進組織の機能を持ち、下部組織に FD・自己点検推進委員会（2020 年度までは FD 委員会）を置いている。

教育活動や教育成果に関する評価・点検結果について、刊行物への掲載その他広く周知することができる方法によって、積極的にその情報公開するものと学則第 4 条に定めている。

学位授与については、大学院学則に学位授与の要件を規定し、それに基づき学位授与を認定する。修士課程学位審査の審査評価項目は、福岡看護大学学位規程施行規則第 7 条において 9 項目と定めている（資料 4-43）。

修士の学位論文審査の評価項目は、新規性、有効性、信頼性のほか、次のとおり定めている（資料 4-43）。

審査評価項目

- 1 研究は看護学上の意義を有するか。
- 2 研究課題に対して問題意識、研究背景、研究目的が明確か。
- 3 論文の構成および内容に研究課題が十分に盛り込まれているか。
- 4 研究内容に対して研究方法が適切であるか。
- 5 研究は倫理性が十分に確保されているか。
- 6 結果の解釈は適切で、結果と考察の整合性があるか。
- 7 論文の主旨の展開は十分であるか。
- 8 論文には文献が十分に活用されているか。
- 9 発表（説明）の内容は、研究の内容を十分に伝えているか。

学位審査及び修了認定については、福岡看護大学学位規程施行規則に定めている（資料 4-43）。

学位論文の審査申請をする者は、学位規程に基づき、学位論文申請書、付属書類及び学位審査料を添えて、研究科長を経て大学長に提出しなければならない。大学長は提出された学位論文受理の可否並びに、その審査を研究科委員会へ付託する。研究科委員会は、本学大学院の当該論文を指導した教員を除く授業及び研究指導を担当する教授のうちから、主査 1 名及び副査 2 名以上の審査委員を選任する。審査委員は、学位論文の審査ならびに学位請求論文を中心とした関連する科目について、口頭試問の方法によって最終試験を実施する。審査委員は、学位論文の審査、最終試験の結果を所定の書式にまとめ、研究科委員会に報告する。その報告をもとに、研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを議決し、学長へ報告する。学長は、研究科委員会の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知すると定めている。

修了要件は、福岡看護大学大学院履修規程に定められており、修了するためには 2 年以上在学し、次項に定めるところにより合計 32 単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査に合格しなければならない。授業科目については、次の単位を修得しなければならない（資料 4-42）。

- (1) 看護基盤科目の必修 4 単位
- (2) 看護統合科目から、必修 8 単位、選択 4 単位以上
- (3) 看護領域科目から、必修 2 単位、志望する研究教育分野に応じ選択 4 単位以上
- (4) 看護研究科目の必修 10 単位

成績評価及び単位認定と同様に、学位授与に関する自己点検・評価については、教育研究推進に資するため、研究科教育向上委員会が内部質保証推進組織の機能を持ち、下部組織に FD・自己点検推進委員会（2020 年度までは FD 委員会）を置いている。教育活動や教育成果に関する評価・点検を行う委員会を組織しており、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することができる方法によって、積極的にその情報公開するものと学則第 4 条に定めている（資料 1-11【ウェブ】）。

以上のことから、看護学部及び看護学研究科において、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断している。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

＜学習成果の測定方法例＞

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与方針を達成するためにカリキュラム・ポリシーを定めて、履修すべき科目を設定している。各科目はシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーとの関連、到達目標、成績評価の基準を明記している。したがって、学生は、シラバスに則り、開講された授業科目を体系的に学び、単位を修得することによって、必要な能力を習得できると考えている。

必要な単位を全て修得した学生は、学位授与方針に挙げる能力を修得し卒業認定を行っている。

○看護学部

2021 年 3 月に 1 期生に対して実施した卒業時アンケートをもとに、ディプロマ・ポリシー達成レベルの自己評価を検証した結果を 2021 年実施の FD・SD 研修会にて報告した。入学時と比べて卒業時のディプロマ・ポリシー達成のレベルはディプロマ・ポリシー全ての項目で有意に上昇しており、学位授与方針に則った学修成果を上げることができたと考えている（資料 4-3）。

また 4 年間の実習科目において（1 学年基礎看護学実習、2 学年看護過程実習、3 学年看

護学領域実習、4 学年統合看護学実習) 開学以来 4 年間学生が記述した 1 期生全員分のポートフォリオの分析を行った(資料 4-50)。

本学の特色である「well-being」を中心に「他職種と協調・協働できる実践能力の育成」「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力の育成」「口腔から全身への健康支援ができる実践能力の育成」という主要な 4 つディプロマ・ポリシーの視点で質的な分析を行った結果、学生は、学内で学んだ知識・技能を活用し臨地実習で実践的な経験をしており、これらのディプロマ・ポリシーが概ね達成されていることを確認することができた。分析の中で見えてきた課題としては、学生のポートフォリオの記載内容の不備などが散見されたことから、実習を通じて得た学びの振り返りとしてポートフォリオを記載する意義があることを更に周知することが必要と考えた。この結果については、実習施設の管理者及び指導者が参加する実習協議会にて公表し、本学のディプロマ・ポリシーへの達成に向けた実習支援体制について引き続き協力を依頼した(資料 4-50)。

本学では、PROG テストという大卒者として社会で求められる汎用的な能力・態度・志向—ジェネリックスキルの評価を行うテストであり、知識を活用して問題解決する力「リテラシー」と経験を積むことで身に付いた行動特性「コンピテンシー」の二つの観点からジェネリックスキルを測定している。開学時から入学時の学生に利用しており、テストの結果は本人へフィードバックし、自己の特性を理解し、努力の方向性について講師がアドバイスを行っている。1 期生の入学時と卒業時の変化について分析を行った結果、教員がとらえる卒業生の全体像とテスト結果には乖離があったため、他の測定指標に変更した(資料 4-51)。

学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わりは、開学時の 2017 年～2020 年までは、FD 委員会が中心となり、学生による授業評価をもとに教育活動に関する担当教員のリフレクションを促し、教育活動の改善を図っていたが、2021 年 4 月より教育支援・教学 IR 室が設置されたため、学位授与方針に明示した学修成果の把握及び評価について分析に着手している。これらの分析結果は、FD・自己点検・自己評価推進委員会を中心に教育活動の改善に活用される予定である。

○看護学研究科

2021 年 4 月より開設したことから、学習成果を測定し、その成果を把握・評価できる過程を経ていないが、前述のディプロマ・ポリシーを達成しているかの指標を元に中間発表会や最終審査においてこれらを測定、把握、評価する予定である。

以上のことより、看護学部では、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価することに取り組み始めている。

看護学研究科では、開学間もないため学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているが、2021 年度開設のため、まだ修了生を輩出していないが、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価を行っている。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、授業評価アンケートを科目終了時に実施している。FD 委員会が集計を行って、評価責任者にその結果のフィードバックをしている。授業アンケートの結果に対して、各教員で共有し、評価責任者が授業の具体的な改善策を記述し、提出を義務づけている。提出された結果は、授業アンケート結果と共に授業評価報告書として教授会で報告している（資料 4-52）。

開学後 4 年間は、設置計画に基づき講義・演習・臨地実習を展開した。本学の主要な 4 つのディプロマ・ポリシーについての達成度評価を目的として、これら 4 つのディプロマ・ポリシー、それぞれに関連する臨地実習の教育成果の可視化としてのポートフォリオを学生毎に作成させてきた（資料 4-49）。

臨地実習では、実習施設の指導者を対象に毎年度授業評価アンケートを実施し、その結果をもとに、大学教員と実習施設管理者・指導者と協議を行って次年度の臨地実習の学習環境を整えている（資料 4-53）

4 年間の臨地実習である、1 学年基礎看護学実習、2 学年看護過程実習、3 学年看護学領域実習、4 学年統合看護学実習における開学以来 4 年間のポートフォリオの分析を通して、ディプロマ・ポリシーに沿った教育が概ね達成されていることを確認することができた（資料 4-50）。

また、1・2 学年の臨地実習前の演習科目の中で模擬実習型シミュレーションを実施してきた。模擬カルテや臨床看護師が扮する模擬患者を活用しながら、実習課題を個人ワーク、グループワークを通して臨床さながらの経験をするものである。経験を通しての学びや実習に向けての自己課題を明確にし、臨地実習で経験を活かせることを目的としている。この模擬実習型シミュレーションの学びについて、学生が記述したレポートや評価アンケートを分析した結果、臨地実習前のシミュレーションは、臨地実習の予習として役立ったことが明らかとなった（資料 4-27）。

2020 年度 FD 研修において、これまで実践してきた「臨地実習における問題点や課題」について検討を行った。この研修で明らかになった課題に基づき、各領域での実習の再検討など、さらなる教育内容の改善への取り組みを進めているところである（資料 4-54）。

その他、2022 年度より保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正によるカリキュラム改正に伴って、2020 年度から、教育内容及び単位数、順序性等について検討するために、「カリキュラム改正ワーキンググループ」を発足した。ワーキンググループの改正案をもとに 2 月に教授会を経て、3 月理事会にて承認を得た。その後、実習施設との調整の結果、ワーキンググループでカリキュラム修正案を検討し、6 月教授会を経て、7 月理事会で承認を得た（資料 4-55、資料 4-56）。

看護学研究科では、看護学部と同様に、授業評価アンケートを学期末に実施している（資料 4-57）。FD・自己点検評価推進委員会が集計を行って、評価責任者にその結果をフィー

ドバックすることとしている。

大学全体としては、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクルを機能させている。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年で実施する自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCA サイクルを回すことによって、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

4.2. 長所・特色

看護学部及び看護学研究科では、教育課程の編成・実施の方針を定め、公表すると共に、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。また、成績評価、単位認定及び学位授与は、学生への周知とともに、認定及び授与が適切に行われているといえる。

看護学部では、学生の動向を把握しながら、看護実践能力の育成に向けた主体的な学習の活性化に向けて、教育の意図を示しながらシミュレーションを取り入れた演習の工夫やポートフォリオを活用した授業を展開している。その成果については、学生の授業評価とともに実習施設からの評価も取り入れながら、求められる看護職のニーズの把握や実習環境の調整を図っていることは、変化する社会のニーズに即した人材育成につながることで期待される。また、学生の修学困難なケースに対応するために柔軟な履修計画が可能としていることは、学生の心身の負担を軽減する効果が期待される。

資格獲得に向けた看護師、保健師の国家試験合格を目指した学習支援については、国家試験小委員会を中心に 2020 年度の対策に関する評価をもとに、改善した支援方法を検討するなどの PDCA サイクルにおいて検討している。

看護学研究科は、2021 年 4 月に開学したばかりであるが、社会人入学生の背景を踏まえ、履修しやすい環境づくりに配慮している。また、学生による授業評価を実施しており、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を実践している。

以上のことから、看護学部及び看護学研究科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、その目標達成に向けた教育と自己点検・評価は実施していることが特色である。

4.3. 問題点

専門的職業人の育成として、保健師国家試験合格率は 100%であるが、看護師国家試験合格率は 100%を満たしていない。教育課程編成・実施の方針の達成度の評価の一つとして、看護師の輩出を 100%達成できるための対策の工夫が求められる。また、退学者の退学理由については、進路変更と学力低迷が 23%と同数であるが、総数に占める割合で 27%と最も多いのは、病気療養（ほとんどがメンタル不調と考えられる）となっている。（資料 4-46）。したがって、成績不振者対策とメンタル対策を並行して実施することが課題である。

4.4. 全体のまとめ

看護学部・看護学研究科の学位ごとに学位授与方針とその関連を明示した教育課程編成・

実施の方針について定め、ホームページ等で公表するとともに各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。また、看護実践能力の育成に向けた、学生の主体的な学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているが、COVID-19の影響も考慮しながら、学生の動向に対応できる履修方法と学習支援については継続的な検討を要する。

看護学部及び看護学研究科において、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行っているが、学位授与方針に明示した学生の学習成果について、適切な評価方法の確立については不完全さを残す。したがって、今後の課題は、全学内部質保証推進組織等の関わりについての具体的なシステムを構築し、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための指標や方法について明確にすることである。

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価は行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みは、委員会等を中心とした取り組みとして行ってきた。今後は、全学的な内部質保証システムに基づいた委員会相互の役割関係性を明確にし、経年的な計画立案に基づいた点検・評価をもとに改善・向上に向けた取り組みができるよう継続的に検討を行っていく必要がある。

以上のことから、教育課程・学習成果については、大学基準に照らして良好な状態であると判断している。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1: 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点 2: 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
・ 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
・ 入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、看護学の単科大学として 2017 年度に看護学部を開学し、2021 年度に大学院看護学研究科（修士課程）を開設した。看護学部、看護学研究科において、それぞれ学生の受け入れ方針を定め公表している。

○看護学部

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえ、本学が卒業時に求める看護専門職を目指した教育課程を学修できる資質について示した（資料 1-4【ウェブ】）。以下のとおり、定めている。

看護学部 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

1. 看護学の修得に必要な基礎学力のある人。
2. 看護をはじめとする保健・医療・福祉分野に広く関心を持ち、社会への貢献が期待できる人。
3. 相手の個性を尊重して協調しようとする気持ちを持つ人。
4. 物事に対する柔軟な発想を持ち、問題解決への意欲を有する人。
5. 自分の考えを適切に表現することができ、他者に対して的確に伝えられる人。

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、大学ホームページに掲載することで広く公表している（資料 1-4【ウェブ】）。さらに、以下のような方法で公表し、高校生、保護者、高校の教員に、直接、説明し資料を配布することで理解が深まるように取り組んでいる。

- 1) 学生募集要項への掲載（資料 1-6【ウェブ】）
- 2) 大学案内パンフレットへの掲載（資料 1-12【ウェブ】）
- 3) 教職員による高校訪問（年間、延べ 350 校程度の訪問）

訪問時には、大学案内パンフレット、学生募集要項などを持参し、本学の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」、教育課程、就職・進学状況などを説明し高校教員と意見交換を行っている。また、訪問校出身学生の動向を情報提供しながら、本学に対する教育の希望、要望などの情報を収集している。

- 4) 高校教員説明会（年間 1 回～2 回）

本学で開催し、高校の教員に「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」、

教育課程、就職・進学状況などを説明する。参加校は、2016年度20校、2017年度28校、2018年度22校、2019年度29校、2020年度27校、2021年度1回・2回合わせて28校であった。

5) 高校生や保護者への説明会

オープンキャンパスを毎年3回実施し、参加者の年間延べ人数は、2016年度429名、2017年度554名、2018年度512名、2019年度538名、2020年度は新型コロナウイルス感染症により中止、2021年度435名であった。オープンキャンパスでは、本学の説明会とともに個別進路相談を行っている。また、毎年10回程度の進路ガイダンス等に参加し、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中は、オンラインによる個別進路相談を行った。

入学資格については、学則第32条に明確に示している（資料1-7【ウェブ】）。また、出願資格等は、学校推薦選抜（指定校推薦・公募推薦）の水準を学生募集要項や大学ホームページに掲載し、高等学校校長宛ての公文書などで告知している。さらに、2021年度より学生募集要項に、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」とともに「入学者選抜の基本方針」を併記し、入学希望者に求める資質・能力、学力水準とその評価項目及び判定方法を示している。「入学選抜の基本方針」（2021年度設定）については、以下のとおりである（資料1-6【ウェブ】）。

・提出書類

提出書類によって、基礎学力（知識・理解）及び学習意欲（主体性）を評価する。また、生活態度、課外活動や社会貢献及び社会人としての経験（態度）についても評価する。

・学力試験

〈外国語（英語）〉基本的な語彙力・文法力を備え、標準的な読解能力や英作文能力を有しているかを評価する。

〈国語〉基本的な語彙力・文法力を備え、標準的な読解能力や文章力、論理的な思考力等を有しているかを評価する。

〈数学〉基本的な概念や原理・法則を理解し、事象を論理的に考察し数学的に処理する能力を有しているかを評価する。

〈理科〉基本的な概念や原理・法則を理解し、自然科学の現象を論理的に説明する能力を有しているかを評価する。

・大学入試共通テスト

指定した科目によって、高等学校等での学習達成度を評価する。

・小論文

文章作成・表現能力、課題探求能力、柔軟かつ論理的な思考力、問題提示及び問題解決能力を備えているかを評価する。

・個人面接

質疑応答を通じて総合的な思考力、判断力、表現力を判断するとともに、本学で学ぶ意欲、看護師としての志、医療に対する意欲や関心、自然科学に対する探究心、コミュニケーション能力、人間性等を評価する。

○看護学研究科

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえ設定した（資料 1-13【ウェブ】）。看護学研究科では、今後、ますます複雑化かつ多様化する医療を取り巻く問題や課題の解決に対応しうる専門知識や応用能力等を併せ持つ、高度な専門性を備えた人材の養成を目指す（資料 1-3）。以下のように、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を示した。看護学研究科では、大学院への入学者の受入れと入学後の教育に有機的なつながりを持たせることから、学部段階で看護学分野に関する基礎的、基本的な知識や能力を修得した者を受入れることとしており、入学受入れの対象者としては、本学の看護学部看護学科を卒業した者及び他大学で看護学分野の教育を修めた者とするとともに、既に医療現場等において看護実践に携わる職業人を対象とし、教育機会の拡大と多様な学生の受入れに対応している（資料 1-3）。

大学院看護学研究科 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

看護学研究科では、「多様に発展する医療分野で活躍するための高度で知的な素養を養うことを目的とし、看護学の専門知識や能力を基礎として、より高度な看護実践と看護教育活動を行うために、専門知識を応用する能力と課題に対する柔軟な思考力や深い洞察に基づく主体的な行動力を身に付けるための教育を行う。また、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備え、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行う。」こととしています。

1. 看護学分野、口腔医療に対する興味と関心並びに学習意欲を有している。
2. 看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している。
3. 物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。
4. 自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる。

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、大学ホームページに掲載し公表することで周知を図るとともに、大学院案内パンフレットや大学院学生募集要項に記載している。また、進学希望者を対象とした大学院進学説明会を開催する等の方法で周知している（資料 1-13【ウェブ】、資料 1-14【ウェブ】、資料 5-1【ウェブ】、資料 5-2）。

看護学研究科における入学資格については、大学院学則第 29 条に定めている（資料 1-11【ウェブ】）。入学希望者に求める水準等の判定方法は、看護学研究科の目的や入学者の受入方針を踏まえ、出願前相談後に一般入試及び社会人入試で行い、入学者選抜の定員数は、前期 3 名、後期 2 名を原則としている。一般入試の実施方法は、研究計画書・研究業績等に基づく書類審査に加えて、学力試験として英語、看護専門分野に関する小論文を課すとともに、面接試験を実施している。社会人入試の実施方法は、成績証明書及び研究計画書・研究業績等に基づく書類審査に加えて、小論文と面接試験により実施している。なお、社会人入試の受験資格については、医療機関等において 3 年以上の勤務経験を有する

者を対象とする。出願前相談に対応するために、大学院学生募集要項と大学院案内パンフレットに特別研究の研究指導教員を明示している（資料 5-1【ウェブ】、資料 1-14【ウェブ】）。

研究指導教員の研究分野、研究分野のキーワード、著書、学術論文、教育方法の実践例、作成した教科書・教材等の情報は、本学ホームページで公開している（資料 5-1【ウェブ】）。

大学院学生募集要項には、全受験者が出願前に専攻する研究指導教員と事前相談を行うことを明記している。受験者は、以下の内容を相談する。

- ①受験者が希望する研究テーマと研究指導教員の研究分野との適合性
- ②修了後の希望する進路
- ③受験者が希望する修業年数

受験者の希望、実務経験、関連資格取得状況を尊重しつつ助言を与え、十分な検討の上、出願書類上で希望する研究指導教員を申告させるようにしている。

看護学研究科における入学者の受入方針に対する判定については、次のようにしている（資料 1-3）。

1. 「看護学分野、口腔医療に対する興味と関心並びに学習意欲を有している」ことについては、面接試験により判定する。
2. 「看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している」ことについては、成績証明書、英語筆記試験、面接試験により判定する。
3. 「物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる」ことについては、面接試験、小論文により判定する。
4. 「自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる」ことについては、面接試験、小論文により判定する。

試験科目及び選抜方法として、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、看護学研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材であるかの判断を以下のように行う（資料 1-3）。

1. 一般入試では、看護学分野の知識、論理的思考力、興味・関心、学習意欲を評価するため看護専門分野に関する小論文と面接試験、英語力を評価するための学力試験、および研究計画書を重視して判定する。
2. 社会人入試では、看護学分野の知識、論理的思考力、興味・関心、学習意欲を評価するため看護専門分野に関する小論文と面接試験、および成績証明書と研究計画書を重視して判定する。

以上のことから、看護学部、看護学研究科において、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、それぞれに「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を適切に定め、公表していると判断できる。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
--

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

○看護学部

学生の受け入れ方針に基づく学生募集は、大学ホームページ等への掲載、教職員による高校訪問、高校教員説明会、オープンキャンパス、進路説明会等の開催等、多様な広報活動を通して行っている。大学ホームページや大学案内のパンフレット等には、入試情報とともに教育課程や教員紹介、学生生活、就職・進学支援、国家試験対策支援状況等の受験校選択の材料となる情報を掲載している。入試情報として、オープンキャンパスや進路相談等で、これまでの入学試験問題も情報提供している。

入学者選抜は、学則第 34 条 2 項に「入学者の選考は、別に定めるところにより入学試験委員会が行う」と規定し、「入学者選抜規則」を制定している（資料 5-3）。

毎年、入学選抜制度について、検討及び検証を行っている（資料 5-4）。

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」に基づく入学者選抜の区分は、学校推薦型選抜（指定校推薦・公募推薦）、一般選抜、社会人選抜、大学入学共通テスト利用選抜がある。入試区分及び選抜方法については表 5-1 の通りである。

表 5-1 入試区分及び選考方法

入試区分	選抜方法			
学校推薦型選抜（指定校推薦・公募推薦）	学校長の推薦書 出身学校調査書	小論文	個人面接	
一般選抜 A 日程	出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格（見込）成績証明書※			学力試験
一般選抜 B 日程	出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格（見込）成績証明書※		個人面接	学力試験
社会人選抜	調査書	小論文	個人面接	

大学入学共通 テスト利用選 抜Ⅰ期	出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験（大学入 学資格検定）合格（見込）成績証明 書※			大学入学 共通テス ト
大学入学共通 テスト利用選 抜Ⅱ期	出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験（大学入 学資格検定）合格（見込）成績証明 書※			大学入学 共通テス ト

※いずれかひとつを提出

経済的支援として、特待生制度や看護職育成奨学金制度を設定している（資料 5-5、資料 5-6）。その他、経済的支援として利用できるものに、日本学生支援機構奨学金、自治体主催奨学金、民間団体主催奨学金、国の教育ローン、提携教育ローン（オリエントコーポレーション）、高等教育の奨学支援新制度がある。授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、大学ホームページ、大学案内パンフレット、学生募集要項に掲載し、教職員による高校訪問、高校教員説明会、オープンキャンパス、進路ガイダンス等で高校生、保護者、高校教員に説明している。経済的支援については、支援を希望する対象者に説明会を開催し、さらに個別相談を行っている（資料 5-7）。

特待生制度については、学業成績が特に優秀で品行方正かつ健康な学生への年間授業料の 5 割を免除し、その対象学生を各学年 4 名以内として選考していた。社会情勢を踏まえ経済的支援の枠を広げ、2022 年度入学生より各学年 10 名以内の選考に増やした。なお、第 1 学年は、一般選抜 A 日程による入学試験の成績により選考している。年間授業料 1,100,000 円の内、以下のような区分により免除する。

表 5-2 福岡看護大学 特待生制度（返還義務なし）

	区 分	学 生 納 付 金 免 除 額	
変 更 前	2021 年度以前入学の特待生（学業成績優秀特待生）約 4 名対象	授業料 550,000 円	前期 275,000 円 後期 275,000 円
変 更 後	2022 年度以降入学の特待生 S（学業成績優秀特待生）約 1 名対象	授業料 1,100,000 円	前期 550,000 円 後期 550,000 円
	2022 年度以降入学の特待生 A（学業成績優秀特待生）約 4 名対象	授業料 550,000 円	前期 275,000 円 後期 275,000 円
	2022 年度以降入学の特待生 B（学業成績優秀特待生）約 5 名対象	授業料 330,000 円	前期 165,000 円 後期 165,000 円

また、看護職育成奨学金制度として、就学態度及び成績が優れ、かつ健康であり、看護師資格を取得後、福岡歯科大学医科歯科総合病院への就業の意思を有する奨学金希望者に対して、各学年 3 名以内（経済状況等を考慮し選考）とし、月額 50,000 円（無利息）を貸与している。（奨学生が卒業した日から 1 年以内に看護師免許を取得し、直ちに福岡歯科大

学医科歯科総合病院に採用され、4年間、業務に従事した時は返還を免除される。)

なお、2021年度の入学生までは各学年10名以内であったが、福岡歯科大学医科歯科総合病院の雇用状況(退職者が少ない)、返還免除のために卒業後の就職選択が制限されることなどを考え、2022年度以降の入学生からは各学年3名以内に変更した(資料5-6)。

本学の入学者選抜実施の体制は、「入学者選抜規則」及び「入学試験実施委員会細則」によって規定している。大学長を委員長とする入学試験委員会及び学長が任命する委員で構成する入学試験実施委員会について規定し、責任所在を明確にした体制の適切な整備を行っている(資料5-3、資料5-8)。入学試験委員会が入学試験の実施及び入学者の選考等に関する次の事項を処理する体制をとっている。最終責任は入学試験委員会であり、責任者は入学試験委員会委員長の学長である。

また、公正な入学者選抜実施の観点では、入学者選抜試験毎に出題採点委員、入試面接委員を学長が選任している。入学者選抜試験における学力試験においては、質を担保するため外部機関に委託した試験問題を出題採点委員で事前に問題の質と解答について複数回チェックを行っている。小論文の問題作成については、入学試験委員会で検証し問題を決定している。採点の公正性を期すため、小論文の採点に当たっては採点基準を設け、3名の採点委員の平均点数を採用している。さらに、受験生の氏名、受験番号が採点者に分からないように対応している。面接試験においても、面接項目と評価点数を設定し、受験生1名につき3名の面接委員で判定した平均点数を採用し、受験生の公平性を担保している。

入学試験の公正性を保つために、可否の判定については、入学試験委員会で検討後に教授会を経て、大学長が合格者を決定している。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施として、受験生が何らかのハンディキャップがある場合等、文部科学省の配慮する事項に沿って実施している(資料5-9)。受験生の申し出によって、入学試験の別室受験等、不利のない合理的な配慮を行っている。

○看護学研究科

「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している(資料5-1【ウェブ】)。

大学ホームページや大学院案内パンフレット等には、入試情報とともに教育課程、出願前相談に必要なデータ(看護特別研究の研究指導教員とその教員が持つ研究テーマ)、経済的支援等としての長期履修制度やティーチング・アシスタント制度を掲載している(資料1-16【ウェブ】、資料1-14【ウェブ】)。研究指導教員については、研究分野、研究分野のキーワード、著書、学術論文、教育方法の実践例、作成した教科書・教材等の情報について、大学ホームページで公開している(資料5-10【ウェブ】)。

看護学研究科の入学者選抜制度は「大学院学則」に規定し、看護学部とともに「入学者選抜規則」及び「入学試験実施委員会細則」で定めている(資料1-11【ウェブ】、資料5-3、資料5-8)。また、「大学院研究科専門委員会細則」で研究科運営委員会が入学者選抜を行うことを規定している(資料5-11)。看護学研究科は2021年に開学したため、2020年度に実施した2回の入学選抜について検討及び検証を行っている。「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づく入学者選抜の区分には一般入試と社会人入試がある。

受験生は、入学試験前に志望する専門分野の研究指導教員に事前相談し、受験生が希望する研究テーマと研究指導教員の研究分野との適合性、大学院修了後に希望する進路、受験生が希望する修業年数（長期履修制度利用の有無）について話し合う。一般入試は、英語試験、小論文、面接である。社会人入試は、英語読解の問題を含む小論文、面接である。

入試問題については、適正であるか研究科運営委員会で検討し決定している。面接試験の選抜については、各面接者が一貫した評価基準を持てるように、面接項目と評価点数を設定するとともに、正当性について検証し改善しながら、入試を実施している。

入学試験の公正性は、2020年度に実施した2回の入試について、研究科運営委員会で入試種別、入学基準、入試日程、学生募集要項、学生募集活動の広報活動などを検討し改善点を出しているところである。その結果は、今後、研究科委員会で承認され、入試方法を改善していく予定である。可否の判定については、公正性確保のため研究科運営委員会で検討後に研究科委員会を経て、学長が合格者を決定している。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を検討しているが、2020年度に実施した2回の入試で、ハンディキャップ等がある受験生はいなかった。今後、受験生の申し出があれば入学試験の別室受験等、不利のない合理的な配慮を検討していく予定である。

以上のことから、看護学部、看護学研究科、それぞれの入学者受け入れの方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率【学士】
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率【学士】
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

○看護学部

以下の表に示すように、入学定員100名に対して入学者数比率1.01～1.19であり、適切な数値を維持している。本学に編入制度があるが、編入生はいない。収容定員は、学年進行に伴い2017年度100名、2018年度200名、2019年度300名、2020年度から400名である。在籍学生数比率は1.04～1.19であり、収容定員に対する在籍学生数比率も適正に管理されている。

以上のことから、本学の看護学部は、適切な定員設定と学生の受け入れを行い、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

表 3 看護学部 of 志願者数、合格者数、入学者数、入学者数比率、在籍学生数比率

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
定員 (a)	100名	100名	100名	100名	100名
入学者数 (b)	119名	113名	109名	107名	101名
入学者数比率 (b) / (a)	1.19	1.13	1.1	1.07	1.01
編入者数	0名	0名	0名	0名	0名
収容定員に対する在籍学生数比率 在籍学生数 / 収容定員	開学1年目 【1学年収容】 ・収容定員 100名 ・在籍学生数比率 119 / 100名 1.19	開学2年目 【2学年収容】 ・収容定員 200名 ・在籍学生数比率 230 / 200名 1.15	開学3年目 【3学年収容】 ・収容定員 300名 ・在籍学生数比率 333 / 300名 1.11	開学4年目 【4学年収容】 ・収容定員 400名 ・在籍学生数比率 431 / 400名 1.08	開学5年目 【4学年収容】 ・収容定員 400名 ・在籍学生数比率 416 / 400名 1.04

○看護学研究科

2021年度に開学し入学定員として1学年5名で、入学者が5名であった。収容定員が5名(完成年度10名)であり、在籍学生数5名である。在籍学生数比率は1.00である。

定員を満たす対策は、入学試験前に大学院に関する説明会及び個別の事前相談を実施し、受験生が希望する研究テーマと研究分野との適合性に配慮している(資料5-2)。

以上のことから、本学の看護学研究科は、適切な定員設定と学生の受け入れを行い、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れは、入学試験委員会及び研究科運営委員会において、入学試験が適切なものであったか、問題点や改善策について、実際に業務に関わった担当者(出題、試験監督、面接などの担当)から意見や改善策を聴取している。また、定期的な実際の面接で使用した採点表の確認などを含み、入学試験の区分や募集人員数、試験方法についての妥当性を検討するなど、定期的に点検・評価を行っている。

入学試験委員会及び研究科運営委員会では、適切な入学試験業務実施の検証だけでなく、教育支援・教学IR室と連携し、試験区分毎に入学者における入学後の修学状況等の追跡調査を行い、その結果を募集人員の変更に反映させる等、点検・評価結果に基づく改善・向上への対策を実施している(資料5-12)。

検討した改善策などは、次回の入試に反映できるよう入学試験委員会及び研究科運営委員会の案として教授会及び研究科委員会に提案し、意見を聞いた後、理事会の承認を得て、学生募集要項等に反映している（資料 1-6【ウェブ】、資料 5-1【ウェブ】）。

また、公開されている他大学入学者の動向等から本学への入学希望者の動向を解析するとともに、高校訪問やオープンキャンパス日程や内容、入試日程、入試の実施方法などの検討を行っている。

学生の受け入れについては、大学全体として、中期構想に基づき、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価している。次年度の計画に反映する PDCA サイクル（1 年周期）及び大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題抽出とその後の改善状況を取りまとめている。翌年に実施する改善報告により PDCA サイクル（2 年周期）を機能させている。この二つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みをしていると判断できる。

【COVID-19 への対応・対策】

文部科学省の COVID-19 感染予防に関するガイドラインをもとに、入学試験委員会及び研究科運営委員会で話し合い、教授会を経て「令和 4 年度福岡看護大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」を定めた（資料 5-13【ウェブ】、資料 5-14）。

受験生には、事前に配布する受験上の注意に、感染予防について明記し、試験会場に掲示する。COVID-19 の影響で受験できない場合を考え、振替または追試験の設定を行った。

以上、本学の入学試験においては、COVID-19 感染予防対策を講じながら、入学を希望する全ての受験生が受験の機会を確保できるよう対応し、公平性・公正性の観点から適切であると判断できる。

5.2. 長所・特色

本学の長所・特色は、受け入れ方針に沿った学生を迎えるために、大学ブランドがあることである。この大学ブランドとは、模擬実習型シミュレーション教育、グローバル社会に向けた学習の機会、大学で執筆したテキストを基に教える口腔を起点とした全身の健康支援学習等、高い教育を提供できる点である。

模擬実習型シミュレーション教育は、臨地実習での学習効果を高めるために、模擬患者による実践的なシミュレーション方法を活用している。臨地実習前に、臨床さながらの模擬実習で課題に取り組む。「うまくできなかったこと」は「どうすべきだったのか」等、課題と対策を学生が話し合いながら、臨地実習へとつなげていくことで高い学修効果が得られる。講義から模擬実習型シミュレーション、臨地実習という流れを繰り返すことで、医療現場における判断力と技術力を養っていくことができる（資料 4-27）。

グローバル社会に向けた学習の機会として、2018 年度にオーストラリアのモナッシュ大学における海外研修（学生 12 名参加）を行った（資料 3-20）。今後、イギリスのリバプー

ル大学との国際交流を予定している（資料 3-21）。

本学は、福岡歯科大学、福岡医療短期大学、本学を含む 3 大学の共同組織である口腔医学研究センターに代表されるように、学校法人全体として口腔医療に対する教育・研究を推進させる環境が整っている。このような環境下で、あらゆる対象者の口腔を起点とした全身の健康支援学習、口腔に対する看護実践の質の向上を目指す教育ができる（資料 3-10）。

また、本学における看護学部独自の経済的支援として、授業料免除を行う特待生制度、奨学金の貸与を行う看護職育成奨学金制度があることも特色である（資料 5-5、資料 5-6）。

5.3 問題点

看護学部においては、少子化の加速による志願者数の減少とともに、看護系大学の更なる設置によって志願者数の減少が予測される。入学者確保に向け広報活動や入学試験方法など学生募集の見直しを行い、大学のブランド力向上に向けた取り組みが必要である。また、学生受け入れを維持するためには、看護学部における教育の質を担保する必要がある。現在、国家試験合格率、就職・進学率などの状況から、適切に担保できていると考えられる。今後、さらに教育力や研究力向上、学生支援の強化、国家試験合格率の向上、就職・進学支援を行い、卒業後支援までの体制整備を検討することが必要であると考えている。

看護学研究科においては、入学した大学院生の教育の質を担保し、養成する人材に掲げている通り修了後はリーダーシップを発揮し、保健・医療・福祉の中で活躍できる人材となるように育成を行うことが必要である。

5.4 全体のまとめ

本学は、「卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえ、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を定めた。看護学部、看護学研究科では、入学者に求める能力や資質について、学力試験、小論文、面接といった入学資格及び選抜方法を適切に公表してきた（資料 1-6【ウェブ】、資料 5-1【ウェブ】）。

学生募集及び入学者選抜の制度、運営体制を学則に定め、入学者選抜を公正に実施している。看護学部の入学者数比率 1.01～1.19 及び在籍学生数比率 1.04～1.19、看護学研究科が在籍学生数比率 1.00 のため、入学定員及び収容定員は適切な設定と考えられ在籍学生数の管理も適正である。

学生の受け入れについては、入学試験委員会及び研究科運営委員会において定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、本学の学生受け入れについては、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、適切であると判断できる。

第6章 教員・教員組織

6.1 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

「求める教員像及び教員組織の編制方針」については、2021年6月17日開催の自己点検・評価委員会で原案を作成し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議である「常任役員会」及び理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2021年7月13日開催の第564回理事会で承認されたものである（資料2-13、資料2-14、資料2-15、資料2-16、資料2-17、資料6-1【ウェブ】）。

大学として求める教員像は、優れた人格と見識を有し、かつ健康で、また、優れた教育研究指導上の能力と教育研究業績及び豊富な臨床経験を有し、教育及び研究に対して熱心に取り組む者、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を十分に理解し、本学の理念・目的の実現のため教育及び研究に専念する者、更に本学の建学の精神を理解し、看護学の発展及び口腔から全身への健康支援の推進に寄与できる者と定めている（資料6-1【ウェブ】）。

教員組織の編制及び人事の立案並びに教育研究活動については、学長が統括し、関連法案により定められた基準に基づき、適切な教員数を配置している。

2021年4月設置の看護学研究科においては、大学院設置計画に基づき、適正に教員を配置している。

求める教員像及び教員組織編制方針

福岡看護大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展、及び看護教育及び地域社会への貢献を図るため、次のとおり求める教員像及び教員組織の編制の方針を定めている。

【求める教員像】

1. 優れた人格と見識を有し、かつ健康で、また、優れた教育研究指導上の能力と教育研究業績及び豊富な臨床経験を有し、教育及び研究に対して熱心に取り組む者

2. 「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を十分に理解し、本学の理念・目的の実現のため教育及び研究に専念する者
3. 本学の建学の精神を理解し、看護学の発展及び口腔から全身への健康支援の推進に寄与できる者

【教員組織の編制方針】

1. 教員組織の編制及び人事の立案並びに教育研究活動については学長が統括する。
2. 関係法令より定められた基準に基づき、適切な教員数を配置する。
3. 教育研究上の必要性を踏まえた上で、年齢構成及び性別等に配慮した教員組織を編制する。
4. 教員の募集、採用、昇任等は、公正かつ適切に実施する。
5. FD 活動を組織的に推進し、教育の資質向上を図り、教育内容・方法などの改善に継続的に取り組む。
6. 教員の教育及び研究活動の業績を評価し、その活性化を図る。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や看護学部・看護学研究科の教員組織の編制に関する方針を適切に明示していると判断できる。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・ バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制

○看護学部

看護学部の教員組織は、建学の精神及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展、及び看護教育及び地域社会への貢献を図るための教員編制であり、3 部門（基礎・基礎看護、健康支援看護、地域・在宅看護）、9 分野（基礎・専門基礎、基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、高齢者看護学、在宅看護、公衆衛生看護学）で編成し、関連分野を統合した部門を編制している（資料 6-2【ウェブ】）。各部門には部門長を置き、部門長は上司の命を受け公務を分掌している。また、各分野では教授が責任者として分野内における円滑な教育活動に向けて支援しており、講義・演習・実習等の質の向上に向けて分野間での調整を行っている。

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数については、2017年4月、看護学部開学から完成年度の2021年3月まで、本学の建学の精神・教育理念及び教育目標の達成に向けて、設置計画通りに教員組織を運営している。特に「口腔から全身の健康支援」を實踐できる看護職の育成において、歯科医師の准教授を採用し、歯科医師と看護師の共同研究を推進しながら教育研究活動を行っている。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置については、完成学年を迎え、2021年3月に退職予定者の後任人事及び授業科目の担当者等、教員の専門性と授業担当時間を考慮して、全教員の担当時間の見直しをすべく、教務委員会を中心に新カリキュラム検討と併行し、担当時間数の調整を全学的に行った（資料6-3）。

同法人である福岡歯科大学医科歯科総合病院では混合診療科の50床の入院病床を有しているが、病棟では3～5名の学生の受け入れが最大であり、ほとんどの学生は他の施設で実習を行っている。また、福岡県内で13番目に開学した看護大学であるため、実習施設も一度に多くの学生の受け入れが難しい環境にある。そのため、実習施設との調整会議の回数も総じて多くなり、複数の施設を期間限定で移動しながら指導施設のローテーションを組んでいる。併行して、学部の授業・演習・大学院の授業・研究指導及び委員会等の業務を遂行する必要があるため教員の負担を考慮し、適切な教員組織編制のための措置を講じる必要性がある。

2021年4月からは、部門の教授や教員数の調整及び科目の特殊性を考慮し、健康支援部門と地域・在宅看護部門間の調整を図った。調整後の部門構成は、精神看護学分野が健康支援部門から地域・在宅看護部門への移り、再編成を図った（資料2-7）。

2021年4月からの看護学部及び看護学研究科の専任教員数は、表6-2のとおりである。

表6-1:所属教員総括（看護学部教員組織 2017年4月～2021年3月）

部門	分野	2017年5月1日現在					2018年5月1日現在					2019年5月1日現在					2020年5月1日現在				
		専任教員				計	専任教員				計	専任教員				計	専任教員				計
		教授	准教授	講師	助教		教授	准教授	講師	助教		教授	准教授	講師	助教		教授	准教授	講師	助教	
学長		1				1	1				1	1				1	1				1
基礎・基礎看護	基礎・専門基礎	3	1			4	3	1			4	3	1			4	3	1			4
	基礎看護学	(1)	1	1	2	4	(1)	1	1	2	4	(1)	1	1	2	4	(1)	1	1	2	4
健康支援	成人看護学	2		1	2	5	3	1	1	2	7	3	1	1	2	7	3	1	1	2	7
	母性看護学	1				1	1	1			2	1	1			2		1			1
	小児看護学	1		1	1	3	1		1	1	3	1		1	1	3	1		1	1	3
	精神看護学		1			1	1		1		2	1		1		2	1		1	1	3
地域・在宅看護	高齢者看護学																				
	在宅看護論	1	1		2	4	2	1	2	2	7	2	1	2	2	7	2	1	2	2	7
	公衆衛生看護学																				
合計		9	4	3	7	23	13	5	7	5	30	13	5	7	5	30	12	5	7	6	30

表6-2:所属教員総括（看護学部教員組織 2021年5月）

部門	分野	専任教員			
		教授	准教授	講師	助教
学長		1			
基礎・基礎看護	基礎・専門基礎	2			
	基礎看護学	1	2	1	
健康支援看護	成人看護学	3		3	
	母性看護学	1	1	1	
	小児看護学	1		2	
地域・在宅看護	精神看護学	1			2
	高齢者看護学				
	在宅看護論	2	2	1	3
	公衆衛生看護学				
教育支援・教学IR室		1			
合計		13	5	8	5

(2021年5月1日現在)

○看護学研究科

2021年4月開設に当たって、大学院設置計画に基づき計画し、2021年4月開設時には教授10人、准教授4人で看護学研究科を開始した(資料1-3)。

教員数は14名であり、大学院設置基準を満たしている。学生の定員は1学年5名であり、専任教員1人あたりの学生は0.71人である。教員の職位別構成は表6-3の通りである。取得学位については、14名のうち11名は博士の学位を有している。他3名は修士の学位を有している(資料6-2【ウェブ】)。教員の年齢構成については、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障のないように配慮することから、40歳～49歳3名、50歳～59歳5名、60歳～64歳2名、65歳～69歳4人で教育研究活動を行っている。

表6-3：大学院担当教員総括(看護学研究科教員組織)

部門	専任教員				計
	教授	准教授	講師	助教	
基礎・基礎看護	3	2			5
健康支援看護	4	1			5
地域・在宅看護	3	1			4
合計	10	4			14

(2021年5月1日現在)

表6-4：大学院担当教員の年齢構成・学位保有状況(看護学研究科教員組織)

職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授	博士				4		4		8
	修士				1	1			2
	学士								
准教授	博士			2	0	1			3
	修士			1					1
	学士								
合計	博士			2	4	1	4		11
	修士			1	1	1			3
	学士								

(2021年5月現在)

以上のことから、本学の教育理念や教育目的に沿った教育を効果的に行うことを目的に、教員組織の編制に関する方針に基づき、教員組織を編制していると判断している。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する 基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

○看護学部

本学は2017年に開学し、2020年度の完成年度まで大学設置計画に沿って確実に履行し、大学設置の趣旨に則った運営を行ってきた。学校法人福岡学園福岡看護大学設置に伴う定年年齢の特例規則を2017年4月1日から施行し、開設年度から完成年度までに教授として採用された教員は、就業規程第20条第1項第1号にかかわらず、定年年齢を70歳とすることとし、但し、完成年度（2020年度）までに70歳を超える教授の定年は、完成年度末とした（資料6-4、資料6-5）。

教員組織の編成は、授業科目数や単位数に応じ、看護学における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授11名、准教授6名、講師5名、助教8名、合計30名を配置した。

具体的には、「基礎・基礎看護学」に教授4名、准教授2名、講師1名、助教2名、「健康支援看護学」に、教授5名、准教授3名、講師3名、助教3名、「地域・在宅看護学」に、教授2名、准教授1名、講師1名、助教3名を配置した。設置計画では、開学後実習施設との連携強化、実習指導体制の充実、基礎看護学の充実等の観点から将来的に実習指導を担当する教員2名の増員を計画していた（資料1-1）。しかしながら、分野を固定せずに流動的な運用を図るために助手の採用を行った。

開学から4年間の期間に、2019年6月に教授1名の退職があり教員組織の変更を行った。後任人事については2020年3月にAC教員審査を受審し、2020年6月に講師1名を採用した。教育活動への影響を最小にするため関連領域の教員が応援体制を取った。2019年12月、教授会を経てAC教員審査を受審し、2020年4月に助教1名を採用した。

完成年度である2021年3月末に、基礎・基礎看護部門の教授2名、健康支援看護部門教授1名、准教授1名、講師1名、助教1名、地域・在宅看護部門の准教授（保健師課程）1名の退職があった。後任の募集に当たっては、看護大学運営会議の議を経て教授会にて「福岡看護大学教員選考規程」に基づき福岡看護大学教育研究業績審査委員会を設置し、応募者の教育研究業績等について、公正・公平な審査を行った（資料6-6、資料6-7）。その後、最終教員候補者について教授会で意見を聴き、大学長が決定し、教授及び准教授については理事会での承認を得た（資料6-6、資料6-7）。

2021年4月に健康支援看護部門の教授1名（看護学部副学長、大学院研究科長）、講師1名、地域・在宅看護部門の准教授（保健師課程）1名、教育支援・教学IR室を設置し、教授1名（室長）を採用した。昇任人事については、基礎・基礎看護部門の講師から准教授に1名、地域・在宅看護部門の講師から准教授に1名、健康支援看護部門の助教から講師が2名、地域・在宅看護部門の助手から助教1名を昇任した。その後、2021年5月に基

礎・基礎看護部門の准教授から教授に1名昇任、6月に助教1名を採用した。2021年8月には健康支援看護部門の講師1名が退職したが、教員の補充が困難なため9月から助手1名を採用した。2022年4月には基礎・基礎看護部門の助教2名、健康支援部門の助教1名を採用予定としている。

○看護学研究科

2021年3月末の退職者の中には、大学院教員である教授1名、准教授1名が含まれていたため、後任人事についてはAC教員審査を受審し、承認を得て大学院の教育研究活動への影響がないよう運営した(資料6-8)。

2022年3月には、基礎看護分野准教授1名が退職予定であり、後任については、他の基礎看護分野准教授1名についてAC教員審査にて2021年11月承認された(資料6-8)。

なお、大学院開学に伴う答申の遵守事項であった2学年開講の看護教育特論の担当教員1名についても2021年11月に承認された(資料6-9)。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断している。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FD活動については、設置計画に基づき2017年度からFD委員会(2021年度からはFD・自己点検・評価推進委員会)が中心となり計画的に実施している。FD委員会の組織的な取り組みは、開学時から、学長、学部長、学生部長を中心に、年3回以上計画的に行われており、これまで教員の教育・研究に関する質の担保と多面的な教員の資質向上を目指して、毎年計画的にFD活動を実施してきた(資料2-5)。

初年度(2017年度)は、講義内容の充実、研究力の強化に加えて、本学の特徴である口腔から全身の健康に関する看護教育と、文科省から全国の看護系大学が学士課程における看護師養成教育において共通して取り組むべき内容(モデル・コア・カリキュラム)の研修を取り入れ、2018年度、2019年度は、学生に身近なSNS問題のFD研修会、2020年度は、数理データサイエンスと大学教育のつながりを考えるFD研修会を実施した。2019-2020年度の授業展開・教材活用に関するFD研修会では、シラバスの重要性と活用方法について研修を行い、定期的な第3者シラバスチェックという内部評価を継続した。特に、遠隔授業の方法論については、具体的な操作方法のみならず、授業方法の工夫を事例から学ぶことにもつながっていた(資料6-10、表6-5)。

また、共同研究費制度を設けており、福岡歯科大学及び福岡短期大学教員との共同研究を推進してきた。採択件数は、2017年は6件、2018年は8件、2019年度は5件、2020年度は1件、2021年度は0件であった(資料6-11)。科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けて、申請書作成のポイントについての講習会を実施し、その結果、2021年8月現在の採択率は74.2%に達成している。開学初年度から助手への研究指導も積極的に行っているため、助手の新規採択は2019年度に2件、2021年度に1件であった(資料3-25、表6-

6)。

各教員の研究テーマの取り組み推進状況及び研究業績に関する評価を行うために、報告書の作成を1年に2回義務づけている。報告書には、教員の教育活動及び診療、社会活動に関することも加筆し、分野長の教授、部門長、学長で評価を行っており、部門長を介してフィードバックを行っている。また、教授を対象に学長及び理事長との面接を実施している(資料6-12)。

なお、研究業績については、ホームページ上での研究業績データベースを毎年更新しており、広く公開している(資料6-13【ウェブ】)。

看護学研究科では、大学院生の研究倫理に関する効果的な教育活動のために2021年10月、「研究における個人情報取り扱い」をFD研修会として実施した(資料6-10)。

FD研修会の有効性を評価するために、研修会前後にはアンケート調査を行い、今後の課題を含めて分析を行っている。運用に関しては、実施・計画・評価を踏まえ、次回の研修会の企画に活かせる仕組みを取っている(資料6-14)。これまでのFD研修会の成果から、FD活動の推進に関する評価としては概ね良好であると解釈できる。

2021年4月には、教育支援・教学IR室の設置に伴って、アンケート等のデータ分析を強化し、現状の評価及び課題提示に向けた取り組みが可能となった

表 6-5. FD 研修会開催一覧

年度	テーマ
2017年度	第1回 新採用教員研修会
	第2回 管理職を対象とした「ハラスメント研修会」
	第3回 カリキュラムの特色と授業内容
	第4回 科研費取得を目指した申請書の書き方のコツ
	第5回 招聘講演会『看護学教育モデル・コア・カリキュラムの理解と特色あるカリキュラムを目指して』
2018年度	第1回 新採用教員研修会
	第2回 看護師国家試験対策研修
	第3回 ハラスメント講演会『ハラスメントの基礎知識－あなたの理解で大丈夫ですか？－』
	第4回 科研費取得を目指した申請書の書き方のコツ
	第5回 現在の授業展開・教材活用
	第6回 臨地実習でのSNS投稿関連問題に対するこれまでの取組と事案の検討・今後の対策について
	第7回 ディプロマポリシーを踏まえて、講義・演習・臨床実習の連動性と実習計画の検討
2019年度	第1回 臨床実習教育の留意点
	第2回 基礎・看護過程からの領域実習への展開とそれぞれの臨地実習の関連性
	第3回 口腔医学を取り入れた看護学教育実践の現状と課題の明確化
2020年度	第1回 新採用教員研修会
	第2回 ZoomによるPROG解説
	第3回 口腔から全身の健康を目指す本学の教育評価（課題解決への方略）
	第4回 シラバスチェック
	第5回 数理・データサイエンス
	第6回 口腔から全身の健康を目指す本学の教育評価（実践の評価）
2021年度	第1回 新採用教員研修会
	第2回 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理
	第3回 ディプロマポリシーの達成度評価
	第4回 科研費取得を目指した申請書の書き方のコツ
	第5回 遠隔講義導入による課題と効果的な活用方法の検討
	第6回 合理的配慮が必要な学生への対応
	第7回 初めて実習に臨む新任教員に向けて
	第8回 ZoomによるPROG解説
	第9回 内部質保証
	第10回 看護師国家試験不合格者の4年次模擬試験結果の分析
	第11回 コンプライアンス講習/研究倫理講習
	第12回 研究における個人情報の取り扱い
	第13回 ハラスメント講習会（管理職対象）
	第14回 新カリキュラムの在り方検討とカリキュラムツリー作成
	第15回 口腔関連の看護研究を推進させるFD(口腔関連看護研究の紹介と質疑応答)
	第16回 大学におけるパワーハラスメント
	第17回 DP主要関連科目の関連性に関するFD

表 6-6 文部科学省研究費獲得状況の推移

年度	区分種目 新規 継続の別	基盤研究(S)		基盤研究(A)		基盤研究(B)		基盤研究(C)		挑戦的研究 (開拓)		挑戦的研究 (萌芽)		若手研究(B) ※H30より 若手研究		研究活動 スタート 支援		合計		合 計 (再 掲 手)		
		新 規	継 続	新 規	継 続	新 規	継 続	新 規	継 続	新 規	継 続	新 規	継 続	新 規	継 続	新 規	継 続	新 規	継 続		合 計	
平成29年度	内 定 件 数	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	5		
平成30年度		0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	1	4	5	9		
令和元年度		0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	3	0	0	0	9	6	15	2
令和2年度		0	0	0	0	1	0	3	12	0	0	0	0	1	3	0	0	5	15	20	2	
令和3年度		0	0	0	0	0	1	8	9	0	0	1	0	0	4	1	0	10	14	24	1	

以上のことから、本学では、FD活動を含めた教員の資質向上活動の組織的な実施及び教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用目において、教員の資質の向上を図るための方策を組織的多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善につなげていると判断している。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員の個人毎の点検・評価は、人事考課制度によって、教育、研究、診療（医師のみ）、管理・運営、社会活動の項目について、各教員が中期構想に関連した重点目標を設定し、その到達度を実績、意欲・態度、能力別に毎年1月に一次考課と二次考課の二段階のシステムにより厳正に評価している。（資料6-15）。教員組織の適切性については、学長等が各部門・分野の教育・研究等の実績や理事長等との教授面接等を通じて課題を把握し、協議の上評価している。

上記の自己点検・評価に基づき、2021年度には、健康支援部門のうち精神看護学分野が地域・在宅看護部門に編成され、教育支援・教学IR室を設置した（資料2-7、資料3-22）。

以上のことから、本学では教育理念や教育目標を実現するための方針に基づき、教育組織の適切性について点検評価を行い、改善を進めていると判断している。

【COVID-19への対応・対策】

COVID-19の対応部署として、2020年4月2日に新型コロナ対策室を設置して、新型コロナ対策室会議を開催している。感染防止対策マニュアルを作成し、教職員を対象に感染防止対策の具体的な方法について説明会を実施した（資料4-25）。刻一刻と変化する事態に対応するために、新型コロナ対策室がマニュアルの変更を行って、健康管理センター及び保健小委員会（2021年度からは学生支援委員会）が連携を取りながら、教員及び学生への指導を行っている。また、臨地実習においては、実習小委員会（2021年度からは実習委員

会)が新型コロナ対策室と連携を取って、臨地実習施設との事前調整を行った。このような組織的な協議、指示系統によって、COVID-19に関する情報共有及び教員の学習の場となったと考えられる。

以上のことから、教員組織の編制やFD等において講じたCOVID-19への対応・対策は、教員組織の充実や教員資質向上の観点から適切であると判断できる。

6.2 長所・特色

本学の「教育の目的」に基づいた「well-being」を推進する看護職を養成すべく、2017年3月～2021年3月の完成年度を迎えるまでの退職者は1名で、概ね設置計画通りに教員組織を運営している。特に「口腔から全身の健康支援」を実践できる看護職の育成において、歯科医師の准教授を採用し、歯科医師と看護師の共同研究による多くの業績を修め、学生に効果的な教育が可能な教育としての質の向上が図られている。

教員組織の部門については、教授数や科目の専門性を踏まえて部門の再編成がなされており、教員数と共に部門組織の運営が明確になっている。今後、定期的な点検・評価を行っていく基礎作りができた段階である。

FD活動については、計画的に教員に必要とされるテーマで実施されており、研究活動においては、科学研究費補助金の外部資金の獲得が2021年8月現在の保有率74.2%を達成するなど、教員の教育研究活動の質向上に貢献できている。

教員の教育研究成果及び診療・社会貢献活動については、組織的な自己点検から学長・理事長を含めた評価、フィードバック機能が備わっている。

6.3. 問題点

本学を含めて、福岡県内に看護系大学・学部が14施設開設されていることもあり、複数の実習での運用が余儀なくされている。学生の未熟さと実習施設の医療安全対策の関連から、実習施設からは、実習生5名に1名の教員配置を求められている。これに伴って、十分な教育研究活動ができるための教員組織の適切性については検討する必要がある。また、助手については在籍期間が短く、入れ替わりが多いために、教育研究活動の支援の範囲が狭いことが課題である。助手業務や採用方法等の検討が必要である。

6.4. 全体のまとめ

2017年4月に看護学部を開設し、2021年4月には看護学研究科を開設し、設置計画に従って教員組織を構築し、教員数を確保するために、退職者の後任人事計画など、規程や大学設置・学校法人審議会による教員資格審査に基づいて採用・昇任等の実施を適切に行っている。

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針については、2021年6月に大学の理念・目的に基づき「福岡看護大学 求める教員像及び教員組織の編制方針」策定し、公表している。これによって、「well-being」を推進する看護職を育成するための教育組織のあり方が明確となった。

教員組織の編制方針に基づき、教員数及び教員組織の適切性については、適切に運営している。

FD活動については、計画的に教員に必要とされるテーマで実施されており、研究活動においては、科学研究費補助金の外部資金の獲得が2021年8月現在の保有率74.2%を達成するなど、教員の教育研究活動の質向上に貢献できている。

以上のことから、教員数・教員組織について、大学基準に照らして総じて良好な状態にあると判断している。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、「建学の精神」及び「第三次中期構想」に基づき、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、「福岡看護大学 学生支援の方針」を定め、具体的な内容を明示している（資料7-1）。

「学生支援に関する方針」は、2021年6月17日開催の自己点検・評価委員会で原案を作成し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議である「常任役員会」及び理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2021年7月13日開催の第564回理事会で承認されたものである（資料2-13）、資料2-14、資料2-15、資料2-16、資料2-17、資料7-1【ウェブ】）。

また、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で、2021年9月に開催したFD・SD研修において教職員に周知した（資料2-18）。方針では、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、学修支援、生活支援、進路支援について以下のとおり定めている。

学生支援の方針

福岡看護大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、次のとおり学生支援の方針を定める。

【学生支援の内容】

1. 修学支援

- (1) 学生が自らの学習に専念できる環境を整備する。
- (2) 特待生制度、奨学金等の育英奨学事業を行う。
- (3) 学習に対する支援を行う。

2. 生活支援

- (1) 保健管理センターと連携し、心身の健康を支援する。
- (2) ハラスメント対応等人権保障に取り組む。
- (3) 学生の多様性に配慮する。
- (4) 感染症対策や災害対策など危機管理体制を整備する。

3. 進路支援

- (1) キャリア支援室と連携し、初学年から進路形成支援を行う。
- (2) 望ましい職業観・勤労観を育成する。
- (3) 国際的視野を醸成する。

4. 課外活動支援

- (1) 自主的な課外活動を支援する。

【保護者等との連携】

1. 学生支援の実施にあたり、学友会並びに学生後援会と連携する。
2. 学生支援の実施にあたり、保護者へ情報提供を行う。

【学生支援の体制】

1. 学生支援は、チューター教員制度を基盤とする。
2. 学生支援の企画運営は、学長の指示のもと、学生部長及び学生支援委員長が担当し、学生・入試課を含む事務局は、教員と協働して業務に当たる。

上記方針の実現のため、学長の指示のもと、学生部長及び学生支援委員長が担当し、学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、教務委員会、実習委員会、社会貢献推進委員会、国際交流推進委員会で役割分担しながら、教育支援・教学 IR 室、保健管理センター、キャリア支援室、チューター教員をはじめとした学内の教員、職員が連携し学生を支援している。

以上のことから、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示していると判断できる。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点 5：学生の正課外活動を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制については、学生部長のもと、学生支援を所管する学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、キャリア支援室、健康管理センターが中心となり、教務委員会、実習委員会、社会貢献推進委員会、国際交流推進委員会、教育支援・教学 IR 室及び新型コロナ対策室、学生・入試課、学務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制が整備されている。（資料 2-11、資料 2-12、資料 7-2）

この体制の下で、集団、個別学生の修学支援、生活支援、進路支援、その他支援を総合的に実施するため、チューター教員制度、ハラスメント防止ガイドライン、学生相談室、健康診断及びワクチン接種支援体制、新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン、災害対策マニュアル、交通安全教室及び薬物乱用防止講習会、性犯罪防止講習会等を活用して、学生支援を適切に実施している（資料 7-3、資料 7-4【ウェブ】、資料 7-5、資料 4-25、資料 7-6、資料 7-7、資料 7-8）。

学生の修学に関する支援については、学生の能力に応じた補習教育、補完教育としては、入学生が、これまで学んできた基本的な知識を再確認し、医療従事者を志す意味を考える機会を作り、学習のモチベーションを高めることを目的に入学前教育（数学・化学・物理）を実施している。入学試験委員会からの受講結果のフィードバックをもとに、チューター教員は、個人指導に活用している。また入学後は、自由科目として「看護のための生物・化学」「看護教育のための数学」「看護教育のための物理学」を開講し、看護師となるために必要な基礎知識を習得するために補習教育・補充教育を実施している（資料 7-9、資料 4-15、資料 4-18）。

全学年対象の補習・補充教育として、学生キャリア支援委員会が中心となり、各学年の進行に合わせて、学年ごとにガイダンスの実施や、ロードマップ、実施要領、目標シート等、学生支援プログラムの作成を行い、学生への学習支援を実施している（資料 7-10、資料 7-11、資料 7-12、資料 7-13）。

- ①学期始めの国家試験対策・キャリア支援を目的としたガイダンスの実施。
- ②各学年の進行に合わせた補習教育、補充教育の実施。
- ③1 学年から国家試験対策のためのグループ学習や対策ノート作成の支援。
- ④教育支援・教学 IR 室と連携し、1 期生国試合格者と不合格者の違いを、4 学年の国試模試成績をもとに傾向分析・可視化し、今年度の国試対策へ活用。

⑤教育支援・教学 IR 室と連携し、4 年生（2 期生）を対象に、個人別に国試模試（3 業者、計 7 回）の成績推移を点数だけでなく偏差値も使用して作成し、全国総受験者レベルでの相対的水準との自覚と行動変容。

⑥学生及び担当チューター教員にフィードバックし、学習状況や不得意分野の把握、教員による指導等に活用。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育の課題として、1 学年から学習支援を各学年でロードマップに基づき計画的に実施し、合同学習会やグループ学習会では、グループダイナミクスを活用し、一定の効果があつたと考えるが、学生に対するきめ細かな指導を行うには、支援体制が十分とはいいがたく、教育の質向上のため教員の教育活動を補助できるティーチング・アシスタントの活用も検討する必要がある。（資料 7-14）

正課外教育については、社会貢献推進委員会が中心となり、2018 年度にボランティア部を創立し、規約を基に活動を開始し、2018 年度、2019 年度に、ボランティア部を含む学生によるボランティア活動を実施している（資料 7-15、資料 7-16）。具体的には、野芥学習支援「作って食べよう土曜昼」、福岡ラブ・アース・クリーンアップ、本学関連施設（サンシャインシティ）、学而会（サンシャインセンター、サンシャインプラザ）主催の、運動会、夏祭り、納涼会、などのイベント、近隣地区の運動会、夏祭り、社会医療法人喜悦会 那珂川病院の夏祭り、日常の介助ボランティアや災害後の災害普及活動に参加している。しかし、2020 年度は、COVID-19 感染拡大のため一時停止をしている。

本学の学校法人福岡学園が、県・市・自治組織、医療・保健・介護・福祉等の職能団体との連携を拡充して地域連携プラットフォームを形成し、生涯研修プログラムの充実を図ることを目指して実施している活動に参加し、本学の特色を打ち出そうと取り組んでいる。その取り組みとして、学友会が中心となり、学園祭（まるごと福岡学園・田の歯科祭）での本学企画として、健康増進イベントを実施した。その他にも、福岡歯科大学及び福岡医療短期大学のブランディング事業、地域連携推進協議会、臨地実習施設、地域連携センター等と連携し、各種ボランティア活動を実施しており、学生の自主的活動への支援がなされ、ボランティア総数が 2017-2020 年を通じて 313 名となっている。（資料 7-17）

学生の修学に関する支援及び成績不振者、留年者の対応については、2017 年開学時年度から発足したチューター教員制度を活用し、学期始めの定期面談のみならず、修学状況に応じて適宜面談を行い、学習面での躓きや心身に渡る健康問題への相談・解決への取り組み体制を充実させてきた（資料 7-12）。年度によって異なるが年間平均面談回数は、学生一人当たり 2017 年度 7.1 回、2018 年度 4.1 回、2019 年度 3.3 回、2020 年度 4.8 回であり、教員は熱心に学生指導に取り組んでいる（資料 7-18）。

チューター教員一人では解決が難しい案件や、生活・就学状況に問題がある学生については、学生部長や学部長が補助に入り保護者と三者面談を行うなど、様々な解決策を講じている。

学生情報は、学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報（学生カルテ、学籍情報、成績情報、出欠情報、履修情報、申し送り事項）及び出席情報通知システムを活用し適宜、適切に支援を実施している（資料 7-19、資料 7-20）。

また、「GPA（全履修科目中 1 単位当たりの成績平均値）に関する実施要項」を 2019 年 4 月に制定し、要項第 6 条に基づき各学期において成績不良学生に関しては、GPA 値に応じ

て本人もしくは保護者も交えた面談をおこない、学習方法、生活態度の改善などを含め、きめ細かい助言指導に当たり学修支援を行っている（資料 7-18）。開学当初より、学生支援記録を個人情報保護に配慮した上で作成して教務課で暦年保存しており、チューター教員が代わるタイミングでその閲覧を可能にして、継続した学修指導及び生活指導ができるような体制を取ってきた。また、学生支援記録様式の改善や運用の見直しなどをこれまで毎年継続的に行っている（資料 7-21）。

更に、講師以上の全教員別のオフィスアワーを設けて、週 1 日、一定の曜日及び時間帯を設定し、学生が教員に修学上の問題などについて容易に相談できるよう機会を設けている。実際には、こうした定時だけでなく、いつでもチューター教員と学生がコミュニケーションをとれる意識が教員と学生に醸成している（資料 7-22）。

学生の修学に関する支援及び成績不振者、留年者の対応は、チューター教員が中心にシステム化された学生情報を活用し、適宜、適切に助言指導を行い学生の支援を実施している。

休学・退学希望者の状況把握と対応については、教育支援・教学 IR 室と連携し、2017-2021 年中途退学者の学年・性別・理由ごとに可視化し、傾向を分析した。教務委員会や教授会等にてそれらの状況を説明し、学業不振への支援対策やメンタル不調での退学・休学防止策を検討している。

入学後の経過年数が少ない 1 学年、2 学年を除き、中退率は 7-9% で推移しており、2 学年での退学者数が突出している。2 学年に進級の可否が決まることから、留年することを契機に、それを嫌って別大学の受験を考える場合や学力不足を感じて別の選択（就職や専門学校など）をする場合、また、奨学金一時停止措置への対応ができないなどの経済的理由から退学を考える等々が背景にあることが考えられる。男女比を見ると、男子学生の退学率が圧倒的に高い。看護師としての適性に疑問・不安を感じての進路変更が女子学生に比して多い傾向がある（資料 7-23）。

退学理由は様々であるが、総数に占める割合で 27%（8 名）と最も多いのは、病氣療養（殆どがメンタル不調と考えられる）となっている。第 2 位は進路変更と学力低迷が 23% と同数であるが、進路変更理由の多くには学業不振が背景にあることから、学業低迷に原因する理由が最も多いと考えて妥当と思われる。3 年生以降の退学者は少ないが、メンタルヘルス不調での退学が理由として挙がっている。入試区分別では、社会人入試を除いて、公募推薦（6 名）と一般入試入学者（20 名）において退学者が多い傾向が見られ、社会人入試枠での退学者（2 名）はいずれもメンタルヘルス不調での退学となっている。

休学者については、2017 年～2021 年度休学者の分析結果から、休学者は、1 期生から 5 期生までの全体で約 2.9% の割合で発生している（2021 年 11 月時点）。休学後に復学した割合は 53.8% である。最も多い休学理由としては、「履修できる科目なし」（学業不振による留年の際に再履修科目受講が無い期間が生じた場合の経済的理由からの休学選択）が 38% となっている。次に多いのはメンタル不調が大半となる「病氣療養」である。その他の「進路変更」や「経済的理由」に関しても、学業不振に伴う進級の遅れが誘因となっている場合が多いと解釈している（資料 7-24）。

休学・退学者を減らすためには、学業不振者への対策及びメンタルヘルス不調の学生への対応が課題である。

学業不振者の対策として、出席情報通知システムとポータルサイトを活用し、早期にチューター教員が面接を行い、領域及び部門で横断的サポート体制をとり学生を支援している。さらに学生部長と学生キャリア委員会、教務委員会、学生支援委員会が連携し、組織的な支援体制を整備し学生の能力に応じた支援を実施している（資料 7-25、資料 7-26）。

看護師としての適性に疑問・不安を感じる学生の対策として、1 学年・2 学年対象に、個々のキャリアデザインを考察するために看護職として国内外でグローバルに活動している看護師と web 講義形式で直接繋ぎ、学生時代の失敗談を交え成功体験等の講話や上級生と交流を通して、学生が未来を建設的に考える事ができる一助になることを目的として学生交流会を実施している（資料 7-27）。

今後は、男子学生の退学者が多い件について、更なる分析と防止対策の検討が必要である。

障がいのある学生に対する修学支援について、身体的な障害の問題を抱える学生については、入学試験の出願手続き時より個別的配慮の申し入れにより、個別的配慮を行っている（資料 7-28）。また、発達障害等、発達上の問題を抱える学生に対しては、学生及び保護者との面談を実施し、円滑に学修が進められるように学修環境の整備を行い、実習や演習等、特に安全上の配慮が必要な場面では、医療施設と協議し、対象学生に実習配置教員とは別に専属の教員を 1 名配置するなどの措置を取っている（資料 7-29、資料 7-30）。

精神疾患等の修学上の問題を抱える学生については、保健管理センター、学校医、チューター教員、学生部長、学生支援委員長と当該学生及び保護者との面談を行い、本学と福岡歯科大学、福岡医療短期大学共有の学生相談室への紹介や専門医療施設、支援団体等についての情報提供を行っている。また必要時、学校医より専門医への紹介を行っている（資料 7-31）。

学生の多様性への対応として、LGBT の特性を持つと思われる学生は在籍していないが、2021 年 8 月実施の SD 研修会「学生の多様性（LGBT）について～教育現場のための性的少数者の人権入門～」を教員が受講している。多目的トイレの利用や健康診断時の更衣場所や診察時間を工夫する等、学生が学生生活を送りやすくなるよう環境を整える検討している（資料 7-32、資料 7-33）。

今後は、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更等の合理的措置に努めていく。

奨学金、その他の経済支援と授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、日本学生支援機構奨学金及び、地方自治体主催の奨学金、近刊主催の奨学金、国教育ローン（日本政策金融公庫）、連携教育ローン、その他奨学金制度について、学生便覧及び、学内 web 情報システム、学生・入試課にて閲覧等により「学金制度の種類と概要」「申込みに関する手続き」「在学中の手続き」「卒業後の返還」について、学生に周知し申請の支援を行っている（資料 5-5）。

また、福岡看護大学看護職育成奨学金制度として、就学態度及び成績が優れ、かつ健康であり、看護師資格を取得後、福岡歯科大学医科歯科総合病院へ就業意思の意思を有する奨学金希望者を対象とした奨学金制度を有している（資料 5-7）。

奨学金制度を希望する学生の選定は、各制度が規定した対応規定に沿って行い、福岡看

護大学奨学金等運用に沿って、給付手続き等の支援を行っている（資料 7-34【ウェブ】）。2021年度の奨学金推薦数は、日本学生支援機構奨学金：第一種貸与型（7名）・第二種貸与型（8名）・給付型（17名）、看護職育成奨学金（2名）となっている（2017年～2021年実績数：資料 7-35）。また、既存の減免要領を一部改正し、入学予定者及び新入学生に対する入学試験料、入学金及び入学後の授業料減免の特例措置制度等に関わる経済的支援の環境を整備した（資料 7-36）。

また、学生支援緊急給付金給付事業「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に関して、COVID-19拡大により、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少している学生に対して、文部科学省の支給要件を個別に説明した。文部科学省申請基準に従って、申請手続等の支援を行い、第1次給付 35名、第2次給付 26名、第3次（追加給付）26名、計 87名を推薦し、申請者全員が給付を受けた（資料 7-37）。

特待推薦制度として、一般入学試験 A 日程の成績上位 4 名以内を特待生として、年間授業料の 5 割を免除しているが、2021年 6 月に特待生制度の見直しを行い、対象人数を第 1 学年のみ 4 名から 10 名に拡大し、免除額を 10 割免除、5 割免除、3 割免除の 3 区分を設定し、2022年度 4 月入学性より変更予定である。（資料 5-5、資料 4-39、資料 4-40、資料 7-34【ウェブ】）

学生後援会との連携については、学生の保護者（原則として学費負担者）で組織する学生後援会会員へ大学の近況（学業、学生生活の様子、学内行事等）の報告等のため、年に 1 回程度学生後援会理事会を開催している（資料 7-38）。

学生後援会の予算から、学生の学業及び課外活動を助成する事業（体育祭・学園祭費用等）、福利厚生を増進する事業（総合補償制度「Will」保険料、チューター教員との班別懇談会費用、インフルエンザワクチン接種費用等）、卒業時積立金等の支援を行った。

大学運営において、学生後援会と大学学友会の連携は重要であり、これまでのところ特段の問題も無く、連携の在り方は適正であると考え（資料 7-39）。

同窓会組織の設立については、卒業生との連携を図り、大学の発展に寄与することを目的として、2021年度に 1 期生が卒業すると同時に、同窓会組織を設立した。

1 期生の卒業式と同日に発足式を実施し、同窓会会則の承認、同窓会役員（会長・副会長・監事）の選任等を行った（資料 7-40）。

学生の生活に関する適切な支援については、健康診断及び抗体検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B 型肝炎）を実施している。保健管理センターと連携し、学生全員が遅滞なく健康診断の受診できるよう学内通知システムによって通知している。また、学生・入試課においても窓口にて、個別に説明を行っている（資料 7-41）。学生は、健康診断結果及びワクチン抗体価情報等を基に、自己の健康状態を把握できるよう大学で作成した「健康管理帳」を配布し、使用方法や記録方法の周知を行い、日々の健康管理に活用している（資料 7-42）。また、健康管理帳は、医療施設から提示される臨地実習受入要件等に対する健康証明としても活用しており、学生が安全に臨地実習を履行できるよう健康管理支援を実施している。

ワクチン接種に関しては、健康管理帳を基に、各種抗体価がガイドラインにある基準値未満の学生の接種を計画的に実施できるよう年間計画に沿って実施している。また、インフルエンザワクチン接種は、1 年から 3 年は実習前までに学内で計画的に実施し、4 年は

近医で、同様に実施している（資料 7-43、資料 7-44）。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナ対策室と連携し、「新型コロナウイルス感染症に関する行動ガイドライン(福岡看護大学)」に従い、感染防止に関する注意喚起、感染制御に必要な消毒薬の配置及び環境維持を実施している（資料 4-25、資料 7-45）。臨地実習における感染対策に関して「新型コロナウイルス感染症影響下における臨地実習に関する大学方針」（資料 7-46）、「医療環境の維持と安全な実習遂行のため確認事項」を定め、学生の安全と医療施設での環境維持のため支援を実施している（資料 7-47）。

COVID-19 ワクチン接種を希望する学生が、適切に接種できるよう福岡歯科大学医科歯科総合病院での接種や行政指定会場での会場案内を行っている。また、教員は医療従事者として、会場で接種支援を実施している（資料 7-5）。

臨地実習において、実習要件として、PCR 検査や抗原検査が必要な対象学生に対して、年間検査計画を作成し、学内で検体採取を行い、検査結果に従って学生及び担当教員に通知している（資料 7-48）。

何らかの健康状態に問題がある学生の健康面の配慮として、安全に演習・実習が履修できるよう支援を行うことを目的として、学生支援委員会と保健管理センターが連携して、年度初めに「健康状態スクリーニング」を実施している（資料 7-49）。スクリーニング結果より個人別の「健康調査票」を作成している（資料 7-50）。健康調査票は、「学校法人福岡学園個人情報保護規程」に従い保健管理センターで保管されている（資料 7-51）。健康配慮のための教員及び実習施設への情報の提供は、健康調査票の取扱い規定に沿って、学生及び保護者の許可申請によって情報共有が許可される。許可後に、教員間や実習施設と情報を共有し、学生個別に健康を配慮した支援を実施している（資料 7-52）。

2021 年 5 月の健康状態スクリーニングで、4 学年の中で身体的な問題を抱えている学生は、4.7%で例年と変化はないが、精神的に何らかの問題がある学生が例年比の 2 倍の 23%認められたため、2021 年 10 月より精神面の特化したモニタリング「こころの調査」を開始した。学生支援委員会及び保健管理センター、教育支援・教学 IR 室と連携し評価基準を作成し、基準に従いチューター面談や学生相談室、必要に応じ専門医等の受診を促し、早期に対応を行っている（資料 7-53、資料 7-30）。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル等）防止については、福岡学園が 1999 年 1 月に制定された「学校法人福岡学園ハラスメント防止規則」でハラスメント防止ガイドラインを定め、キャンパスマニュアルに提示し、教職員及び学生に周知している（資料 7-4【ウェブ】）。また、ハラスメント防止等に適切に対応するため、ハラスメント防止等対策委員会、ハラスメント相談員、統括相談員、ハラスメント調査班、ハラスメント調停班の設置などにより、ハラスメント防止及び相談等に対応している。しかし、「学生生活実態調査：健康に関する事項」から、教員よりハラスメントを受けた経験を持つ学生が 5%、ハラスメント相談窓口があることを知らない学生が 14%認められた（資料 7-54）。このことから福岡学園として実施している研修会とは別に、本学教職員対象の FD・SD 研修の実施と、学生への相談窓口の案内掲示を既存の学生・入試課、学生ラウンジに加え、各講義室入口に掲示し、併せて全学生に学内ネットワークを通じて Web 通知を行い適切にハラスメント防止に努めている（資料 7-55）。

学生の心身の健康等への配慮については、まず、学生の心の面での対応として、本学と

福岡歯科大学、福岡医療短期大学共同の学生相談室を設置している。毎週特定の曜日・時間帯に、心療内科学の教授等2名が学生のプライバシー保護に十分注意を払って、学業、課外活動、対人関係、心と身体の健康などのカウンセリングに当たっている。また、特定時間以外でも学生の申し出により、随時相談に応じており、福岡歯科大学医科歯科総合病院心療内科とも連携をとっている。申し込み方法は、学生のプライバシーを配慮し、案内に掲示されたQRコードをスマートフォンやタブレットを読み込むことで、24時間予約が可能なシステムとしている（資料7-56）。

安全管理に関しては、学校法人福岡学園において発生する様々な危機に、迅速かつ的確に対処するため、学園における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の教職員、学生、患者等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的として、福岡学園危機管理規程を定めている（資料7-57）。

対象とするリスク及び危機の範囲は、大学が直面するリスク及び危機は多様であり、各種事象における危機発生を未然に防止するため、学長を長とし、対策室及び関連委員会が、リスクマネジメントを行っている。危機管理は全学的な見地からリスク及び危機対応の方向性を示すとともに、自然災害等の事象については、対応策の決定、訓練の実施などの具体的なリスクマネジメント及び危機管理を行っている。（資料7-58）

交通安全対策、薬剤乱用防止対策、インターネットに関連する被害（マルチ商法を含む）対策として、新入生オリエンテーションや夏季休暇前に福岡県警ならびに福岡市消費生活センターの協力により、研修会を実施し、学生に注意を呼び掛けている（資料7-7、資料7-59）。

2021年度より、全学年に対し、性犯罪防止について対面形式やIOTを利用して教育を実施している（資料7-8、資料7-60）。

学生の進路に関する適切な支援については、学生キャリア支援委員会とチューター教員が連携し、学生が自分のキャリアイメージを持つことができるよう進路目標の明確化の推進と、その対策の充実を図るため、1学年よりのキャリア支援計画に基づいた就職・進路支援を行っている。2019年度より、支援体制の強化として、学生ニーズにそった就職・進学支援の充実を図ることを目的として、学生・入試課の職員を配置してキャリア支援室を稼働させた。

4年間を通じたキャリア支援計画に基づいた就職・進路支援活動として、基本的な進路に関する情報を適宜確認できる「キャリア支援ハンドブック」や就職・進学活動のルールを含めた就職・進路活動に活用できる「就職支援の手引き」、「就職支援に関する指導Q&A」を、学生の就職・進学を支援するチューター教員と学生に対して配布することにより適切な指導の援助を含め支援している（資料7-61、資料7-62、資料7-63、資料7-64）。

学年別の段階的な支援活動として、1学年には、看護師・保健師・助産師の役割や具体的な仕事について、2学年には、国内外でグローバルに医療施設や企業で活動している看護師、助産師、保健師を招き、将来に向けたキャリアイメージを持てるような企画を実施している（資料7-65、資料7-66）。また、支援の一環として、タイムマネジメント講座、トーキング能力向上講座、就職活動スタート講座を実施している（資料7-67、資料7-68、資料7-69）。3学年は、就職・職業イメージを明確なものにし、自己の進路を考える機会にすることを目的として、インターシップ講座、病院選考対策講座を実施している（資料7-

70、資料 7-71)。

また、3 学年を対象とした実習病院及び施設、福岡・佐賀県の大規模病院 21 施設による就職合同説明会を学内で開催している。2020 年度は COVID-19 感染拡大につき中止となったが、2021 年度より、対面、遠隔形式、プロモーションビデオ、資料参加など感染状況を踏まえて計画した。結果的に市中感染の減少により、参加施設の要望により対面形式を中心に 20 施設の参加で就職合同説明会を大学内で開催した（資料 7-72）。

4 年生の就職・進学支援に関する対策として、キャリア支援室と連携し、就職活動のルールや具体的な履歴書作成、面接のポイントや小論文を作成するための講座を開催し、病院面接試験対策は、受験先病院・施設別に個別体験型指導を実施した。求人情報及び選考試験情報（過去問題等）に関しては、キャリア支援室及び図書館で公開し必要時に利用できるように設置した。また、卒業前に下級生に対し就職・進学への姿勢や学習方法等について、経験談を基に情報伝達交流会を実施している（資料 7-73）。

COVID-19 拡大により、就職説明会や選考方法をオンラインに変更する施設が増加した。その状況に対応できない学生がみられたため、学生の Web 環境調査をおこない、安定した Web 環境を保持できない学生に対しては、学内施設を利用した対応をおこなった（資料 7-74）。次年度以降も、新型コロナウイルス禍を機に社会機能の変化が予測されるため、ICT を活用した進路支援を併用し状況に応じた進路支援を実施していく予定である。

また、2021 年 3 月の 1 期生の就職状況は、福岡県内 67 名（65.7%）、福岡県以外の九州各県 7 名（6.6%）、関西 2 名（8.0%）、関東 26 名（25.5%）であった。県看護職確保・充実の方針を踏まえつつ、中期構想に基づき、地域や行政及び医療・保健・福祉関係機関等との連携・協力に取り組み、県内の就職率の向上を図る必要がある（資料 7-75）。

1 期生、2 期生の就職率は 100%を維持しており、85%以上の学生が第一あるいは第二希望の就職先に就職している。また、大学院等への進学希望者は年度による差はみられるが 3~5 名の間で推移している。進学合格率はほぼ 100%となっている（資料 7-75）。

今後の進路支援の評価の一環として、就職後の適応等を含めたアンケートが必要である。2021 年 3 月に卒業生を輩出し、臨床従事の期間が短いため、現時点では適応等の評価は難しいが、卒業生の就職施設への調査を今後検討していきたい。

学生の正課外活動を充実させるための支援については、サークル活動の支援として、教員が各サークルの顧問となり、その活動を支援する体制をとっている。本学は保健医療系大学であるため学生の自由時間が比較的少ないが、少ない自由時間を最大限に生かして多くのサークル活動が行われている（資料 7-76）。しかし、COVID-19 の影響により 77%（学生生活実態調査：課外活動に関する質問）が一時活動を停止している（資料 7-54）。COVID-19 後の再開に向けて、「クラブ及びサークル活動実施の判断」を提示し、安全な指導体制をとっている。

学園 3 大学学友会が主催する大きな行事として、5 月の体育祭と 11 月の学園祭があり、当日の事故等に備え、救護や危機管理担当者として教職員を配置して学生の安全への配慮を行っている。

本学では、学生の国際交流の経験が、進路決定や自己の成長につながるという考えに基づき、学生の海外短期研修を正課外活動として位置づけて支援している。国際交流の機会を学生に提供するため、看護国際交流委員会が中心となり、学術交流協定の提携拡大を推

進している。

2018年度は、看護先進国のオーストラリアのモナッシュ大学を訪問。現地での講義や病院見学をとおして、海外の保健・医療・福祉の実際を学ぶ海外研修を実施した。日本では体験できない多文化社会における人々の暮らしに触れるとともに、看護における異文化理解や対人コミュニケーションの重要性を学んだ。海外研修は、日本と異なる保健・医療・福祉システムの国や地域における保健医療ニーズや健康問題、必要とされる看護の役割・機能について考えるきっかけになり、約10日間の日程で、宿泊はホームステイ、週末はホストファミリーとの交流の時間も設けた（資料3-20）。

2020年11月、本学と英国のリバプール大学・健康科学部との間で正式に国際交流協定を締結し、両大学間で学生の相互派遣及び交流、教員の研究協力等の促進が期待されている（資料3-21）。

その他、学生の要望に対応した学生支援については、学生の自立的・主体的な学修を促進・支援し、学生の意見を大学運営に反映させるため、2017年より学生生活アンケートを実施し、改善を要する事項については、学部長、学生部長、学務委員会等で検討のうえ施設・設備や環境に関する改善に取り組んだ（資料7-77、資料7-78）。

2021年度学生生活実態調査を実施し、生活環境、授業・学習、課外活動、ボランティア・社会貢献、アルバイト、健康（睡眠・食事、悩み・不安、ハラスメント）、情報入手とトラブル、入学、施設・サービス等を調査し、教育支援・教学IR室で集計・分析をおこない調査結果の内容を本学ホームページに掲載している（資料7-52）。

環境に関する事項では、自宅（家族と同居）からの通学が多く、徒歩・自転車・バイク通学が半数弱を占める。半面公共交通機関を乗り継ぎ、通学時間が90～120分以上の学生が16%いることから、学期初めの指導だけではなく、定期的な交通事故防止の啓発や夜間の帰宅時間の配慮など安全面に関する検討が必要である。

授業・学習に関する事項では、学生の87%が現在のカリキュラムに対して概ね満足していると回答があったが、「科目配当の偏り」（22%）や「選択科目が少ない」（13%）に関して改善の要望がある（資料7-54）。

設備の改善要望は、売店・学生ラウンジ・更衣室・図書館・セミナー室の順となり、サービスの改善要望は大学からの情報提供・就職支援・国試対策の順となっている（資料7-54）。

分析結果とそれに対する点検・評価結果に基づき、教育関係並びに学生支援等に関する改善を要する事項については、学生支援委員会・学生キャリア支援委員会、教務委員会等において適切に評価し問題点に対して検討のうえ、継続して教育支援及び学生支援の改善に取り組んでいる。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制は整備されており、適切に実施されていると判断している。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第三次中期構想に基づき、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、学生支援の方針を定め、学修支援、生活支援、進路支援について、年度計画を立案し、計画に沿って学生支援を行っている。年度実績の評価は、自己点検・評価委員会で点検・評価を行っている。年度実績の評価を受け、次年度の目標、計画に反映する PDCA サイクルを機能させている。本学は、大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題抽出とその後の改善状況を取りまとめ、翌年に実施する改善報告により PDCA サイクルを機能させている。この 2 つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

学習支援に関する点検・評価について、年度末に 4 学年卒業時アンケートを実施している（資料 7-79）。アンケート結果から、「あなたの勉学や学生生活にとって、良かったと思うものは何ですか」という複数回答可の設問に対して、半数以上の学生が「チューター制度」という項目を選択しており、その人数は全体 11 項目中 2 位であったことから、本学のチューター制度についての一定の評価があったと考えられる。反面、現チューター体制のアンケート結果では、1～3 学年まで毎年、チューター教員を入れ替え、4 学年に学生の統合実習の選択により専門分野の教員をチューター担当にしている。この体制に対して、教員・学生の双方から、毎年信頼関係の構築から始めなくてはならず指導や相談しづらい等の意見がある。また、身体的な問題を抱えている学生は、4.7%で例年と変化はないが、精神的に何らかの問題がある学生は 23%に及んでいる（資料 7-54）。今後は、現行のチューター教員の構成を見直し、より学生本位なチューター体制の再構築について、2022 年 4 月実施に開始する（資料 7-25、資料 7-26）。

生活支援に関する点検・評価について、2017 年に学生生活についてのアンケートを実施し、施設に関する要望が多くあり、更衣室、実習室、学生ラウンジ、売店の移設・増設やコピー機増設など学修環境の改善に取り組んだ（資料 7-77、資料 7-78）。2021 年 10 月に学生生活実態調査を実施し、教育支援・教学 IR 室で集計・分析をおこない調査結果の内容を本学ホームページに掲載している（資料 7-54）。学生の要望事項に関して、環境に関する事項（通学）、健康に関する事項（ハラスメント、悩み・不安）について優先的に改善に着手している。

進路支援に関する点検・評価について、毎年度末、学生及びチューター教員のニーズを把握するためのアンケート調査を実施している。アンケート結果から、「学生とチューター教員の情報共有の遅延により、選考手続きの遅れ」や「選考日程と適切な指導時期が分からない」等の要望があり、学内情報システムを活用して、最新の学生の就職・進学希望情報の取得と情報提示を行い学生とチューター教員への支援を実施している。アンケート結果は、次年度の支援プログラムの改善に活用し、進路指導及び支援計画をならびに支援の改善をおこなっている（資料 7-80）。

以上のことから、本学では学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、改善・向上に向けた取組を行っている判断している。

【COVID-19 への対応・対策】

学生支援(就学支援、生活支援、進路支援)において、新型コロナ対策室と連携し、COVID-19 拡大期及び小康期に応じて、下記の対応・対策を講じている。

1. 学習支援

- 1) 学生が遠隔授業に対応するための Web 環境保持についての調査 (資料 7-74)
- 2) Web 環境を保持できない学生に対して、遠隔授業実施に係る通信機器等の整備に伴う無利子貸付制度の学生及び保護者への通知と経済支援の実施(資料 7-81【ウェブ】)
- 3) 学生支援緊急給付金給付事業「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の現金給付への手続き支援
- 4) IOT を利用した遠隔授業(福岡学園教育システム等)の活用(資料 7-82、資料 7-83)
- 5) 学生経済負担を軽減するため、動画サイズの圧縮など、教員へのマニュアル等の整備(資料 7-84)
- 6) 学びの継続のためのチューター教員の Web 面接(資料 7-18、資料 7-19、資料 7-20、資料 7-21)

2. 生活支援

- 1) 福岡看護大学新型コロナウイルス感染症に関する行動ガイドラインの策定と同ガイドラインに沿った感染防止の教育計画と実施(資料 7-37、資料 7-85)
- 2) 小康期における対面授業に向けて、新型コロナウイルス感染症に関する行動ガイドラインに沿った施設整備と利用基準の策定及び学生への周知(資料 7-86)
- 3) 学生の分散登校計画と対応(資料 7-86)
- 4) 感染防止に関する注意喚起、感染制御に必要な消毒薬の配置、及び環境維持を実施している(資料 7-37、資料 7-45)
- 5) 臨地実習における感染対策に関して「新型コロナウイルス感染症影響下における臨地実習に関する大学方針」、「医療環境の維持と安全な実習遂行のため確認事項」を定め、学生の安全と医療施設での環境維持するための支援(資料 7-46、資料 7-47)
- 6) COVID-19 ワクチン接種を希望する学生が、適切に接種するための計画と支援(資料 7-5)
- 7) 実習要件として、PCR 検査や抗原検査が必要な対象学生に対して検査計画と学内での検体採取及び結果通知(資料 7-48)
- 8) COVID-19 後の再開に向けて、「クラブ及びサークル活動実施の判断」を提示と安全なクラブ・サークル活動への支援(資料 4-25)

3. 進路支援

- 1) 就職説明会実施に向けて、対面、遠隔形式、プロモーションビデオ、資料参加など感染状況を踏まえた計画と実施(資料 7-61、資料 7-62、資料 7-63、資料 7-64)
- 2) 新型コロナウイルス禍を機に社会機能の変化が予測されるため、ICT を活用した進路支援を併用し状況に応じた進路支援を実施(資料 7-72)

7.2. 長所・特色

修学支援に関しては、学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報(学生カルテ、

学籍情報、成績情報、出欠情報、履修情報、申し送り事項)を活用できるシステムにより、全教職員が学生の修学状況を継続的に把握・共有できる環境を整備している(資料 7-19、資料 7-20、資料 7-21、資料 7-22)。

経済的支援は、本学独自の看護職育成奨学金制度を有しており、また、入学予定者及び新入学生に対する入学試験料、入学料及び入学後の授業料減免の特例措置制度等に関わる経済的支援の環境を整備している(資料 5-7、資料 7-34【ウェブ】、資料 7-36)。

健康管理に関しては、健康管理センターおよび新型コロナ対策室が連携し、健康管理帳(学生管理)、ワクチン情報を含む学生個人別のカルテ(大学管理)、健康管理 Web システムの運用で学生の健康状態をリアルタイムで把握している。健康上の問題がある場合は、学生本人に連絡し近医への受診を促し、早期の対応及び健康管理ができる環境を整備している(資料 7-42、資料 7-43、資料 7-44、資料 4-25、資料 7-49、資料-50)。

学生が自分のキャリアイメージを持つことができるよう進路目標を明確化し、キャリア支援室と連携し進路に関する情報を適宜確認できる環境を整備している。学生支援の指標となる就職率は 100%、希望する医療施設への就職率は 85%、進学希望者の進学率は 100%と高い割合を維持している(資料 7-2、資料 7-3、資料 7-61、資料 7-75)。

以上のことから、学生支援(就学支援、生活支援、進路支援)において、COVID-19 の対応・対策の措置を講じていると判断する。

7.3. 問題点

成績不振者及び休学や退学希望者の進路変更理由の多くには学業不振が背景にあると思われる。また、休学・退学希望者の多くはメンタル不調での退学が理由として挙げられている。したがって、成績不振者対策とメンタル対策を並行して実施することが課題である(資料 7-23、資料 7-24、資料 7-53)。

新型コロナウイルス感染症禍によって、学習・生活環境の変化から心身の不調を訴える学生が多数みられ、現在のチューター教員制度の体制では学生支援が十分とは言えない。今後も各種事象が発生する可能性がある。「危機を未然に防止(リスクマネジメント)」、また、発生した場合に「被害を最小限に食い止めること(危機管理)」の観点から、チューター教員制度における体制の再構築が急務である。(資料 7-49、資料 7-53、資料 7-55、資料 7-57)

7.4. 全体のまとめ

本学では、「建学の精神」及び「第三次中期構想」に基づき、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、「福岡看護大学 学生支援の方針」を定め、学修支援、生活支援、進路支援等の支援体制に関する方針を明示している。

学生支援体制について、学生支援委員会、学生キャリア委員会、教務委員会、実習委員会、保健管理センター、キャリア支援室、教育支援・教学 IR 室及び新型コロナ対策室、学生・入試課、学務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制が整備されている。この体制の下で、集団・個別の学生の学修支援、生活支援、進路支援、その他支援を総体的に実施するため、チューター教員制度、健康管理、安全管理対策、危機管理を実施

している。

修学支援に関しては、学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報を活用できるシステムにより、全教職員が学生の修学状況を継続的に把握・共有できる環境を整備・運営している。しかし、成績不振者及び休学や退学希望者への支援に関して、更なる分析と支援体制の再構築が必要である。

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制が整備され学生支援は適切に行われており、また、定期的な点検・評価による改善・向上への取り組みも実施されている。

以上のことから、学生支援について、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

第 8 章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、第三次中期構想において「病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する」と掲げ、老朽化した施設について整備に関する方針を明記し、優先順位を考慮しながら整備を進めている（資料 1-17【ウェブ】）。

また、建学の精神及び中期構想に基づき、教育、研究の充実と発展を図るため「福岡看護大学教育研究環境整備の方針」を定めている（資料 8-1）。この方針は 2021 年 6 月 17 日開催の自己点検・評価委員会で原案を作成し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議である「常任役員会」及び理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2021 年 7 月 13 日開催の第 564 回理事会で承認されたものである（資料 2-13、資料 2-14、資料 2-15、資料 2-16、資料 2-17、資料 8-1【ウェブ】）。

また、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で、2021 年 9 月に開催した FD・SD 研修 において教職員に周知した（資料 2-18）。

以上のことから、教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を適切に明示していると判断できる。

教育研究環境整備の方針

福岡看護大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、次のとおり教育研究環境整備の方針を定める。

1. 学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備を推進する。
2. 教育研究活動を促進するため、図書施設及び学術情報サービスを充実させる。
3. 研究ブランド確立のため、看護学に口腔医学の観点を取り入れた研究に関する環境を充実させる。
4. 教育研究環境の基盤となる安全・安心な学内 LAN の構築と維持管理を実施する。
5. 研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動

場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、キャンパス内に設置された福岡歯科大学及び福岡医療短期大学をはじめ、福岡歯科大学医科歯科総合病院、介護老人保健施設の各施設・設備を共用し、教育研究環境の充実を図っている。また、特別養護老人ホームを福岡学園関連施設として設置しており、当該2つの介護保健施設とも連携のうえ、地域の保健・医療・福祉の拠点としての役割を担うとともに、学生の教育・実習の場として活用している。なお、中期構想に基づくキャンパス整備として、現在50周年記念講堂を建設中で、講堂建設後は順次、福岡歯科大学及び福岡医療短期大学の校舎となる本館、体育館、アニマルセンター、解剖実習棟を新設予定であり、新たなキャンパスづくりに向けた計画を推進することとしている。

2021年5月1日現在、本学の校地面積は86,822㎡（設置基準面積4,000㎡）、校舎面積は14,216㎡（同4,958㎡）で、学部学生（416名）一人当たりの校地面積208.7㎡、校舎面積34.2㎡であり大学設置基準を大きく上回り恵まれた教育環境にある。また、13室の講義室・演習室（総面積1,183㎡）及び5室の実習室（同1,520㎡）を設置している。

校舎には講義室4室、セミナー室8室、情報処理実習室1室、実習室4室、教員研究室27室、助教室1室、助手室1室、共同研究室1室、教員ミーティング室1室の他、図書館、学生ロッカー室、非常勤講師室、学長室、副学長室、会議室、事務室、キャリア支援室1室、保健管理センター1室、学生相談室1室、売店などを整備している。

なお、学年進行により授業や学生数が増えたことで、実習室の稼働率も高くなり、学生が実習室を使用する自己学修を行う機会がとりにくい状況が発生したことから、2019年度に校舎の増築を行った。校舎内にあった更衣室を増築棟に移設させ、更衣室（209.16㎡）を実習室に改修した。併せて、学内にあった売店を増築棟に移設し、学習室（57.41㎡）として設置するとともに、机、椅子等を新規に配置し、授業や自己学修のできるスペースの拡充を行った。

また、2021年4月からの大学院看護学研究科の設置にあたり、校舎4階ミーティング室（42.04㎡）を大学院生研究室（大学院専用）として改修し、講義室等については、学部と研究科が共用して講義室の使用時間が重複することのないよう配慮して使用することとして計画していたが、福岡歯科大学及び福岡医療短期大学と共同で使用を予定していた既設セミナー室（旧医科歯科総合病院1階）109.09㎡を、看護学研究科の大学院生研究室及び講義室に用途変更し、大学院専用校舎として拡充した。

キャンパス・アメニティの向上、学生生活を支援するための施設として、学内に学生ホール、売店、自動販売機などを設置している。学生ホールは、オープンスペース化され、無線LANのほか可動式で自由に移動できるテーブル、椅子等を整備した。セミナー室には

可動式テーブル、椅子、ホワイトボード等を整備し、小人数から大人数まで様々なグループにも対応可能で自主学修に最適な環境となっている。

正課の体育実習及び課外活動等に必要な施設として、学園の共用施設となるグラウンド、体育館や同館内のトレーニング施設をはじめ、テニスコート、射場等を設置するとともにラグビー場、サッカー場、野球場、テニスコートには夜間照明装置を設けている。

キャンパスへの交通アクセスについては、福岡空港、JR博多駅方面からは地下鉄空港線で天神駅下車、天神南駅まで徒歩7分で地下鉄七隈線に乗り換え、賀茂駅で下車し徒歩10分ほどの位置にあり、福岡空港から約50分、JR博多駅からは約45分と交通アクセスは整っている。また、2016年6月に藤崎方面から福岡歯科大学医科歯科総合病院玄関前まで西鉄路線バスの乗り入れが開始され、学生・教職員の利便性も大きく向上した。

情報ネットワークの整備・運用に関しては、支線部を含めたGigabitEthernetの学内LANサービスを提供しており、有線LANに加え無線LANが利用可能である。認証を必要とする複数のシステムを提供しており、パスワード管理を簡易化することを目的として、全学共通認証を備えている。学内LANシステムはセキュリティ対策のために学外からのアクセスを制限しているが、学生が自宅等の学外から学内LANシステムへアクセスができるよう、セキュリティ対策が充分に行われた外部からのアクセスを許可するシステムSSL-VPNについて2018年度からサービスを開始した。安全・安心な学内LAN環境を維持するため、次世代ファイアウォール・ネットワーク型ウイルス対策機器・プロキシサーバを備えて多層防御を図るとともに、教職員が使用する全コンピュータに共通ウイルス対策ソフトをインストールすることとし、ウイルス感染状況が把握できる環境を整えている。さらに2019年度に情報セキュリティの技術的見直しを行い、2020年度に不足している内部対策として内部ネットワーク不審通信検知機器を導入した(資料8-2)。不測の事態に備え、学内LANシステムの重要データのバックアップを群馬県館林市のデータセンターに保管するバックアップシステムを2018年11月に構築した(資料8-3)。共用スペースパソコンとして、情報図書館内のパソコン3台及び検索用パソコン1台を設置している。各階の講義室・実習室、情報図書館等に無線LANアクセスポイントを44箇所設置し、情報処理機器を用いた学生教育環境は充実している(資料8-4)。

バリアフリーへの対応については、福岡市福祉のまちづくり条例に基づき、玄関・情報図書館・事務課の出入口自動化、校舎・敷地内の段差解消、各室出入口・廊下・エレベーター等の有効幅員確保及び手摺・多目的トイレの設置など、すべての人が安心して快適に利用できるよう整備している(資料8-5)。

学生の学修促進の環境整備に関しては、自主的学修に考慮して、施設面では1階ラウンジ、学習室、2階学生ホール、ラウンジを整備している。その他、情報図書館内にはグループ学習室4室、2階にセミナー室5室、情報処理実習室1室、3階にセミナー室3室を設置し、授業の空き時間には自由に使用できるように開放している。

学生からの要望については、意見箱や学友会等を通して意見を聴取し、改善可能なものは速やかに対応している。学修環境の改善等の要望に対する回答を、掲示等により周知している。

なお、学園の施設・設備等の維持管理については、土地・建物及び附属設備は「施設管理規程」、運動場や体育館は「体育施設管理運営規則」、固定資産及び物品は「固定資産及

び物品管理規程」、図書は「情報図書館規程」、「情報図書館図書管理規則」に基づき維持管理を行っている（資料 8-6、資料 8-7、資料 8-8、資料 8-9、資料 8-10）。

情報倫理に関しては、その確立のため、「情報セキュリティポリシー」、「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」、「コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル」を制定しており、2018 年度に時代に即した内容になるよう見直しを行い改版した（資料 8-11、資料 8-12、資料 8-13、資料 8-14）。教職員の情報倫理確立のため、情報セキュリティ講習の初級と中級を設け、新規採用者には採用時の初級受講を徹底し、初級受講の翌年度には中級受講を徹底した（資料 8-15）。2018 年度に「コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル」を改版したことを受け 2019 年度は教職員向けの情報セキュリティ講習会初級と中級の資料、講習動画、試験問題の改版を行った。

学部学生への情報倫理について、新入生オリエンテーション、臨地実習前のオリエンテーション、情報リテラシーの授業などを活用して SNS の取扱い等について注意喚起を行っている。また、「研究における個人情報の取り扱い」というテーマの FD 研修会に出席させ、情報倫理の重要性を再認識させている（資料 8-16）。

以上のことから「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「1. 学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備を推進する」及び「4. 教育研究環境の基盤となる安全・安心な学内 LAN の構築と維持管理を実施する」について適切に実施しており、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館は開設当初から看護学に関する書籍の積極的な収集を続けており、2019 年度末で 7,464 冊、2020 年度末現在で 8,588 冊の蔵書を保有している（資料 8-17）。図書及び学術雑誌の購入・収集は、情報図書委員会において選書方針等を策定し実施している（資料 8-18）。このうち図書に関しては新刊看護学書、選定図書、学生・教職員のリクエスト図書、テーマ別重点収集（口腔ケア・口腔医学関連図書）に分類し整備している。2021 年度から、いつでもどこでも閲覧可能な電子図書類を追加し、計画的な収集を目指している（資料 8-19）。

学術雑誌として 2018 年に看護系医療データベースである CINAHL with Full Text

（「British Journal of Nursing」、 「Journal of Nursing Education」 など洋雑誌約 5,500 タイトル収録）、メディカルオンライン（和雑誌約 1,400 タイトル収録）を整備しており、多くの国内外の文献をフルテキストで閲覧することが可能となっている。その他に、2021 年 5 月現在、学術雑誌 39 種類（うち和雑誌 33 種類、洋雑誌 6 種類・オンラインジャーナル 4 種類を含む）を整備している（資料 8-20）。医中誌 Web 等のデータベースについては、福岡歯科大学との相互利用が可能となっている。看護系論文に特化したデータベース最新看護索引 Web については、看護課題研究において引用率が高い「日本看護学会論文集（42 回以降）」が全文閲覧可能で、リモートアクセスで自宅からも文献検索が可能であるため、2021 年度に導入した。

また、2018 年度には田中健蔵基金からの支援により、看護学・医学の高い専門性を獲得することを目的として、学生がいつでもどこでも閲覧できる電子図書を 30 冊購入した。

図書システムは、TOP ページに新着資料、資料検索(OPAC)、雑誌タイトル索引、Online Journal、利用状況照会、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の項目を設定し、利用者に対して迅速かつ確かな資料収集機能を提供し、教育研究活動に大きく貢献している。

他の教育研究機関とは、国立情報学研究所が運営する相互貸借システム(NACSIS-ILL)を利用している。2017 年度に日本図書館協会、2018 年度には日本看護図書館協会へ加入することにより、メーリングリストでの情報共有や研修での交流を通して得た他大学での事例を学内での検討事項に反映させ、サービス改善を行っている。

学術情報へのアクセスに関する対応については、開学当初から学内有線 LAN 及び無線 LAN を介して各研究室及び各講義室等から利用でき、Web による文献検索、外部データベース(医中誌 Web 等)のアクセスが可能で利便性が高い。

本学図書館の規模は、閲覧室面積 396.37 m²、座席数 111 席、グループ学習室 4 室、パソコン 4 台と無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学内情報ネットワークや、インターネットの利用を可能にしている。開館時間は、平日 9 時から 20 時まで、土曜日 9 時から 12 時 30 分までとしている（資料 8-21）。学内システム利用時に必要な無線 LAN やリモートアクセスの学生向け端末設定は、図書係員が支援し、学生サービス向上に努めている。

現在、情報図書館課図書係員は 2 名で全員が司書資格取得者であり、利用者に適切な各サービスを提供している。

以上のことから「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「2. 教育研究活動を促進するため、図書施設及び学術情報サービスを充実させる。」について適切に実施し、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらが適切に機能していると判断できる。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給

- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学における研究に関する基本方針は、第三次中期構想の基本構想として、「口腔医学を基盤とする研究レベルの向上を図るとともに、全学的独自色を打ち出す研究事業を通じて先進的学術成果を社会へ発信する」と定めている（資料 1-17【ウェブ】）。

研究に関する目標は、(1) 研究の質の向上として、①口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究を推進するとともに、関連大学・研究機関との連携による研究を漸進的に実施する。②研究の適正化を図り、意欲的な研究活動を支援するための研究マネジメント体制を充実するとともに、口腔医学研究センターによる先進的研究プロジェクトの展開と学園内共同利用研究拠点としての設備の活用を図る。③学部学生から医療従事者までに広がる研究マインドの幅広い定着に向けた取り組みを推進する。④口腔医学・口腔保健学・看護学・介護福祉学領域の共同研究を推進し、時代のニーズを先取りした医療・保健・福祉分野における新たな研究領域を創設する。と定めており、(2) 研究ブランドの確立として、①全学的独自色(研究ブランド)を打ち出すために最優先研究課題を設定し、地域社会・国際社会のニーズに応える研究成果を生み出す。②学長のリーダーシップの下、口腔医学研究センター機能の充実、関連研究機関との交流と若手研究者の育成を通じて、先進的学術研究拠点の創出を目指す。③全学的独自色に向けての取り組みを加速させるために、全学的研究活動の管理・支援・評価体制の整備を進めるとともに、研究課題の事前調査と事後評価のための学園内外の連携体制の構築を推進する、と定めている。

さらに、「福岡看護大学教育研究環境整備の方針」に、「3. 研究ブランド確立のため、看護学に口腔医学の観点を取り入れた研究に関する環境を充実させる。」及び「5. 研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる」と定め、全学的な方針を明示している（資料 8-1【ウェブ】）。

本学の教育理念の1つである「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」に関する教育力・研究力の向上を目指して、2017年度に学内教員を中心とした「看護学・口腔医学共同研究ワーキンググループ」を立ち上げ、およそ月1回のペースで研究活動の進捗報告を実施している。ワーキンググループで実施した研究成果が国内外の学術誌へ掲載され、日本看護科学学会学術集会では2018年以来3年連続で交流集会演題に採択された（資料 8-22）。

教員全体の研究力の向上・推進を目的に、2017年度の開学1年目から、学長裁量経費予算より「福岡看護大学共同研究費」として、全教員へ公募のうえ、採択する研究支援制度を創設し、開学からの5年間で20件の研究課題へ研究費を支給し、活発な研究活動を推進している（資料 6-11）。

通常の研究費とは別に、共同研究費の名目で研究費を補助することで、学内教員の研究活動を支援・推進することができた。

各教員の研究がさらに推進できるように、大学として文部科学省科学研究費の採択率向上を目指す取り組みとして、専任教員は特別な理由がない限り、全員応募することを義務

づけている。研究及び教育の補助的な役割を担う「助手」についても、学位取得者や希望者には応募資格を与え、研究意欲の向上を図っている。若手教員の育成を図るために、部門長・分野の教授による申請書作成の指導、恒常的に研究助成金を獲得している福岡歯科大学所属の教員によるFD及びブラッシュアップを実施するなど、さまざまな取り組みを実施している（資料8-23）。

その結果、2021年度の申請件数38件で24件の採択があり、間接経費を含む補助金額は3,328万円となった（資料8-24）。

研究活動を推進するために、科学研究費の取得に対する支援方法を整備することで、教員の研究活動を支援し、採択率では全国平均を上回る成果をおさめることができた。今後も引き続き科学研究費の採択率を維持・向上するために、分野の教授を中心に若手教員への支援方法について協議し、取り組みの見直しを実施していく。

研究成果報告の手段の1つとして、紀要委員会（2021年度から情報図書委員会）が中心となって、2017年度の開学年度から紀要「看護と口腔医療」を発刊している。発刊に際しては、紀要委員会が中心となって諸規則、査読システムを定め、大学完成年度までの4年間で38編の研究論文を掲載してきた（資料8-25）。

このように、開学年度から大学紀要を発刊したことで、教員の教育活動、研究活動が促進され、多数の教育・研究の成果報告を行うことができた。今後は、本学の教育・研究テーマである「看護と口腔医療」に関する研究を更に推進する手段の一つとして紀要をより活用していく必要がある。

教員の研究費については、教員の職位に応じた教員積算額、部門配分費の合算額を部門予算として各部門に配分している。これに科学研究費等の外部資金を加えると、研究費は十分に確保されている。通常の研究費に追加して、学長裁量経費予算のうち、共同研究費を予算化し、研究課題を全教員へ公募し、採択された課題へ研究費を配分するなど、教員の研究活動を支援・推進しており、2019年度は5件の研究課題を採択し、合計101万円、2020年度は1件20万円を配分した。なお、部門予算の年度末残額は、次年度に繰り越すことができるため、高額な機器備品の整備等についても、計画的に購入することが可能となっている。

この他、教員が海外での学会発表、国内での長期にわたる研究出張等について、希望する場合に対応できる長期及び短期研修派遣制度を整備している。（資料8-26）。

外部資金としては、科学研究費や公益財団法人及び企業等からの助成金（奨学寄付金・受託研究費）がある。公益財団法人等の助成金（奨学寄付金・受託研究費）については、公募情報を一覧表にまとめて、全教員へメールにて周知するとともに、学内電子掲示板でも周知しており、教員の専門分野における研究費へ応募できる体制を整えている。（資料8-27）。

研究環境に関しては、教員の研究室として教授、准教授及び講師に個人の研究室がある。教員研究室の総面積は734㎡、専任教員一人当たりの平均面積は23.7㎡であり、教員の研究室は十分に確保されている。なお、研究を行うに当たっては、学長の許可を得て、あらかじめ定めた曜日毎に学外で研修できる制度を有している。

教育研究活動支援体制として、本学における講義及び実習等の補助的業務に従事して、教育業務の遂行を補助する大学院学生を、ティーチング・アシスタントとして採用してい

る。

以上のことから「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「3. 研究ブランド確立のため、口腔医学研究に関する環境を充実させる」及び「5. 研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる」について適切に実施しており、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡看護大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、文部科学省が定める「公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「競争的資金等の取扱いに関する規則」、「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」、「研究データの保存期間等に関する細則」を制定し、コンプライアンス教育講習会等において、紙媒体で配布するとともに、ホームページで公開している(資料 8-28【ウェブ】、資料 8-29【ウェブ】、資料 8-30【ウェブ】、資料 8-31、資料 8-32)。

また、前項の規則等に基づき、競争的資金の管理体制として「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」と「研究倫理教育責任者」を設置しており、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者を事務局長、コンプライアンス推進責任者に「健康支援看護部門長」、研究倫理教育責任者に「副研究科長」を任命している(資料 8-33【ウェブ】)。

また、文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施することとし、公的研究費に関与する研究者及び事務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

コンプライアンス教育については、福岡歯科大学のコンプライアンス推進責任者を講師として福岡医療短期大学も含め、合同でコンプライアンス教育講習会を開催している。「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として、本学における不正防止体制及び他大学の不正使用の事例等を紹介するとともに、不正使用の防止について説明している。講習会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の98%が「よく理解できた」又は「理解できた」と回答している(資料 8-34)。

研究倫理教育についても、福岡歯科大学の研究倫理教育責任者を講師として福岡医療短期大学も含め、合同で研究倫理教育講習会を開催している。「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催した講演会「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」において、本学における研究活動に係る不正行為の

防止体制及び他大学の不正事例等を紹介するとともに、不正行為の防止について説明している。講演会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の95%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している（資料8-35）。

なお、コンプライアンス教育及び研究倫理教育ともに、業務の都合で講演会に参加できなかった対象者については、ビデオ受講を行い、全対象者の受講を義務付けている。

臨床研究に関しては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に該当する臨床研究を実施する研究者を対象として、同指針に関する講習会の受講を義務付け、受講者へ認定番号を付与し、認定番号を付与された研究者のみ倫理審査申請書を提出することができることとしている。なお、治療的研究以外の臨床研究を対象とする「倫理審査委員会規則」を制定し、それに基づき設置している倫理審査委員会において適切な審査を行っている（資料8-36）。

その他、遺伝子組換え実験、動物実験、感染実験等を実施する際に必要となる学内審査機関の整備については、文部科学省、厚生労働省及び学術団体の各種法令、指針及び勧告に準拠して学内規程・規則・細則を整備し、各種委員会を設置している（資料8-37）。

なお、本学には認定臨床研究審査委員会は設置されていない。

このように、学内規程及び規則に基づき、適切に委員会を設置し、委員会は研究計画の審査等、必要に応じて適切に活動している。

以上のことから、「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「5. 研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる」について適切に取り組んでおり、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検・評価委員会では、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル(1年周期)を機能させている(資料2-4【ウェブ】)。これに加えて、開学から完成年度まで各種委員会が策定した目標及び活動内容、その活動内容を点検・評価した結果により抽出した課題及び問題点を改善するための活動内容を策定するPDCAサイクルにより、点検・評価を毎年、実施していた。この点検・評価結果を2021年8月に「福岡看護大学《現状と課題》—開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」として取りまとめた(資料2-3【ウェブ】)。

この点検・評価結果を踏まえて大学基準協会の評価項目に基づき、自己点検・評価を行った。

今後は、PDCAサイクル(2年周期)として、大学基準協会の評価項目に準拠して、1年目は根拠資料を基に自己点検・評価を実施し、その結果や課題等を「現状と課題」として取り纏める。翌年度は、どのように改善されたかを点検評価し、「改善報告書」を作成することとし、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムとして確立させることとしている。

また、公的研究費の不正使用防止への対応については、毎年度、文部科学省へ提出が義務付けられている「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」により、体制に不備がある場合には必要な改善を行うこととしている（資料 8-38）。また、研究活動における不正行為への対応についても、同様に毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取り組み状況にかかるチェックリスト」により、必要な改善を行うこととしている。（資料 8-39）。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているものと判断できる。

【COVID-19 への対応・対策】

学生の学習環境においては、まず遠隔講義に対応するため、オンデマンド教育環境及び双方向性の遠隔授業の整備を行った。ハイブリット形式にも対応するため、学内の講義室・学習室など学内環境の感染対策を、国及び本学独自のガイドラインをもとに実施した。

8.2. 長所・特色

図書館の学術情報サービスにおいては、情報図書委員会で年度ごとに目標と結果を取りまとめ、改善・向上につなげている。2017 年度には看護系医療データベースである CINAHL with Full Text（「British Journal of Nursing」、 「Journal of Nursing Education」 など洋雑誌約 5,500 タイトル収録）、メディカルオンライン（和雑誌約 1,400 タイトル収録）を導入し、学修・研究環境を整備した。2018 年度には田中健蔵基金からの支援により、看護学・医学の高い専門性を獲得することを目的として、電子図書を 30 冊購入した。2019 年には学生・教員からの希望を受け、口腔医学関連図書をテーマ別重点収集対象としてさらに重点的に購入した。2020 年度には、2021 年度の大学院開学に向けた専門書の購入やデータベースの検討を行なった。2021 年度には看護系論文に特化したデータベース最新看護索引 Web を導入した。また、紀要を広く学外に公開するために、2021 年度に学術リポジトリを構築した。

研究面においては、2019 年 10 月に福岡歯科大学及び福岡医療短期大学並びに本学における「口腔医学」に関する共同研究組織として、口腔医学研究センターを設置した。同センターでは、5 つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととしている（資料 3-11）。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡看護大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定し、「専任教員」及び「公的研究費に関与する事務職員（非常勤職員を含む。）」を対象者として実施するコンプライアンス教育講習会及び研究倫理教育講習会において、不正を防止するための体制及び不正の事例等を説明するとともに関係規則等をホームページで公開している（資料 8-29、資料 8-30、資料 8-31、資料 8-32、資料 8-33）。

8.3. 問題点

昨今の大学を狙った標的型攻撃やサイバー攻撃が高度化・深刻化しているため、セキュリティ対策について定期的に見直しを行っている。

8.4. 全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案・実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している(資料 8-1)。

大学設置基準を上回る校地、校舎を配備し、教育研究活動に必要な施設、設備を整備するとともに、学生の自主学修に資するネットワーク環境及び情報通信技術等機器を整備している。学内 LAN の維持管理においては、開学当初から有線 LAN 及び無線 LAN を整備し、学生自身の情報端末を学内 LAN に接続してキャンパス内でどこでもインターネットが利用できる環境を整備している。

図書館、学術情報サービスの整備については、「口腔医学を取り入れた看護学を学び“well-being”を実現するスペシャリストを養成します」の理念のもと、看護学に関する書籍、口腔医学に関する書籍の積極的な収集を続けている。学術雑誌についても看護系に特化した医療データベースを和雑誌・洋雑誌とも整備している。

国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用や、日本図書館協会、日本看護図書館協会に加入し、学生の学修、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させている。

教育研究活動の支援に関しては、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに、研究室を確保している。学生に対しては、大学院学生を対象とする講義、実習等の補助的業務に従事する「ティーチング・アシスタント」制度を定めている。

研究倫理及び研究活動における不正使用及び不正行為の防止に関しては、文部科学省等のガイドライン等に基づき、本学の規則等を定め、ホームページで公表するとともに、毎年度実施する講習会の全員受講を義務付けている(資料 8-35)。

今後も引き続き「福岡看護大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神及び教育理念を踏まえ、看護学部の教育の目的を「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」としている（資料1-8【ウェブ】）。また、その特色を、「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力」、「他職種と協調・協働できる実践能力」、「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」として掲げている。また、看護学研究科の教育研究の目的は、「多様に発展する医療分野で活躍するための高度で知的な素養を養うことを目的とし、看護学の専門知識や能力を基礎として、より高度な看護実践と看護教育活動を行うために、専門知識を応用する能力と課題に対する柔軟な思考力や深い洞察に基づく主体的な行動力を身に付けるための教育を行う。また、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備え、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行う。」と定めており、看護学部、看護学研究科ともに、その特色に、「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」を育成すると示している（資料1-10【ウェブ】）。

本学はこれらの教育の目的を踏まえ、看護の対象となる人々の住む地域に貢献するとともに、健康長寿社会の実現を目指し、社会に開かれた大学として、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信することを含め、社会連携・社会貢献の方針を「福岡看護大学 社会連携・社会貢献の方針」に明示している（資料9-1【ウェブ】）。

「福岡看護大学 社会連携・社会貢献の方針」の、方針1.及び方針2.に示されている地域連携センターは、2013年に福岡歯科大学が設置し、積極的に社会連携・社会貢献活動を継続している附置組織であり、2017年度から本学を含め、福岡歯科大学・福岡医療短期大学のセンターである（資料3-9）。

以上のことから、大学の理念・目的に基づいて、看護学部・看護学研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針について適切に明示していると判断できる。

社会連携・社会貢献の方針

福岡看護大学が有する人的・物的・知的資源を活用するとともに、地域や行政および医療・保健・福祉関係機関等との連携関係を構築し、健康長寿社会の形成および地域社会の

活性化に資するため、以下のとおり、社会連携・社会貢献の方針を定める。

1. 地域連携センターにおいて地域連携の在り方を体系的に整理し、地域連携推進戦略を策定するとともに継続的な地域貢献活動を行う。
2. 地域連携センターを中心に、地方自治体、看護協会、医師会・歯科医師会等の公共団体、産業界及び福岡都市圏大学との連携を推進し、地域の課題を共有し、協働して解決に努める。
3. 社会貢献推進委員会を中心に、地域連携センター及び医科歯科総合病院病診連携室と協働して地域の医療・保健・福祉等に係る諸問題を検討し、地域社会の発展と課題解決に貢献する。
4. 社会に開かれた大学として「公開講座」「講演会」「出前講座」「看護職等継続教育支援」「小中高教育支援」等の生涯教育事業を通じて、教育研究成果を継続的に発信し地域社会に貢献する。
5. 医療に関わる人材を育成する大学として、看護学および保健医療福祉における多職種医療人への展開をはかり、健康長寿社会の形成に貢献する。
6. 国際交流を積極的に展開し、国際的視野を持つ医療人や教育・研究スタッフの育成を図るとともに研究活動の国際的展開のための基盤形成を推進する。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、2017年度の開学以降、現在まで、社会貢献推進委員会が中心となり、看護・福祉・保健分野における地域に対する貢献活動を計画・実施することを目標に、毎年度の評価を行いながら公開講座、学園祭活動、及び県内中学校、高校の職業体験・大学訪問を通して地域貢献活動を継続し実践している（資料 9-2、資料 3-19）。公開講座は、2017年度から2019年度まで、近隣地域及び大学の公開講座の開催実績を調査、分析し、地域社会等からのニーズを把握した上で、社会的要請に応える看護大学の特色を活かした講演テーマを策定し、実施しているため、本学の教員の教育研究活動成果や実績を基にした教育を広く地域住民へ周知することができている。2017年度は認知症、2018年度は災害看護、2019年度は呼吸器感染症が主なテーマであり、地域住民のニーズに沿った公開講座を実施した（資料 9-2）。

本学は、福岡歯科大学、福岡医療短期大学とともに、学園祭（まるごと福岡学園・田の歯科祭）へ参加し、看護大企画として「看護のせかい」と題して、健康体操や感染予防、元気を測る体験などの健康増進イベントを実施した。これらの取り組みを通して、地域住民へ本学の特色と大学が生み出す知識、技術等を社会に還元し、周知することができている（資料 9-3）。また、本学は、福岡歯科大学、福岡医療短期大学とともに、依頼のあった県内の中学校、高校の職業体験、大学訪問を2017年度、2018年度、2019年度と継続し

て受け入れている。2019年度は、年間約105名を受け入れ、歯科口腔専門職、看護職といった職業としての理解と大学で行う学習内容や大学生生活への理解を深める活動を継続している。本学の教育研究成果を中学生、高校生の若い年代に伝えることによって、医療職へ関心を寄せ、口腔から全身の健康について広く伝えることができている（資料3-19）。

社会貢献推進委員会の今後の課題としては、COVID-19感染拡大のため延期となっている、近隣施設の看護職をはじめ医療職者を対象とした口腔から全身の健康支援について広く知識、技術を広めるための「生涯研修プログラム」を実施することである（資料9-4）。

本学が目指す「口腔医学を取り入れた看護学」における教育研究の成果を広く周知し継続して拡散されることが、地域包括ケアシステムの拡充へ貢献するものと考えられる。

本学の附置組織である地域連携センターと連携し、近郊大学、職能団体、地方自治体、及び地域の自治会組織・社会福祉協議会組織と協力的に活動を展開している。開学当初から本学は地域との連携や交流を積極的に行ってきたが、2018年度にボランティア部を創立してからは、ボランティア部の活動も含め、学生の社会連携・社会貢献活動が継続的に行われている（資料7-15、資料7-16）。

a. 附置組織（介護老人保健施設：サンシャインシティ）、学而会（介護老人福祉施設：サンシャインセンター、サンシャインプラザ）主催の、運動会、夏祭り、納涼会、などのイベントへは、計103名（2018年度58名、2019年度45名）の学生が参加した。介護保健施設への学生の参加、協力によって、高齢者のよりその人らしい日常生活に向けた取り組みに貢献することができている。また、校区行事をはじめとした地域貢献活動：コミュニティカフェ「かふえもりのいえ」への協力参加を行い、関連施設、及び地域との連携を深める活動を継続している（資料9-5）。

b. 本学を含む近隣地区の運動会、夏祭りに、計42名（2018年度23名、2019年度19名）の学生が参加した。本学学生や教員の協力や支援は、近隣地域住民より期待されている。地域のイベントへ継続的に参加し、地域との円滑な連携が継続できている（資料9-6）。

c. 地下鉄七隈沿線三大学地域貢献活動、西部地区五大学連携に基づく学習支援活動として、野芥学習支援「作って食べよう土曜昼」に、計56名（2018年度18名、2019年度38名）の学生が参加した。地域生活を送る子どもの食生活支援及び学習支援を通して成長を支える活動に、学生が積極的に参加することによって学生の看護者としての学びになると同時に、地域との連携を深めることになっている（資料9-7）。

d. 大学への依頼があり、2018年度は、社会医療法人喜悦会 那珂川病院の夏祭りに4名、日常の介助ボランティアに4名参加した。看護学を学ぶ学生として、介助の体験をする機会となり学生の学びにもなると同時に病院へも貢献することができた。

e. 福岡ラブ・アース・クリーンアップは、福岡市が主催する清掃活動で、計48名（2018年度36名、2019年度12名）の学生が参加した（資料9-8）。地域清掃活動をはじめとしてその他にも諸々のボランティアに参加し、学生が自ら社会に貢献したいという思いで参加できておりボランティア精神を育むことができている。

2017年度以降のボランティア総数は、計313名（2017年度3名、2018年度152名、2019年度158名）であった（資料7-17）。2020年度は、COVID-19感染拡大のために実施はほとんど不可能であったが、関係各所と連携を継続し、いつでも再開できるように準備を整えている。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進として、本学は、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信することを使命として、開学時から数々の活動を実施してきた。大学が研究で得た成果を教育によって伝達すること、及び社会にその成果を応用することは大学の使命であり、本学のこれまでの社会連携・社会貢献活動は意義があると考えられる。

まず、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を継続的に発信する活動の一つとして、口腔ケアに関する医療専門職に必要な知識・技術に関して、本学教員が執筆した口腔ケア教育書籍（「看護で教える最新の口腔ケアー授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐに使える！」）を、実習施設をはじめ関連施設、各関係者へ広く配布した。本学の教育の集大成となるこの著書を広く周知することによって本学の教育研究活動の推進に繋がると考える（資料 3-16）。

次に、口腔ケア教育・研修を、病院看護師及び患者を対象として実施するとともに、他看護大学教員と連携し、より質の高い口腔ケア教育・研究の成果を得ることに貢献している。

a. 病院看護師の口腔ケア研修は、病棟看護師を対象として、口腔ケアの実践を研修会によって教授するとともに、口腔ケア実践のためのエビデンスに基づいた知識・自信の状況を調査し、その成果を公表した。病院看護師が、自分の口腔ケア実践力に自信を持って実行できるように効果的な研修を行うことができた（資料 9-9）。

b. 精神障がい者の口腔ケア研修では、入院患者の中でも口腔ケアが困難とされる精神障害者を対象として、口腔ケア実践方法を病棟看護師へ教授するとともに、歯科受診阻害要因について調査し、その成果を公表した。2019年度から開始したこの研修は、病棟看護師のみならず精神障がい者である当事者の口腔ケア実践に貢献し、今日まで看護者及び当事者の口腔ケア実践が継続されている（資料 9-10）。

c. 看護大学教員の口腔ケア教育のための調査として、看護大学教員を対象とした学部における口腔ケア教育の展開内容と口腔ケア教育の課題及び看護職を含む多職種間の口腔ケアに関する認識の差や連携に関する意向について調査し、その結果を公表した。多職種間の口腔ケア教育に関する大規模な実態調査はこれまでにないとなっており、広く口腔から全身の健康を支援する一貫した教育の重要性を周知することとなった（資料 9-11）。

d. 口腔ケア研究の継続と大学間連携として、本学は、日本看護科学学会学術集会の交流集会企画に継続的に参加している。2018年度「口腔アセスメント・口腔ケア技術教育の課題解決と再構築」、「2019年度「口腔関連の看護研究の新時代について考える」、2020年度「看護基礎教育課程におけるアドバンスド口腔ケア教育・研究の推進について考える」、2021年度「アフターコロナでの口腔ケア教育・研究を考える」と題して、口腔ケア研究に関する知見を発信するとともに、広く本学の教育研究を通して、他大学との連携を深めている（資料 9-12）。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進の一環として、本学は、地域志向教育・研究を展開する目的で、附置組織である地域連携センターと協働し、校区行事をはじめとした地域貢献活動に教員・学生が参加し、活動を支援している。

近隣にある星の原団地住民の健康支援（認知症予防、体力増進など）を目的とした健康コミュニティカレッジは、福岡歯科大学と本学の連携によって 2018 年度より開催してい

る。本学教員は、認知症予防やオーラルフレイル予防に関する教育研修を実践しており、地域住民への口腔から全身の健康支援に貢献できている。現在 COVID-19 感染拡大のため多くの研修会が中断しているが、再開に向けて準備している。口腔から全身の健康、フレイル予防、認知症予防などの教育を通して、地域住民の健康への関心を向上させ健康寿命の延伸に寄与できている（資料 9-13）。

また、学生ボランティア部員を中心とした学生及び教員の活動は、校区行事や、学園内施設の行事だけでなく地域におけるボランティア活動へ数多く参加し、地域貢献活動を実践できている。本学を含む校区での活動に参加し継続することによって、コミュニティの中でも開かれた大学として認知され、大学を活用しようという住民の意識にもつながり、良好な関係性が築けていると考える。

本学の 2 学年に実施する講義「地域活動と社会貢献」では、大学が地域社会のニーズに応え、地域と積極的に関わることを通して、地域の活性化に貢献、連携することの重要性について教授している。この講義は、地域貢献の意識を高め、実際の活動に寄与する活動を実施しており、2018 年度、2019 年度の 2 学年学生は全員ボランティア活動を実施できている（資料 9-14）。

本学教員それぞれの能力を活かした社会連携・社会貢献としては、他大学やその他の教育機関、医療・福祉施設などからの依頼に応じた外部講師としての派遣や、教育及び研究における看護教員としての協力や支援といった活動がある。外部からの依頼内容は、看護に関連する各専門領域の教育研究内容及び本学の特徴を活かした口腔から全身の健康支援に関連した内容が主である。その他にも、日本看護協会の委員、行政からの委託事業への参画、日本看護協会や病院施設が開催する看護教育や研究に関する研修会講師としての派遣など、多岐に渡る社会貢献活動を実践している。（資料 9-15）。また、地域包括ケアシステム構築の一つとして、認知症サポーター養成の一環として早良区認知症キャラバンメイト連絡協議会に参加し支援を行っている（資料 9-16）。

本学は、地域のヘルスケアニーズに合わせた地域交流を行うとともに、国際交流事業とし海外の大学・研究機関との教育・研究連携を積極的に展開している。

地域のヘルスケアニーズに合わせた地域交流としては、地域での多職種連携ネットワーク（早良区第 9 圏介護事業所ネットワーク）として、板屋地区住民健診を支援している。同一法人が運営する福岡歯科大学は、毎年、早良区役所と連携して、限界集落とされる板屋地区の住民健康診断を実施しており、本学も 2017 年度～2019 年度、同行し、各健診が円滑に行われるように協力支援した。2020 年度、2021 年度は、COVID-19 感染拡大のため参加を見送ったが、感染状況を考慮し、今後も協力予定である。（資料 9-17）。また、本学は、地域の自治組織活動や社会福祉協議会へのボランティア活動にも参加しており、2018 年度は社会福祉協議会から依頼があり、「田村公民館ミニふれあい祭り・社協参加イベント」で、一般住民の擬似障害者体験コーナーへの看護学生の協力依頼があり、白杖歩行や、車椅子体験などの介助、伴行に看護学生が約 10 名参加した。看護専門職者を育成する本学学生が地域で貢献でき、地域住民と交流できる機会となった（資料 9-18）。今後も COVID-19 感染状況に応じて協力していく計画である。

国際交流事業への参加としては、「看護国際交流委員会」が中心となり、北米及びアジアの姉妹校や他の海外の大学・研究機関との教育・研究連携を積極的に展開し、国際的視野

をもつ医療人や教育・研究スタッフの育成を図るとともに、研究活動の国際的展開のための基盤形成を推進することを目的として、2019年度は、3月5日～3月15日（11日間）、モナッシュ大学での学生研修において12名の学生を引率し、研修を成功させた（資料3-20）。

また、学生間の国際交流を推進させるために、英国リヴァプール大学との協定を進め、2020年に協定を締結し、2020年3月予定の海外研修を準備中であったが、COVID-19感染拡大のため延期となっている。今後も、よりグローバルに、海外及び国際的な諸機関その他の組織との連携を図っていく（資料3-21）。

以上のことから、本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、附置組織である地域連携センターを含め、学外組織との適切な連携体制を図りながら、社会連携・社会貢献活動を通して教育研究活動の推進及び地域交流、国際交流事業への参加を適切に進めることができていると考える。

今後は、多職種を対象とした「生涯研修プログラム」を実践し、より広く地域包括ケアシステムの拡充に貢献していく予定である。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学が実践してきた、社会連携、社会貢献活動において、福岡歯科大学の活動と連動して実践しているイベントに関しては、附置組織である地域連携センター運営会議において内容を評価、報告し、次の活動に活かすことができている。また、本学で実践してきた、公開講座や高校訪問といった学外や地域社会に対するイベントに関しては、参加者アンケートによる客観的評価を実施している（資料9-19、資料9-20）。また、社会貢献推進委員会や看護国際交流委員会からの報告を通して大学基準協会の基準に準じて適切な評価が行われ、中期構想に基づく年度事業計画についても、PDCAサイクルにより、達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映させるサイクルが稼働している。

社会連携・社会貢献の適切性については、以上のような根拠に基づいて点検・評価されており、常にその結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

なお、社会連携・社会貢献においては、COVID-19の感染拡大防止の観点から全ての活動が中止、延期されるなどの影響を受けたが、本学の知識・技術の還元が中断されることの無いよう、WEB上での会議、メールでの連絡等を継続するなど、再開に向けての準備態勢を整え、対応・対策を講じている。

9.2. 長所・特色

福岡看護大学の社会連携・社会貢献の長所は、教育の目的を踏まえ、看護の対象となる人々の住む地域に貢献するとともに、健康長寿社会の実現を目指し、社会に開かれた大学として、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信するといった点である。また、本学の特色を生かして社会連携・社会貢献は継続的、効果的

に実施されており、地域住民、他大学といった社会との良好な関係性を維持することができている点も長所であると考える。

本学は、「口腔医学を取り入れた看護学」を学び“well-being”を実現する、という一貫した教育の姿勢の下、看護の対象である全ての人々に、ボランティアや公開講座などで口腔から全身の健康を守るための様々な取り組みを、教員だけでなく、学生個々の活動として実践してきている。これらは、同一キャンパス内の福岡歯科大学、福岡医療短期大学、福岡歯科大学医科歯科総合病院、及び介護保健施設との協力体制が基盤となり推進されているものであり、今後もこの協力体制の下で、本学独自の社会連携・地域貢献活動を継続していくことができると考える。

9.3. 問題点

今後の課題は、延期となっている「生涯研修プログラム」を COVID-19 の感染状況に応じて実施することである。本学の特色である「口腔医学」を取り入れた「看護学」に関する学びや経験を、看護職者、医療職者へ還元し、口腔から全身の健康を支援するというコンセプトをより広く発信、浸透することが、本学の社会連携・社会貢献の課題になると考える。そのためにも、教育研究上の目的等達成状況を継続的に可視化し、評価・改善を繰り返し実践していく必要があると考える。

9.4. 全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、建学の精神に則り策定し、明示されている。この方針に基づいて、本学が有する教育研究成果を社会貢献活動として社会に還元することができている。また、社会貢献活動や公開講座などの取り組みを通して、地域住民との円滑な連携が継続していると考えられる。これらの取り組みは、大学の使命としての社会への知の還元という役割を全うしていると判断できる。

また、これまでの実践については、委員会で定期的に点検・評価を行っており、結果の改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第 10 章 大学運営・財務

10.1 現状説明（大学運営）

10-1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、中・長期計画である「第三次中期構想」を実現するために、「福岡看護大学 管理運営方針」を定めている（資料 1-17【ウェブ】）。なお、中期構想は正式には「学校法人福岡学園第三次中期構想」であるが、本学を始め、福岡歯科大学及び福岡医療短期大学並びに介護老人保健施設に関する記載内容については、各学長もしくは施設長のリーダーシップのもとで各々が取り纏めたものを集約したものであることから、本学としての中・長期計画であることは論を俟たない。

本学の管理運営方針は、2021年6月17日開催の自己点検・評価委員会で原案を作成し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議である「常任役員会」及び理事長、常務理事（短大学長を兼務）、歯科大学長、看護大学長、病院長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2021年7月13日開催の第564回理事会で承認されたものである（資料 2-13、資料 2-14、資料 2-15、資料 2-16、資料 2-17、資料 10-(1)-1【ウェブ】）。

この方針については、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催したSDにおいて説明したほか、学内掲示板、広報誌及びホームページへの掲載等を通して広く周知を図っており、大学運営に関する大学の方針を明示していると判断できる（資料 2-18、資料 10-(1)-1【ウェブ】、資料 10-(1)-2【ウェブ】）。

管理運営方針

福岡看護大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、次のとおり管理運営方針を定める。

【中期構想・事業計画・事業報告】

1. 本学が成長発展していくために進むべき中期的な方向性を示すため、中期構想を策定する。
2. 中期構想を実現するため、年度ごとに事業計画を策定する。また、事業計画に基づき実施した事業内容を明らかにし、検証・改善するため、年度ごとに事業報告書を作成する。

3. 中期構想及び事業計画の策定、事業報告書の取り纏めにあたっては、学長のもと各種事業の進捗状況並びに各種委員会及び所属教職員の意見等を踏まえることとし、法人（理事長）が総括する。

【大学の管理運営】

1. 学長は、教職員を統督し、本学の校務に関する事項について決定する。
2. 本学の校務の執行は、関係法令及び学園諸規定等に従い適正に行う。
3. 法人は、医療・保健・福祉の総合学園として永続的に発展し、学問の進展と社会貢献に寄与するため、教育・研究・診療環境を整備し、経営並びに学長の選任に関して責任を負う。

【中・長期財政計画】

1. 本学が永続的に発展し、安定した財政基盤の確立を図りつつ、教育・研究の一層の活性化を進めていくため、中・長期財政計画を策定する。
2. 教育研究活動の維持・向上及び将来的な施設、設備等の更新のため、経常収支の均衡を図り、安定的な財政基盤を確保する。

【予算編成・予算執行】

1. 年度の事業計画を遂行するため、中・長期財政計画に基づき、予算編成の基本方針を策定する。
2. 予算は、予算基本方針に基づき編成する。また、予算編成にあたっては、理事会が決定する。
3. 予算執行は配当予算の範囲内で適正かつ効率的に執行する。

【事務組織の運営】

1. 事務局長は、理事長の命を受け、事務組織を統轄する。
2. 事務組織は、業務を円滑かつ効果的に行うため、専門性に配慮して適切に編制する。
3. 教育研究活動及び学生支援を強化するため、教員と職員の連携を推進する。

【職員の採用】

1. 大学の適正な運営に資するため、優秀で多様な人材を広く募集することを原則とし、適性・能力を基準とした公正な選考を行う。
2. 主体性、倫理観、問題解決能力、誠実性、実行力、協調性を重視するとともに、配属先に応じた専門性に留意する。
3. 年齢や性別のバランスに配慮し、将来を見据えた人事管理を行う。

【スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施】

1. 大学を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、教育研究活動等の適切かつ

- 効果的な運営を図るため、教職員の能力及び資質を向上させることを目的とする。
2. 年度ごとに実施計画を策定し、適時、その内容・方法・効果等について検証を行い、改善を図る。
 3. 幅広く知識及び技能を習得させるため、学外研修を実施するほか、自律的な能力開発に対する支援を推進する。

【大学運営の担保】

1. 大学運営の適切性を担保するため、独立監査人、監事及び内部監査室による監査を実施する。
2. 監査に際しては、三者で定期的に協議の場を設け監査計画の摺合せ、情報交換等を行う。

10-1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

大学運営については、学長のリーダーシップのもと、教育研究目標の達成と教育研究活動を通じたブランド化の推進を目指して積極的な運営に努めているところであるが、その先導者となる学長の選任は、「福岡看護大学長選考規程」に基づき行っている（資料 10-(1)-3）。理事長を委員長とし、常務理事、理事会において選任した学外理事、学長が推薦する教授で組織される学長候補者選考委員会において、理事、専任講師以上の教員及び課長以上の職員の投票により推薦された学長候補者の中から最終学長候補者を選考し、理事会に推薦することになっており、その後、理事会の承認を経て決定する。なお、選考に当たっては、当該候補者から提出される履歴・業績書のほか、所信表明書（大学の将来構想等）及びヒアリング等を通して、リーダーとしての資質、能力、統率力、目標設定等を総合的に判断することとしている。その職務については、「学則」第 67 条第 1 項第 1 号の定めのとおり「理事長の命を受け、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」ことである（資料 1-7【ウェブ】）。また、学長は「学校法人福岡学園寄附行為」（以下、「寄附行為」とい

う。) 第 6 条第 1 項第 1 号の規定により 1 号理事となり、教学代表の一人として学校法人の運営に重要な役割を担っている (資料 10-(1)-4)。

学長がリーダーシップを十分に発揮できる環境整備としては、学長を補佐する役職教職員として「学則」第 66 条に基づき、副学長、学部長、情報図書館長、学生部長、教員配置部門毎に部門長等を置いている。役職教員の選考は「役職教員選考規程」に基づき、学長が教授のうちから選考のうえ、理事長に推薦し、常任役員会等の審議を経て、理事会で決定されており、学長の意向を反映しやすい選任方法になっている (資料 10-(1)-5)。なお、役職教員は上司である学長の命をうけ、「学則」第 67 条で各々明示している職務を執行している。また、2021 年度より新たに教育支援・教学 IR 室を設置のうえ当該室長を役職教員とし、学長の命により教育に関する情報収集、分析並びに中長期的な企画立案等を行い、教育の推進並びに学生の学士力向上につなげている。

財務面でも、学長のリーダーシップを資金面で担保するために学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出している。2021 年度の予算額は 200 万円である (資料 10-(1)-6)。

この他、教員人事においても、「福岡看護大学教員選考規程」に基づき、学長を中心とした教育研究業績等審査委員会で教育研究業績等に関する審査を行った後、学長は教授会の意見を聴取のうえ最終教員候補者を決定することになっている (資料 6-6)。

教授会の役割については、「学則」第 69 条及び「学長裁定」において、①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与のほか、③教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績の審査等に関する事項、キャンパスの移転に関する事項で学長が必要と認めたもの、組織再編等に関する事項で学長が必要と認めたもの等について意見を述べることと規定されており、決定権者である学長に対して、意見を述べる関係となっている (資料 1-7 【ウェブ】、資料 10-(1)-7)。看護学研究科においても、「大学院学則」第 27 条及び「学長裁定」において、学部同様の関係となっている (資料 1-11 【ウェブ】、資料 10-(1)-8)。

教学組織 (大学) と法人組織 (理事会等) の権限と責任の明確化については、理事会は、「寄附行為」第 16 条第 2 項で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されており、教育研究活動等に関する計画、学則や諸規定の制改定、学長や役職教員等の任免及び教育環境の整備並びに経営方針等の法人運営に関わる基本的な重要事項を決定するとともに、理事である学長の職務の執行を監督している。学長の権限及び教授会の役割は前述のとおりであり、教学組織は教育研究の充実・向上を図ることを基本的な役割としている。

なお、教学組織と法人組織の意思疎通、意思統一を強化するため、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項は、常任役員会 (月 2 回開催) のほか、学園連絡協議会 (月 1 回開催) で審議している。また、理事 12 人のうち 9 人が教育関係者であり、教育に対する理

事会の造詣は深い。

学生の意見・要望への対応については、授業評価アンケート結果並びに在学生を対象とした「学生実態調査」、卒業生を対象とした「卒業時アンケート調査」を実施し、その結果をFD・自己点検・評価推進委員会や教育支援・教学IR室等において検証している。また、学生自治組織である「学友会」及び「学生意見箱」に寄せられた要望などに対して、学長並びに学部長、学生部長らにより学習環境の改善等の検討を行い、要望に対する回答を掲示等により周知している。

また、教職員からの意見・要望に関しては、人事考課に係る考課者（管理職）による被考課者面談時、及び理事長による部署別教職員面談時に聴取している（資料 10-(1)-9）。この他、事務職員に関しては、毎年 10 月 1 日現在での職員調書の提出をもって聴取しており、いずれの場合も対応可能な事項については、必要な手続きを経て実施している（資料 10-(1)-10）。なお、「第三次中期構想」は検討段階から教職員の意見を聴取し、取り纏めたものであり、事務職員の行動指針や求める職員像についても、事務職員が自主的に策定したものである（資料 10-(1)-11、資料 10-(1)-12）。

本学の危機管理については、火災や地震等の大規模災害に備え「危機管理規程」「消防計画」「防火・防災管理規程」及び「災害対策マニュアル」を制定し、管理体制及び対処方法等を明確にするとともに、教職員・学生等に防火・防災に関する教育・訓練を実施している（資料 7-57、資料 10-(1)-13、資料 10-(1)-14、資料 7-58）。情報資産のセキュリティ確保については「情報セキュリティポリシー」として情報セキュリティの基本方針等を定め、適切に管理しており、万一、学生の成績、診療情報等の重要情報が漏洩した場合に備え「重要情報漏洩等対応マニュアル」等を定めている（資料 8-11、資料 8-13）。その他、危機管理対応として「公益通報に関する規程」、「個人情報保護規程」、「倫理審査委員会規則」等を制定している（資料 10-(1)-15、資料 7-51、資料 8-36）。ハード面についても、校舎及び実習施設である医科歯科総合病院等は、耐震機能を有している。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示するとともに、それに基づき適切な大学運営を行っている判断できる。

10-1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、第三次中期構想において、6年間の構想期間（2017～2022年度）の財務計画を明示しており、予算編成に際しては、財務計画を含めた中期構想を基に、予算基本方針及

び事業計画を策定している（資料1-17【ウェブ】、資料10-(1)-16、資料1-18【ウェブ】）。これらに沿って各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）から、「予算規則」に基づき作成された予算要求書が提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング（予算査定）が行われる（資料10-(1)-17）。予算査定において、事業計画との整合性及び重要性並びに費用対効果を勘案のうえ要求額を調整し、真に必要とされる額を予算化する。このほか、看護大学部門等の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する（資料10-(1)-6）。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を経て最終的な予算案となる。理事長は予算案について、学外理事を加えた財務委員会で意見を聞くほか、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後、理事会に付議し、年度予算が決定する。このように学園の中期構想を基本として、事業計画に対応し、明確なルールに基づいて予算編成が行われている（資料10-(1)-18）。また、予算決定後、事業計画とともに学園ホームページにおいて公表し、予算編成の透明性を高めている。

予算執行は、各予算執行責任者の管理の下、「経理規程」、「経理規程施行規則」及び「学校法人会計基準」に則り、適正かつ効率的に執行することとしている。配分された予算の執行に当たっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を財務課において精査のうえ支出している（資料10-(1)-19、資料10-(1)-20）。

予算執行状況については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、毎月理事長に報告している。各部署においては会計システムにより随時、予算執行状況が把握できる仕組みとなっており、次年度の予算要求書を作成する際も予算執行状況を踏まえ分析・検証を行っている。

10-1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、法人・大学運営が適切に行われるよう「組織規程」、「事務分掌規程」及び「管理運営方針」に基づき、組織構成と役割分担等が明確に定められている（資料3-1、資料10-(1)-21）。なお、本法人は小規模法人であるため、法人本部は設けておらず、管理部門各課が法人業務を分担している。事務の遂行については、理事長の命を受け、事務

局長が事務局を統轄しており、事務局次長は事務局長を補佐し事務局の事務を整理し、課長は上司の命を受けて当該事務課の業務を遂行している。なお、業務の管理及び運営を円滑にするとともに、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理を図るため、法人役員、各学長・副学長、病院長、事務局長及び事務局各課の課長、課長補佐で組織される「事務連絡会」を月 1 回開催している（資料 10-(1)-22）。この他、事務局長及び事務局各課の課長で構成される「課長会」を月 2 回開催し、常任役員会で報告・審議される事項の確認、諸課題に関する協議、情報共有等を行っている（資料 10-(1)-23）。

職員の任免その他人事に関する権限は、「就業規程」及び「組織規程」に基づき、任命権者である理事長にある（資料 6-4、資料 3-1）。採用については、「就業規程」及び「管理運営方針（職員の採用）」に基づき行っており、ホームページ、ハローワーク、新聞広告等で公募のうえ、事務局長及び課長等による面接に重点を置いて選考している。採用の時期は、通常は定年退職等に伴う補充が目的であるため 4 月であるが、依願退職等で緊急に補充の必要がある場合は適時対応している。なお、業務内容の多様化、専門化に対応するため、有能な新卒者のみならず多様な経験や専門知識を有する者を、各事務課の専門性等に応じて採用・配置しており、具体的には、優秀な学生を確保するとともに就職活動を促進するため「学生・入試課」に学生募集や就職支援に関する多様な経験を有する実務経験者を、情報化に対応するため「教育支援・教学 IR 室」及び「情報図書館課」に情報システムや情報処理に関する技術者をそれぞれ採用した。昇任・昇格については、「人事考課規程」及び「給与規程」に基づき行っている（資料 10-(1)-24、資料 10-(1)-25）。

本学の人事考課制度は 2004 年 7 月から導入しており、「中期構想」等をベースに各職員が設定した 1 年間（1～12 月）の目標の達成度等を勘案し、その業績、意欲・態度、能力を評価し、給与等の処遇に適正に反映するとともに昇任等の任免に活用して、組織の活性化につなげている。評価に際しては、自己評価、一次評価を経て、全学的な調整を図りながら二次評価を行っている。なお、評価結果は所属長より本人にフィードバックされ、能力の育成・活用を図っている。2013 年度に事務局管理職員の任用制度として導入した管理職任期制は、この人事考課制度を活用した事務職員対象の人事制度である（資料 10-(1)-26）。

教職協働に関しては、教学運営及びその他大学運営に関わる委員会のほぼ全てに事務職員を委員として参画させ、教職員が協働して学生の教育、厚生補導等の支援に当たっている（資料 10-(1)-27）。また、教育支援・教学 IR 室及び地域連携センターは、教員と事務職員で組織しており、教職員相互の理解の下、教育の推進及び学生の学士力向上並びに社会連携・社会貢献を目指し、その機能を果たしている。

以上のことから、本学は、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設置し、適切に機能させていると判断できる。

10-1.5. 大学運営を適正かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

教職員の研修については、「就業規程」第36条第1項で「教職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、絶えず自己啓発に努めなければならない。」としており、これに対し、同条第2項で、「学園は、教職員の研修機会の提供に努めるものとする。」とされ、組織的に研修を実施することになっている（資料 6-4）。具体的には、年度初めまでに総務課人事係にて素案を作成し、課長会及び常任役員会を経て決定される「教職員研修計画」に基づき、学内で階層別研修及び専門研修を実施するほか、私学関係団体及びその他の外部団体が主催する外部研修への参加についても促進している（資料 10-(1)-28）。2021年度は厚生補導関係として学生の多様性（LGBT）に関する理解を図ったほか、自己点検・評価委員会の決定に基づき、内部質保証に関する理解を深めることを目的とした研修を実施した。このほか、職員の資質向上を目的に業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を2017年度から制定し、職員のスキルアップを推進している（資料 10-(1)-29）。なお、研修方針については、前述の「教職員研修計画」に盛り込まれているが、2021年7月に「管理運営方針」における「スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施」として改めて明確に定め、教職員に周知することとした。

このように、本学では方針に基づき、組織的にSDを実施し、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上に努めている。

10-1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における点検・評価は、2通りの方法で実施している。中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル（1年周期）を機能させている（資料 2-4【ウェブ】）。これに加えて、開学から完成年度まで各種委員会が策定した目標及び活動内容、その活動内容を点検・評価した結果により抽出した課題及び問題点を改善するための活動内容を策定するPDCAサイクルにより、点検・評価を毎年、実施していた。この点検・評価結果を2021年8月に「福岡看護大学《現状と課題》—開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」として取りまとめた（資料 2-3【ウェブ】）。

この点検・評価結果を踏まえて大学基準協会の評価項目に基づき、自己点検・評価を行った。

今後は、PDCA サイクル(2年周期)として、大学基準協会の評価項目に準拠して、1年目は根拠資料を基に自己点検・評価を実施し、その結果や課題等を「現状と課題」として取り纏める。翌年度は、どのように改善されたかを点検評価し、「改善報告書」を作成することとし、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムとして確立させることとしている。

監査については、公認会計士(独立監査人)、監事、内部監査室による三様監査体制により、定期的に協議の場を設け計画の摺合せ、情報を共有しながら、効果的に行われている。

「私立学校振興助成法」に基づく公認会計士による監査は、8月から翌年5月の間に、期中監査・決算監査が行われ、2021年度は延べ70名によって実施される(資料10-(1)-30)。

監事の監査は、「私立学校法」、「寄附行為」及び「監事監査規則」に基づき、監事2名により法人の業務及び財産の状況について監査が行われる。監事は年度初めに監査の基本方針及び重点項目等を設定した監査計画を策定し、理事長に提出することになっている(資料10-(1)-31)。なお、監査に当たっては、理事会及び評議員会に加え、常任役員会に出席して法人の運営状況の把握に努めているほか、学長をはじめ課長等へのヒアリングを適宜実施して業務の執行状況について確認している。また、11月と5月の年2回監事報告会を開催し、監査結果を理事長以下常任役員に報告し、意見を述べている(資料10-(1)-32)。この他、内部監査室長、教育研究支援課長及び財務課長と毎月1回監査連絡会を開催し、課題となっている事項の確認と対応状況等について情報共有を行っている。

内部監査は、点検・評価結果により大学運営体制の強化に向け2015年に制定された「内部監査規則」に基づき、内部監査室長を中心に監査担当者により、年度毎の監査計画に従って適時・適切に業務監査及び財務監査を行い、その結果に基づき助言・提言を行っている(資料10-(1)-33)。

上記の公認会計士(独立監査人)、監事及び内部監査室による監査結果については、いずれも常任役員会、学園連絡協議会、評議員会及び理事会で報告している。

以上のことから、大学運営の適切性については、根拠に基づき、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでいる。

【COVID-19への対応・対策】

全学的な対応を協議するため、理事長の他、学園内の各施設から選出された代表者で構成する「COVID-19対策会議」を令和2年度から引き続き定期的に開催し、感染状況のフェーズに応じて全学的な対応・対策について協議を行い、教職員に向けて理事長名で「新型コロナウイルス感染症に関する注意について」を発信し、感染拡大防止対策を講じた。

10.2.長所・特色

本学では、学長が大学執行部の一員となる役職教員を選考するとともに、学長の下に教

育に関する情報収集、分析・企画立案等を行う教育支援・教学 IR 室を設置するほか、資金面でも学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出可能とするなど、学長が教育の改善・改革や教員組織改革等の教学マネジメントを行うにあたりリーダーシップを発揮しやすい体制を整備している。

また、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項について、法人役員、学長をはじめとする役職教職員等により構成される学園連絡協議会において協議し、教学組織と法人組織の意思疎通、意思統一の強化を図り適切な大学運営に努めているほか、法人役員、学長、事務局長及び課長等が構成員である事務連絡会において、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理に取り組んでいる。

組織の活性化については、人事考課制度を事務職員は 2004 年 7 月から、教員は開学した 2017 年 4 月から導入するとともに、管理職である事務課長及び課長補佐を対象に 2013 年度から管理職任期制を導入した。また、業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を 2017 年に制定して、職員の資質向上と能力開発に努めている。

このほか、大学運営体制の強化に向けて、2015 年度に内部監査室を設置し、公正かつ客観的に調査を実施するとともに、その結果に基づき助言・提言を行って、大学運営の質の向上につなげており、今後は更なる業務の適正化・効率化に向け、公的研究費等のリスクアプローチ監査を含めた内部監査の充実・強化を進めていく予定である。

10.3. 問題点

なし。

10.4. 全体のまとめ

大学運営については、2021 年 7 月に「福岡看護大学 管理運営方針」を定めて明示し、全教職員の共通理解のもと、改善・充実に向けて取り組んでいる。

管理運営体制については、法人組織、学長及び教授会等の権限と役割を明確にするとともに、学長が選考を行う役職教員の配置、エビデンスに基づく教育改革を実践するための教育支援・教学 IR 室の設置並びに学長裁量枠として学長重点配分経費の配分など、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備しているほか、事務局を含めた教学組織と法人組織間の情報共有、教職協働を踏まえた適切かつ機能的な事務組織の構築、計画的な教職員の資質向上研修の実施及び諸規定の整備等についても積極的に取り組んでいる。

予算配分・執行については方針・関連規定に基づき良好に管理されており、監査体制についても三様監査により強化を図っている。

また、中長期計画である第三次中期構想の実現に向けて策定した年度ごとの事業計画とその進捗状況及び実施結果である事業報告書を根拠として点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図っているほか、今後、隔年ごとに大学基準協会の評価項目に準拠して、点検・評価を実施し、その結果や課題等を取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価する予定としており、不断に大学運営の適正化に努めている。

このように、本学の大学運営は、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、適切であると考えるが、今後は、自己点検・評価委員会によるPDCAサイクルを一層効果的・効率的に回して改善策を講じながら、更なる整備・充実を図りたい。

10-2. 現状説明（財務）

10-2.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、第三次中期構想の財政面に関する基本構想において、「安定的な組織運営を継続するため、収入基盤の確立及び効率的な組織運営による財務構造の改善を図り、病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する。」とし、財務基盤強化のための目標を次のとおり定めている（資料1-17【ウェブ】）。

- ・本学園が継続的に発展し、社会からの要請に的確に応えるため、第三次中期構想を踏まえた財務計画を策定する。（資金収支計画、事業活動収支計画）
- ・学生納付金を安定的に確保するとともに、外部資金（補助金・寄付金等）の獲得及び保有資産の運用による増収に努める。
- ・医科歯科総合病院、口腔医療センター、介護老人保健施設は収支改善に努め、早期に独立採算による安定した運営を目指す。
- ・効率的予算執行と業務合理化により経費の抑制を図る。

また、中期構想に示された構想内容を実現していくための経営的な裏付けとして、財政計画を明確にする必要があるため、第三次中期構想においては、病院改築など構想期間に予定されている事業及び2017年4月に開設した福岡看護大学の推移を踏まえて資金収支・事業活動収支計画を策定した。

財務関係比率に関する指標等は設定していないが、2017～2020年度における学園全体の「貸借対照表関係比率」と「事業活動収支計算書関係比率」の経年推移は表10-1（財務関係比率）のとおりである。2020年度の各比率は貸借対照表関係比率では、特定資産構成比率は63.9%（全国平均23.6%）、純資産構成比率は87.3%（全国平均85.6%）、繰越収支差額構成比率は0.3%（全国平均△19.6%）で推移し、良好な数値を示している。また、総負債比率は新病院建設資金の一部を日本私立学校振興・共済事業団及び市中銀行から借り入れたことにより、12.7%（全国平均14.4%）となっている。事業活動収支計算書関係比率では、人件費比率は61.6%で前年度比0.8ポイント低下、教育研究経費比率は新病院の取得経費、旧病院の解体撤去費等の支出増により、49.0%で前年度比18.0ポイント上昇した。学生生徒等納付金比率は47.7%、経営状況を示す経常収支差額比率は新病院の取得経費の増、旧病院の資産処分差額などにより、△17.2%で前年度より18.1ポイント下げ、全国平

均（3.8％）を下回っている。

※全国平均（令和元年度）は、日本私立学校振興・共済事業団『令和2年度版今日の私学財政』より引用。

表 10-1 財務関係比率

(1) 貸借対照表関係比率

No.	比率名	算出方法	評価	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2019年度 全国平均
1	特定資産構成比率	$\frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$	△	73.8%	68.5%	65.0%	63.9%	23.6%
2	純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	△	95.9%	91.8%	87.0%	87.3%	85.6%
3	繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	△	△ 3.7%	△ 1.3%	△ 1.8%	0.3%	△ 19.6%
4	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	△	106.8%	171.1%	90.1%	117.1%	241.6%
5	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	▼	4.1%	8.2%	13.0%	12.7%	14.4%
6	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	△	130.8%	250.2%	149.1%	314.8%	374.2%
7	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	△	99.9%	95.3%	90.4%	90.5%	97.0%
8	積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	△	97.4%	100.2%	99.4%	102.2%	71.9%

(注) 評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

(2) 事業活動収支計算書関係比率

No.	比率名	算出方法	評価	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2019年度 全国平均
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	▼	57.5%	58.4%	62.4%	61.6%	48.7%
2	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	△	29.7%	31.3%	31.0%	49.0%	40.4%
3	事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	△	7.5%	7.2%	1.4%	△ 22.4%	3.8%
4	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	～	44.6%	45.7%	46.2%	47.7%	51.0%
5	経常補助金比率	$\frac{\text{教育活動収支の補助金}}{\text{経常収入}}$	△	7.3%	7.7%	5.9%	6.2%	8.9%
6	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入}}$	△	41.6%	106.0%	6.8%	1.2%	8.8%
7	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	△	7.7%	4.9%	0.9%	△ 17.2%	3.6%
8	教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$	△	△ 3.8%	△ 4.1%	△ 8.4%	△ 27.4%	2.2%

(注) 評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

10-2.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的おそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況

収入面では、補助金・寄付金等の外部資金の積極的な導入、医科歯科総合病院・口腔医療センターにおける医療収入の増収及び資産運用による増収など多様な財源の確保に努めている。一方、支出面では、人件費については、適正な人員配置、人事考課制度の活用及び人事計画に基づく予算措置を行い、その他の経常的な経費については、予算の効果的な執行、管理的な経費の縮減を図るとともに不要不急の支出は厳しく抑制している。

2020年度決算における大学部門の経常収入は、学生生徒等納付金 6 億 7,800 万円、経常費等補助金 4,400 万円など、合計 7 億 8,900 万円となった。一方、経常支出は、人件費 4 億 4,900 万円、教育研究経費 2 億 4,600 万円、管理経費 2,300 万円など、合計 7 億 1,800 万円となり、経常収支差額は 7,100 万円の収入超過となっている。

学園全体で見ると、経常収入は、学生生徒等納付金 34 億 4,900 万円、経常費等補助金 4 億 4,900 万円、医療収入 18 億 3,400 万円、受取利息・配当金 5 億 9,200 万円など合計 72 億 2,900 万円となった。一方、経常支出は、人件費 44 億 5,000 万円、教育研究経費 35 億 4,300 万円、管理経費 4 億 6,300 万円など合計 84 億 7,600 万円となり、経常収支差額は 12 億 4,700 万円の支出超過となっている（資料 10-(2)-1）。支出超過となった主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による医療収入の減及び新病院取得に係る費用の増によるものである。

2020年度決算における学園の総資産は 668 億 9,500 万円となり、2017年度から 4 年間で 50 億 1,600 万円増加した。また、福岡歯科大学校舎建設資金として第 2 号基本金引当特定資産に 80 億円、教育研究の充実を目的として第 3 号基本金引当特定資産に 235 億 9,800 万円、減価償却引当特定資産に 90 億円など各種引当特定資産を積み立てており、学園の財務基盤の強化を図っている（資料 10-(2)-2）。

外部資金の導入については、教育研究の活性化及び財務基盤の強化を図るため、教職協働体制で積極的な取り組みを行ってきた。2017年度から 2020年度における科学研究費補助金及びその他の外部資金の受入れ状況は、3～4 種目に亘り 6～23 件で、受入れ総額は 800 万円から 2,900 万円で推移している（表 10-2）。

科学研究費補助金については、2021年度の申請件数は 38 件で前年度比 1 件の減となったが、採択件数は前年度に比べ 4 件増、獲得額は 710 万円の増となった（表 10-3）。また、

科学研究費補助金の獲得に向けた取り組みとしては、申請予定者を対象とした説明会を毎年開催するほか、恒常的に研究助成金を獲得している福岡歯科大学教授及び本学の部門長、分野教授を中心として、研究計画の指導等を積極的に実施している。

受託研究費（共同研究含む）については、教員個人の対外的な活動や業績に頼らざるを得ない状況であるが、2020年度は3件で300万円を受入れた。

寄付金については、「特定公益増進法人」及び「税額控除対象法人」の証明を取得したほか、2018年に日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金制度」を導入し、ホームページや広報誌等で本学への寄付に対する税制上の優遇措置について周知するなど、寄付金を受けやすい環境を整えている。なお、2020年度の寄付金の受入れはなかった。

表 10-2 外部資金導入の推移

(金額単位:千円)

分類	年 度	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	種 目	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金	基盤研究(S)	0	0	0	0	0	0	0	0
	基盤研究(A)	0	0	0	0	0	0	0	0
	基盤研究(B)	0	0	0	0	0	0	1	5,200
	基盤研究(C)	4	5,330	8	9,230	12	16,510	15	16,770
	挑戦的研究(開拓)	0	0	0	0	0	0	0	0
	挑戦的研究(萌芽)	0	0	0	0	0	0	0	0
	若手研究	0	0	0	0	3	4,550	4	4,160
	研究活動スタート支援	1	1,430	1	1,300	0	0	0	0
	特別研究員奨励費	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	5	6,760	9	10,530	15	21,060	20	26,130
施設整備・補助金	私立大学等研究設備整備費等補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立学校施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0
受託研究費		1	1,000	2	1,800	3	3,040	3	3,040
奨学寄付金		0	0	1	1,031	0	0	0	0
合 計 ()内:施設・設備整備補助金を除く金額		7,760 (7,760)	13,361 (13,361)	24,100 (24,100)	29,170 (29,170)				
受入れ総件数		6	12	18	23				
受入れ種目数		3	4	3	4				

(注)科学研究費補助金は間接経費を含む。

表 10-3 科学研究費補助金獲得額等の推移

(金額単位:千円)

種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額
基盤研究(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基盤研究(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基盤研究(B)	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	1	5,200	2	1	5,070
基盤研究(C)	5	4	5,330	22	8	9,230	30	12	16,510	26	15	16,770	26	17	22,100
挑戦的研究 (開拓)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
挑戦的研究 (萌芽)	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	1	1,820
若手研究	0	0	0	5	0	0	5	3	4,550	6	4	4,160	4	4	3,640
研究活動 スタート支援	11	1	1,430	7	1	1,300	0	0	0	3	0	0	4	1	650
特別研究員 奨励費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	5	6,760	35	9	10,530	39	15	21,060	39	20	26,130	38	24	33,280
研究者総数	29			40			40			41			42		
申請率(%)	62.1			87.5			97.5			95.1			90.5		
採択率(%)	27.8			25.7			38.5			51.3			63.2		
研究者1人当 たりの獲得額	233			263			527			637			792		

(注1) 申請率=申請件数/研究者総数 採択率=採択件数/申請件数

(注2) 科学研究費補助金は間接経費を含む。

資金運用については、「資金運用規程」に基づき、安全性を最優先としたうえで、有利な運用を行っている(資料 10-(2)-3)。2020年度の受取利息・配当金収入は5億9,100万円で現下の金利水準の影響等により前年度比4,100万円の減となったが、学生生徒等納付金収入、医療収入に次ぐ重要な財源となっている。2020年度決算における特定資産等の運用可能資産は437億円で2017年度から39億円減少し、平均運用利回りは1.69%から1.35%に低下している(資料 10-(2)-4)。

10-2.2. 長所・特色

本学は2017年の開学以来、入学定員を確保しており、開学4年目の2020年度決算における経常収支差額は7,100万円の収入超過となっている。また、2021年度からは私立大学等経常費補助金が交付されることから、引き続き収入超過となる見込みであり、教育研究活動の遂行と財政確保の両立が図られている。

10-2.3 問題点

本学園の福岡歯科大学校舎(本館・研究棟)、福岡医療短期大学校舎、アニマルセンター、体育館は取得後40年近く経過しており、老朽化が進んでいる。このため、2021年に

学校法人福岡学園将来計画委員会を立ち上げ、新キャンパス整備計画の検討を始めているところであるが、本事業には多額の費用がかかるため、財政基盤の強化が必要となる。

10-2.4. 全体のまとめ

本学は2017年の開学以来、入学定員を確保しており、開学4年目の2020年度決算における経常収支差額は7,100万円の収入超過となっている。また、2021年度以降、私立大学等経常費補助金が交付されることから、入学定員を確保できれば、収入超過で推移する見込みである。

学園の経常収支差額は2019年度決算までは収入超過で推移していたが、2020年度決算は新型コロナウイルス感染症の影響による医療収入の減及び新病院取得に係る費用の増により、12億4,700万円の支出超過となっている。なお、2021年度は医療収入が増収となっており、経常収支は改善される見込みである。また、2020年度決算における学園の総資産は668億9,500万円で、このうち、第2号基本金引当特定資産に80億円、第3号基本金引当特定資産に235億9,800万円、減価償却引当特定資産に90億円など各種引当特定資産を保有しており、特定資産構成比率63.9%（全国平均23.6%）、積立率102.2%（全国平均71.9%）と高い比率となっている。

このように、本学は教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しており、今後、新キャンパス整備計画に向けた更なる財政基盤の強化を図りたい。

終章

今回、初めての大学基準協会認証評価を受審するに当たり、開学時から実施してきた自己点検・評価のシステムを見直し、新たに「内部質保証の方針、体制及び手続」を策定し、全学的観点で自己点検・評価を行った。その結果、本学の「長所・特色」を再認識し、「問題点」を把握するとともに、本学の理念・目的の実現に向けた教育研究活動の充実及び改善のための取り組みは概ね適切であることが確認できた。なお、基準ごとの点検・評価の概要及び主な課題、今後の展望は以下のとおりである。

1. 理念・目的

大学の理念・目的は、「建学の精神」として定めている。建学の精神に基づいて教育理念を適切に設定し、看護学部の目的を踏まえ、看護学研究科の教育研究上の目的を定めている。看護学部及び看護学研究科の養成する人材像、教育研究上の目的については、教育目標を達成するために3つのポリシー（アドミッションポリシー：入学者受入れ方針、カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施方針、ディプロマポリシー：学位授与方針）をそれぞれ定めており、大学のホームページ等、様々な媒体を通じて、教職員、学生及び社会に対して広く公表している。

「第三次中期構想」については、本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な内容であり、大学としての将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定し概ね適切に運営している。

2. 内部質保証

本学では、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学 IR 室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進することとしている。より適切に内部質保証を推進するために、二つの内部質保証の PDCA サイクルを機能させている。1つは、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況について「内部質保証の方針、体制及び手続」に則り、毎年点検・評価し、次年度の事業計画に反映するための単年度周期で行う PDCA サイクルである。二つ目は、大学基準協会の評価項目に準拠し、隔年に行う委員会等の自己点検・評価による課題の抽出、その後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告という2年周期の PDCA サイクルである。この二つの PDCA サイクルを回すことで内部質保証システムは概ね機能している。2021 年度から導入した新しい内部質保証システムの有効性、改善点については、今回の自己点検・評価活動及び外部評価結果をもとに検証する計画である。

3. 教育研究組織

本学では、建学の精神及び中期構想に基づき、対象の尊厳と well-being を支える看護専門職者の育成を目指した教育、研究の充実と発展を図るために、教育研究組織の編成方針に基づいて学部、研究科を始めとする教育研究組織を適切に整備している。今後も学問の動向や大学を取り巻く様々な環境等に適切に対応し、安定的な教育研究体制を維持するた

めには、より一層、福岡学園内での連携を深め、教育・研究・事務組織も含めて、三大学の共通部分の共有化、省力化を視野に入れた学園全体として効率の良い発展を図ることが重要である。福岡学園という複合組織の中での単科大学としての迅速な意思決定や動きの良さを確保しつつ各施設が有機的な連携をとっていくことが発展の鍵となる。この点を見据えた教育研究体制の見直しを図っていく計画である。

4. 教育課程・学習成果

看護学部・看護学研究科の学位ごとに学位授与方針とその関連を明示した教育課程の編成・実施方針について定め、公表するとともに各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価は行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みは、委員会等を中心に実施しているため、大学評価基準に照らして概ね良好な状態であると判断している。

今後の課題は、全学内部質保証推進組織と内部質保証システムに基づいた委員会の役割を明確にし、更に連携を強化しながら学生の学習成果を可視化し、評価・改善・向上を図ることである。

5. 学生の受け入れ

本学の建学の精神及び教育の理念に基づき「卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を策定し、その関連性を踏まえて、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を定めて、大学ホームページ等に求める学生像を受験生及び保護者にわかりやすく公表している。

入学者受け入れ方針に基づき学生募集、入学者選抜制度や運営体制の点検・評価及び改善については、入学試験委員会が中心となり適切に対応している。今後は、さらに教員の教育力や研究力向上、学生支援の強化、就職・進学支援、卒業後の支援体制を整えていくことが課題である。

6. 教員・教員組織

本学は、求められる教員像や看護学部・看護学研究科の教員組織の編成に関する方針を適切に明示している。看護学に関する教育、研究の充実と発展、及び看護教育及び地域社会への貢献を図るため、教員組織を編成し、概ね適切に教育研究活動を展開している。教員組織としての教育成果の向上や改善については、教育支援・教学 IR 室による分析結果をもとに FD 研修会で検討し教員の資質向上へとつながっている。

今後は、教員数の適正基準表をもとに、妥当性を検証し、採用や昇任等の判断基準にも活用できるよう改善を図る。

7. 学生支援

学生支援については「学生支援の方針」を定め、学生部長の下で、学生支援を所管する学生支援委員会等関係委員会及び関連部署と学生・入試課、学務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制が整備されている。この体制の下で、集団・個別の学生の修学支援、生活支援、進路支援、その他支援を総合的に実施し、定期的な点検・評価による

改善・向上への取り組みも実施されている。

今後は、方針に基づいた内部保証システムの適切性に関する点検・評価を行う体制づくりと改善・向上を図ることである。

8. 教育研究等環境

教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している。また、この方針に基づき、学生、教職員が安全かつ安心して学修及び教育研究を進められる施設・設備を整備するとともに学内ネットワークを構築するほか、研究マネジメント体制は概ね機能している。

今後は、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善・向上を図る計画である。

9. 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する方針は、建学の精神に則り策定し、明示されている。この方針に基づいて、本学が有する教育研究成果を社会貢献活動として、教員のみならず、学生にも浸透し実践され、地域住民との円滑な連携が継続していると考えられる。これらの取り組みは、大学の使命として、社会への知の還元という役割を全うしていると判断できる。今後はこれまでの点検・評価方法をよりシステム化し、PDCA サイクルの中でより充実した社会連携・社会貢献活動へ発展させ実践していく計画である。

10. 大学運営・財務

中・長期計画である「中期構想」の実現に向け、「管理運営方針」を明示し、教学のリーダーである学長の位置づけ・役割を明確にするとともに、安定した財政基盤の確立と予算執行の適正化、並びに機動的かつ実効性のある事務組織の編制と人材育成を図っており、適切に大学運営を行っている。なお、本学園の老朽化が進む校舎等に対応するための新キャンパス整備事業の検討を始めているところであるが、本事業には多額の費用がかかるため、財政基盤の強化が必要である。

以上のように、本学の理念・目的の実現に向けた教育研究活動並びにこれらの活動を支える財務基盤及び体制は概ね適切であるとの自己評価となった。今後は、さらに、本学の特色である個別性に応じた最適な生活（well-being）及び口腔を起点とした全身の健康支援ができる看護実践能力の育成を目指し、今回、明らかになった問題点を改善すべく、内部質保証システムを確実に機能させ、更なる充実・向上に向けて継続して取り組んでいくことが重要である。